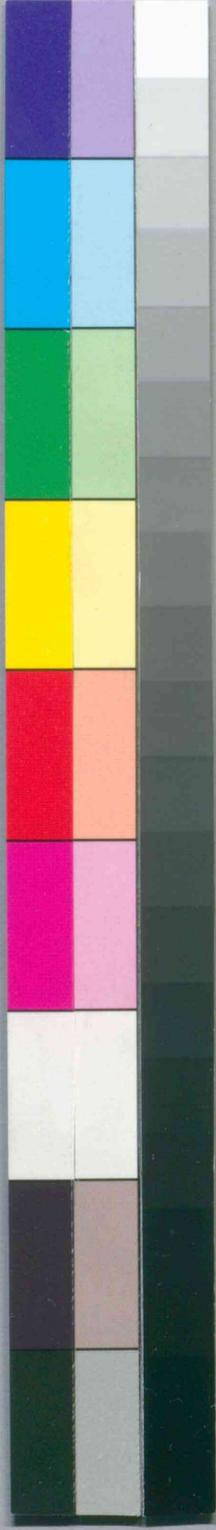
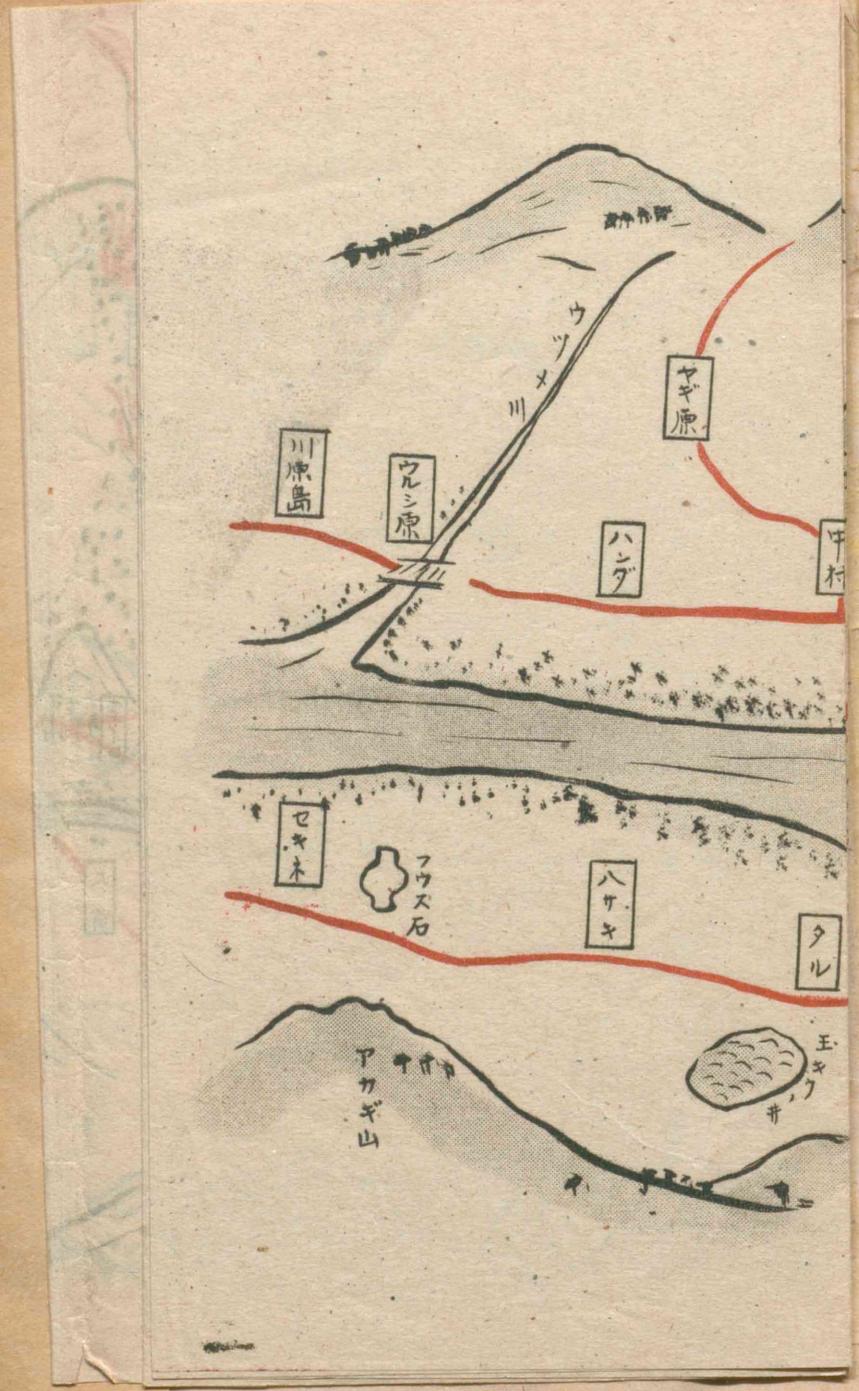
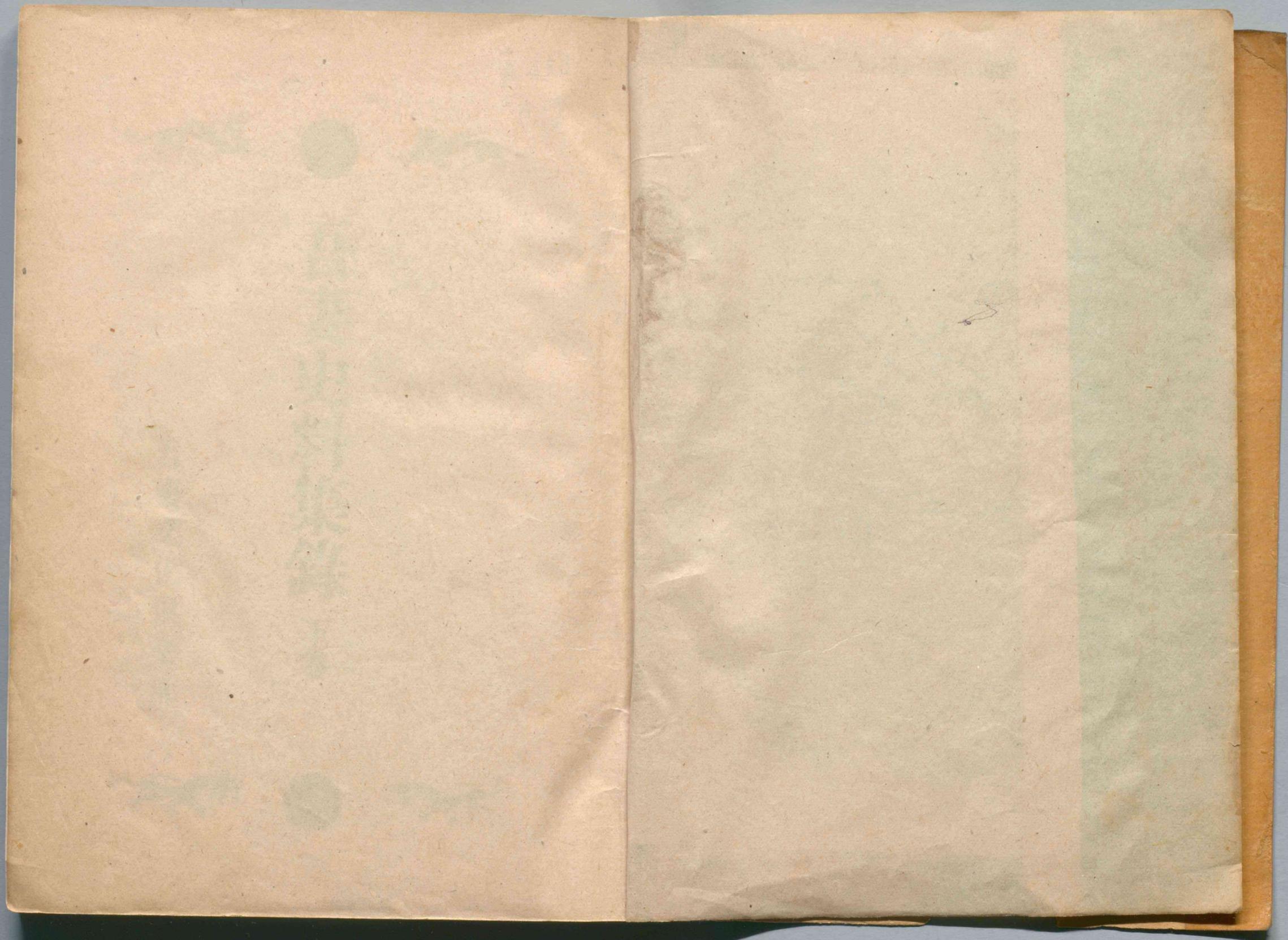


吾妻史料集録









K253

A19



吾妻史料集錄

下卷

吾妻文化俱樂部

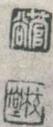


菅谷勘三郎書

懷古子集

昭和己丑初姓

校堂





善導寺秘藏の猿

善導寺秘藏の猿

吾妻史料集錄 下卷

目次

- 一、天明淺間山津波實記……………富澤久兵衛編…(一)
- 一、淺間山焼出も大變記……………義珍法印編…(四)
- 一、再編 吾妻記……………四 聖 編…(七)
- 一、修驗岩櫃語……………圓 聖 編…(九)
- 一、吾妻古城記……………(一七)
- 一、二 物 考……………高野長英著…(二八)
- 一、古 文 書……………(二七)

淺間山津波實記

富澤久兵衛記述

本書は天明三年に年齢五十七歳であつた原町の富澤久兵衛が、同年に際會した淺間山大噴火吾妻川筋被害甚大の狀況を己れの親しく目撃したところを基とし、之に聞込みたるところを加へて虚飾なく詳細に記述したもので誠に貴重なる資料である

原本は筆者の子孫が秘藏して居られるが、曾て東京帝國大學地震學教室に暫く借上げられたことのあるものである。此の筆者には此の外に郷土研究資料として有益なる數種の著述がある。

淺間山津波實記

富澤久兵衛 記述

天明三癸卯七月八日淺間山大燒崩押出る事神武以來大變末世子孫に咄傳度共命に限り書に綴るはを
うぎを知らず實に我見聞候處正説を記す
清 風

目 録

- 一、淺間山昔より度々燒事 卯年東え砂降北えどろ押出す事
- 二、押出し後にて面白事 不思議成る事
- 三、江戸え御注進之事 八月に成り諸色高値に成り不自由の事
- 四、村々御支配 付 流家數流死人數之事
- 五、御公儀様より御手當の事 田畑御檢見にて御引被下置候事

- 六、百姓騒動之事 冬木に花の咲く事
- 七、御朱印御役人衆御出被遊田畑開發之事
- 八、十二月穀相場之事 翌春同相場之事
- 九、昔より度々飢饉にて穀留之事
- 一〇、凶年喰方之事 茶屋てんや能く賣れる事
- 一一、當凶年に穀も不買事
- 一二、帶刀御免之事
- 一三、
- 一四、ひねかて圍ひ様之事
- 一五、世の中飢を氣付事
- 一六、天明六丙午正月丙午の元日此年又凶年の事
- 一七、立石の岩荒れにて押拂無之候故此岩の譯の事
- 一八、其 他

淺間山津波前代未聞大變實說の事

一、去る程に淺間岳は上野信濃兩國境山也東鏡に往昔源賴朝公三原野淺間野御狩被遊候頃もほや／＼焼しとなり元祿十四辛巳信州小縣郡と上州三原と山論の時御公儀様より國境墨引被仰付候に燒る所は上州分それより南麓は中山道信州追分村え四里北の麓は上州鎌原村峰迄壹里三十丁有る峰に石地藏有り鎌原に淺間大明神有り別當淺間山圓命寺同村に有り三原村々より毎年四月八日參詣に登り釜の廻り壹り餘の所を掛け念佛にて廻り六十年以前閏四月八日大に燒參詣の人夥數死る其後は閏年は決して參詣無用と言傳るほや／＼燒る事昔より晝夜無限扱又五三年の間に五度三度大燒有り其時に灰砂ふき上げ火燒上りどろ／＼雷のごとくなり燒る其音風下え三十里餘も聞える然所に天明三年癸卯七月八日朝四ツ時燒崩押出し大變之儀前代未聞也先當四月九日燒候所十里四方にて雷電か地震かと思へば淺間に燒立燒上るそれより度々燒五月二十七日諸國に灰降る其後も度々燒灰降り草木白く成る馬の草洗てあたへ桑も洗て蚕にあたへ候へ共毎日ふり候事なれば蚕半吉也六月十八日淺間麓田代大笹大前鎌原に小石三寸程降る其後も度々燒け灰降る事常陸國迄降る七月に成り毎日燒る信州上州相州武州越州野州常州迄灰に三寸より五六寸程の白毛降る七月六日より晝夜止むことなく燒る七日午刻より申刻迄砂降輕井澤より碓氷峠それより高崎辺迄は別て降り熊谷鴻ノ巢辺迄余程ふり蕨板橋迄堅三十四五里横は七八里の所夥數砂降り七夕の辰の刻よりしんの間にたり申の刻迄はてうちんならでは隣も行けず神なりしんどうして砂に岩交り降る淺間の近所え火石降る麓の村々をたゞ追分の者は家を明け七日朝岩村田迄逃出せばをたい岩村田よりも逃去候故八幡村迄逃げ人の家を借り居る二三日

過ぎ歸る然れ共杵掛より追分無難にて輕井澤宿四十二軒火石にて焼るうすい峠砂五尺餘り降り坂本三四尺降家三十
七軒砂にて潰れ坂本より賣女松井田辺え逃出し色々事等有之委細にも書き盡し難し妙義より一ノ宮在々松井田安
中板鼻近所迄横四里計りの所砂二尺程降る高崎倉賀野辺壹尺餘それより下野國佐野辺迄は二三寸降る
然る所高崎右京太夫様御屋敷より高提燈二張先に立て陣裝束にて乗り出し鐵砲持大勢連れ震動雷電の中え打込み町
々の若ものには金盥ドラ鏡鉢鐘たいこ打ならさせ時々聲を上げ町々を廻る其外年寄女中は百万遍町ごとにて申候へ
どもいかなくどろくどろく焼け震動雷電更に止まず直にいかづち鳴り落る様にひつかりわりくすれば軒の下えかゞ
み又なり出せば出てしやぎり漸う申の刻に成り晴天に成る七日の申の刻頃淺間より少し押出しなごの原にぬつと押
ひろがり二里四方計押ひろがり止る

扱又七日はより八日朝迄其焼やうのすさまじさ拾里四方にて戸鍵もはづれる程にゆれ渡り大地にひびき焼る八日
の四ツ時既に押出す淺間山煙りの中に廿丈計の柱を立たることくまつくろなるもの吹出すと見るまもなく直に鎌原
の方へぶつかへり鎌原より横え三里餘り(後改め候所三里拾一町なり)押ひろがり鎌原小宿大前西久保四ヶ村一度
にやつと押はらひそれより芦生田赤羽半出木今宮袋倉古森羽尾坪井與喜屋新井長野原迄竹木は不及申土藏家一軒
も無之流失大前は半分流失半分は火石にて焼け中居上村は残る與喜屋上村を残し横壁、上湯原、下湯前、河原畑下
夕村、林下夕村邊りは不殘流れ 右鎌原九十五軒の内九十三人逃助り四百六十三人死馬百三十疋死小宿村にて男二
十八人女一人助り百二十七人死小代にて二十二人死亡野原にて百五十二人流死人馬皆不見村中一軒もなく流失横谷
村一軒も不殘押拂死人九人馬十八疋見え松尾村下村流失三島村上郷より根古屋宮ノ下四戸迄に五十七軒流家死人

十三人馬八疋岩下矢倉南かは流れ北かは火石にて焼失厚田十九軒流れ但し四戸川上りえ卷寄迄流れる郷原は家は無
難川戸村九軒流失八日の四ツ六七分時原町え流れ来る新井より下村迄家二十五軒寺一ヶ所穢多二軒流失當六月掛替
候山田川橋上りえたな下迄三丁計押拂損る村々河邊り田畑夥敷押拂流家の内に一人も不殘家切り流るも有り青山に
て家拾五軒市城にて二十一軒村上にて十三軒川島村不殘流家北牧村百四十七軒無壹軒南牧御所流失家二十四軒白
井にて吾妻川利根川落合利根三十丁上りえ流れ半田漆原不殘流横は凡壹里にて流る八日九ツ時下新田萩原板井玉
村皆流失五領の御關所迄押それより利根川と分り新岸え押出し佐能堂田中と押貫き是迄淺間より川通り三十里五領
より利根河筋は下芝村不殘押拂其外川下段々押拂まだ是より下え十里餘も火石は出る利根川泥にてうまり淺く成る
栗橋より上えは十月迄船登らず泥ほれ流るまでは不自由に成候是迄死人夥敷人馬共に數髓は不_レ知 八日の四ツ時諸
人心持しんくとして小さむしく老若小兒迄皆いさます

然處にどろく押出す其音きもへびゞき大地はゆれわたり今大地へみりこむかと思ふ所へ川上より煙立満水押來る
直に河戸の田のぼより善導寺總門根迄一めに成り火石流出す其上に五丈計りくろく大山押出す山か波か二目と見
たる人もなし帳面書付金錢は思ひも不付回祿未來か命はめつ我先きと飛ぬけく高山に逃上り其時に如何成る田夫
野人も人間の色なる者は壹人もなしゆめのごとし也

一、原町のもの二人連にて郷原に行満水を見て逃出し厚田より切沢に一面に煙り火石流るを見て平沢に逃げ長坂までた
がひに物もいはず逃げそれより青木まで下り原町家の無難を見てゆめであらうかなゆめだらうかなとかへすんい
へば壹人はゆめなればよいがと答へると也

一、原町の商人しかも何がし也中之條にまゆかひに行き満水と聞き飛出し伊勢の森迄出て落合より下の町に火石流れ上りたるを見て折田の方へ逃行ながら程の大変は有るまじき事なれば我はきつねにまやされたるかと思ひ西中之條にて畑に大根を蒔き居たる人を見てかれと物をいふて見たしと思へどもめつたにこわくなりむせうに逃げ行き小川林の上より山田川を見れば橋が上りえ流る扱々まやされたりと思ひむせうに飛びやがて折田文左衛門殿にあひ候へば此人申に以ての外成る大變山田河橋上りえ流れ候然れ共せうぶぜは通り候間貴様にはせうぶぜを御渡り成されといはれそれで本心に落着しと也

一、群馬郡こあいぎ村にて半乗駕籠一ツ泥にて押上り其中に着類品書付等有り吾妻郡林村大乘院より川原湯村上湯原三之丞と申人えの書付一通有り依之拾八里川上の河原湯へ手紙遣し候へば三之丞早速参り着類の模様書狀の文言等委細に咄し候故然ば相違無之とて相渡しくれるこの三之丞と申人男四人女三人メ七人奉公人も抱へ馬四疋立て小質等を取り村方にて一、二の内福成る百姓、満水と聞き夫婦ながら孫をいだき庭へ飛出し見れば最早押來て折節土藏の戸も明置候所え家内の者不殘夢の如く藏の二階迄押上げられし時に本家土藏も押出し屋敷の高みにゆはひ神の社有るそこへ藏を押し上げ押潰れ候處に不思議の事なれば土藏のむね六尺程打われ候直にそれより逃出し高山え飛び其後にて藏も氏神の社も皆押拂ひ候

一、此度は不思議成る事様々有り河島より流れし人二里半程流れ半田にて上り或は漆原にて上り歸り候人段々有り

一、羽尾村にて馬壹疋何方より流來るか四足泥にうまり立死致し見えけれども村中押流され殊に泥深にて不行故死る

一、川島より婿嫁つれにて押流され十七八里流行き下芝村に押上げられ兩人共に生て歸りしも有り

一、川島村新八と申者流家、新八は三里計り流れ半田に上り無難に歸り女房は見えざれば御寺にて書物ももらひ新盆と思ひ候へば、十三里下の芝にて泥になり上りしを芝の者上て時衣をくれ其上にて村送りに中瀬渡りにて盆後に歸り候

一、上野國拾貳社大明神の内川宿根大明神河島村に有之候此度社押拂候て五十里も有之候所の行徳村にて御輪旨押上有り然所に行徳より飛脚参り候故川島より御迎に参り致三頂戴一罷歸り候

一、半田村の内半田島は八軒の村利根川の中島也四十二年先き戌年の満水にさへ無難の所なれども大水流來るを見て少し高き屋敷の九左衛門所え村中逃込候て二階え登り候へば直に二階え泥上る然所に其家づつと押出し隣平兵衛と申人の家え押掛居候所に其屋敷に元口三尺廻り程の樁二本有之候由其處え材木一丁軒來て二階より樁二本え橋に掛り候故直に材木を渡り樁にうつり二本の樁に四十五人すゝめのとまりたる様に残らず登り切ると二軒の家押拂ひふびんなり老人一人盲目一人材木を渡り候事も難成四十五人は助りしに二人を流し行くそれより二時程過ぎ水もひけ下りけれども村中家流候てたゞ壹軒押潰れ見えし故よふく足しろをして其家え行き最早ひもじくなりけるに押出し残りに大豆五升計り其家に有り茶碗に少しづゝ入れ火石にて萱屑をいぶしていりて喰ひ八日七ツより十日の晝迄四十五人にてくひ切り左右が河なれば行方なし前橋領間壁村の方へ川木様々を足しろにて泥の中を川ばたまで三百間程よろ／＼行きけれども渡る事叶はず時に川達者一人向村に行き食を貰ひ酒樽に入れて繩を付引て泳ぎ付四十五人にて少しづゝくひければ不思議成る哉兩方ふり分けに流れし川南え三分二流れ北へ三分一程流れ至て淺くな

りそれで残らずまかべ村を渡りしまひければ又右の通りに水ふり分けに流れ候由方便に見え候然所にまかべにて前橋様を御注進致し候得ば御屋敷より御米被下候故助り二十五日に本村を歸り候
其外流死人夥しく河島より下の者三日四日過ぎ五人六人歸り十日過て歸り五十日も過ぎ歸り候者有之候故一向に不歸者をも心待に待候者多し川島より下の咄色々承るに河敷平にて半田辺よりも横はゞ一里もひろく押流れければ流家其まゝかふれず流れるも有り二階などにてなきわめきて通るも有りあるひはかや屋根のむねに馬のりに居てなき通るも有り其外色々事等有之とも難し盡

一、我其時には前橋堅町下妻屋小兵衛殿同道にて蕪買に出河戸村金藏院にて淺間の話致し尤二三日とろ焼の事なれば人々一寸寄り合ても淺間の咄いたさぬ人はなし天せい成る哉我が心にも思はず押し候は淺間の釜なかり迄焼入押し出すも知れぬと何心もなく咄す然所に七澤寺御内儀見付て河より煙立といふ直に飛出して見扱は淺間焼貫け押出したるに無違と中里迄飛來て見れば平井土より立石を兩向一面に成り火水流れくる後より五丈も高く如山すゝ色なるもの煙立て押來る皆々高山を可逃と天狗山を心當て飛登り其時の心には逆も原町河戸一ト流れかいろくと思ひ我家内の者も難し逃運次第驚て濟まずと了簡極て古わらんじを見付てはき古草履を用意のために布呂敷に包みて 天狗山を登り爰にて見届け可し申吾妻かいろくならば榛名の方へ逃るなら助る事無違と落着て下妻屋兩人にてたばこを吹かす本川通りのすゝ色なる山は泥に火石交りて押出したると見え原町の圍木より高く黒き山煙立て矢をつくごとく流れ通る勢力如何成る家藏大木大石成り共けもなく押拂火石流るゝのすさまじさとへば小家くらの火石に酒樽

原町圍木より高く押出たる事筆不足故爰に書置是は見所による也川戸首ノ宮より水上にて見る人は原町屋敷かこい木一本も不見原町上野にて見る人は善導寺大門先谷杉より高く見へ候足は首の宮明神浦より内出の出ばりへはたき上げ十丈餘りも高く如山の押打上げ末程高し中里にて本川へすつと引落し候

内はふみ込てむざとあゆむ事もならず七八日の内火石煙り立山田川へ流れ上りたる火石五間四方程也
十二三日の間煙りそれより雨さへ降れば焼崩れて段々焼崩れ小さくなる其外五尺八尺の大石は畑川原に沢山に有る後は焼崩れ土に成る淺間麓に鎌原より半道程上に百間餘の大石貳ツ有り後はいくつともなく焼われて有り矢倉え八間四方の火石有り群馬郡玉村に拾間程の火石有り五六尺ぐらひの火石は五十里も下へ流れ行く此度は水にてなし泥に火石交り數千軒の家田畑釜鍋金銀其外鐵物道具交りければ諸人申すに木金火水地の荒といへり昔より時々有之候塚穴を今はほりくづし作り畑に成る是は其昔火の雨が降るといひならし其時にこしらへたる塚穴と前々より申傳へ候と老人衆茶吞語に咄す

油樽くらしいなるも有り數限りもなく浮て流れ五間十間程づゝ煙を引て流れる其中には二階作りの大家そのまゝかへらず流れしもあり土藏杯も其通り流れるもあり一さかりはかや家の屋根計り見えて廿軒もつゞいて町のごとくに見えて流れるも有り、後にて聞けば河島より下にては人の大勢流通りしと承るに流死人夥數事なれどもどろ故か此邊にては一人も流れ通るは不見且つ半時計りの間に引けて後は兩向の畑場より河原まで一面にくろく泥斗りに成る其中に火石澤山に煙りてありそれより下に下りどろの中あゆみて見れば暖かなり至てあつき所も有り五六日の

然共何れの記録にも不見それを今時若い者聞て日に日に雨の降る事にてあらんといふ此度の大變も末世に至ては右の火の雨の様にはいはん委細に可書置と思へども中々難及此度外村より見舞に來る人いはるゝに何事も七分のまこと三分のうそといふに此度は見た人の咄より來て見て大きいと驚入る前代未聞の大變且半時の事なれども中々一日二日咄しても難盡筆紙にも難伸手前能々及見聞實事大概書記置者也

天明三年癸卯十月日記之

上州 吾妻 郡 原町

富沢 久 兵衛 清胤

五十七歳

- 一、當七月盆棚拵候事無用の由村々名主より觸出す觸れざる村とても河通り兩向にて盆まつり不致八月朔日節句不致候
- 一、淺間燒崩七月八日朝四つ時山より押出し原町迄拾三里有之所を四ツ六分に押來て九ツ時引ける是より川下拾三里御領の御関所迄迄九ツ五六分の頃押行候扱又押し出したる後は燒止るかと思へどもどろどろ燒る其音更に止事なし八日の夜に入りても至てひどくなるぢりぢり身にもきもへもしみわたりて戸かぎはがたゆれわたり又燒押出すかと其夜も居宅にも不歸諸人心を痛めけり九日の朝に成り少し音もひくし然共毎日どろどろ燒扱々万民不落着あかりとせしに漸く九月末に成りなる音止むさすれども燒る事は毎日也
- 一、淺間より武州迄も河向に不通用に成る中瀬船渡也七月十四日より通る長野原に十五日よりから橋掛る八月に成り漸く郷原にかり橋掛る

江戸表え御注進の事

- 一、高崎御城下砂壹坪に五斗五升五合有り七日八ツ時御注進出立
- 一、一ノ宮辺より八日に村々出立
- 一、南牧御関所流失に八日の八ツ時高崎より出立
- 一、吾妻泥入り御注進八日の夜中出立にて三島村吾妻一の注進
脇村は十日より段々出立川北村は不通路故中瀬船渡り迄は不叶盆後に追々出立致す
- 一、原町にて諸色賣買不自由に成る原町店々にて壹人に付荒以後は壺壹升茶百め宛より餘は賣不申難儀に候
八月相場錢壹兩に五貫文かへ塩一升代五十文大麥百文に貳升割壹升稗式升米八合然所八月半月程の内原町にて米壹升も賣人無之川向に通用も不成難儀致す
九月より諸穀引上げ賣買有之それより段々上る左に印す
- 一、淺間より牧迄の内田畑計り泥入りの村もあり流家有之候村計り牧村迄の内凡三十九ヶ村左に書印す

- 一、鎌原 原田清左衛門殿御支配
原 九十五軒流家
内 四百七十三人流死
- 一、古田五郎右衛門 古田 原田支配
前 五十四軒流家
十五軒火石にて燒失 二十七人流死
- 一、小宿村中 六十軒流家
百二十七人死
- 一、小宿 小宿 古田
の内 一、小代にて 皆流家 十二人助り
二十二人死

一、伊丹雅樂之助知行
三軒流失

一、西原久保田
九十八軒流失
五十四人死

一、中原居田
二十九軒流失
十人死

一、赤羽根
三十三軒流失
十四人死

一、古袋倉田
二十五軒流失
十七人死

一、深澤彌三郎
半出木
二十七軒流失
四十人死

一、立深石澤
七軒流失
十二人死

一、古芦生田
六十軒流失
十六人死

一、林原村田
十一軒流失
十八人死

一、河原湯田
十九軒流失
十四人死

一、原町田
二十二軒流失
外寺一ヶ寺
二軒流失

一、羽原尾田
六十三軒流失
二十七人死

一、能原キ谷田
八軒流失
五人死

一、河原畑田
二十一軒流失
四人死

一、坪伊井丹
二十一軒流失
八人死

一、古伊森丹
十三軒流失
十四人死

一、新原井田
六軒流失
二人死

一、長野原田
七十一軒流失
百五十二人死

一、横原谷田
二十四軒流失
九人死

一、松原尾田
六軒流失
三人死

一、岩原下田
十四軒流失
十二軒燒
四人死

一、矢原倉田
二十軒流失
十七軒燒
十一人死

一、原島田
五十七軒流失
十三人死

一、依田金十郎
厚
富長三平
十九軒流失
七人死

一、川伊丹、依田、
朝比奈左近、富長
十一軒流失
十一人死

一、保科外記
只
乘
四軒流失

一、保科辨三郎
青
山
十五軒流失
十人死

一、原丁田
五
六軒流失

一、原島 二軒流 一人死
一、河原島 百十七軒流 百十三人死

一、市原城 二十一軒流
一、村上 十三軒流 一人死

一、小野子 十二軒流 二人死
一、北原牧 町不殘 百四十七軒流 五十三人死

一、原田 御關所共に 二十四軒流失 五人死

右は流家流死有之村斗り也
流家無之田畑計り流失村は左に記

外に前村共
死人 千三百七十七人

一、御領所御役人衆七月廿一日吾妻郡え御出被遊飢人御助被遊十五以上六十以下の男にくる米式合十五以下六十以上の男は女同事めいくろ米壹合づゝ壹両に付壹石相場にて代金下され原町流家の人數百八人え飢米代金三兩二分被下二十日分被下九月三日に壹兩貳分被下九月晦日に金四兩被下右合而金二十兩貳分と永百文被下置候

但し七月八日より九月八日迄六十日分
外に金三兩九月三日に被下置

但し農具代壹軒え貳朱づゝ流家廿四軒え被下候
右飢米代金來る辰年より五ヶ年に返済仕る管に書付證文御取り被遊候
一、砂除場泥押場は勿論田畑共に至て秋作違候へば世間一統御檢見を願上候処御檢分上にて畑方も皆無の小前帳御取上被下田方は御檢見にて御引被下畑方も御領所にて三分五厘御引被下候御私領方方も四分五分六分と御引被下候
一、原田清右衛門様御支配吾妻牧村迄の内貳万石餘の内え千兩御引目被下置候処右畑方への御引ヶ有之誠にためし無之御事に候

百姓騒動之事

一、吾妻泥入場南の砂降場は申すに及ばず惣て灰降り候處の人至て人氣悪くなり無盡等或は借り方一向不埒其上南上州百姓騒も三年前天明元丑年八月にも有之
候其時は武州上州百姓騒ぎ候是は新町源の百姓騒立諸穀等買込メ賣に致すと云て九月になり三日三夜に左衛門五左衛門日野金井半兵衛三人にて
穀商人を拾五軒潰す板鼻宿より坂本迄の内にて十五軒をさん
工み□□□□□御運上三百兩づゝ毎年
に家打潰しそれより信州にても騒立沓掛より上田迄在迄にて三日三夜の内に四十軒打潰し前橋にても本町より在々迄にて差上申すべしと御公儀様え願上武州上州

糸絹真綿諸反物の運上取始る筈になり候へば八月十一日夜迄に騒立十九日夜迄に村々三十一ヶ村にて七十軒餘打潰され候此度より至て大なる騒ぎに候此度に紛るべしと思ひ書印す

二十軒餘潰す下野國佐野邊にて近在を掛け六軒潰し候然る所に上田御城下より同心衆を出し大勢からめ取江戸よりも同心衆御出なされ南上州の内にて悪者共夥しく揚り上田と高崎の牢に餘り候由直に御吟味の上ものとり致候者計り江戸へ引盗人の沙汰に成る十月になり此騒もしづまり申候辰三月になり秩父谷より百姓騒立寄居町にて穀屋三軒打潰し候

珍しき事

一、砂夥しく降候所は木の葉打落し冬木になり八月末に木の芽出る櫻の花咲きみだれ栗の花つゝじ杯も咲亂れ見事に候然れども砂場の様子冬雪降り候通り山里白砂にて淋しき事に候

御朱印御役人衆御出被遊田畑開發之事

御朱印

一、御勘定吟味役

根岸九郎左衛門

御旅宿

五郎兵衛

御証文

一、御組頭役

豊田 金右衛門

全

六兵衛

御朱印

一、御吟味役

田口五郎左衛門

全

三郎左衛門

一、同

荻野 伴右衛門

全

九兵衛

一、御普請役

早河留三郎

全

小左衛門

一、同

吉濱 佐七良

全

小左衛門

一、同

大西 榮八良

全

吉右衛門

一、同

長田 又兵衛

全

吉右衛門

一、同

村井 喜藏

全

平右衛門

一、同

鶴田 卯之助

全

善右衛門

一、同

小島 伊右衛門

全

金治良

御支配

一、御代官

原田 清右衛門

全

五郎兵衛

外に御手代衆五人

右九月御出被遊殘らず御廻り被遊候

一、御金五千兩原町五郎兵衛所に御置被遊村々え御普請金御割付段々に開發出來次第被下置候

右御金渡役原田清右衛門様御手代間半藏安井千藏御兩人上下四人づゝ五郎兵衛所御旅宿被遊宿賃御拂被遊候へども

不足の由五郎兵衛申に付壹人前百五拾文合て六百文づゝたしまい毎日〳〵の分九百石にて原町より出し可申由村役人より百姓方へ申渡候小前不承知なれども請け候管に致す右御金番の下番に郷原、山田兩組、在組、下沢渡、四方折田、西中之條、中之條、五反田、蟻川、平村、合拾貳ヶ村え被仰付一日に八人づゝ毎日五郎兵衛え喰物持參にて詰る然る處に遠藤兵右衛門様え御金引渡り十一月二十日より澁川え御金送り是より澁川にて御渡し被遊候段々江戸より御金附込む依之たしまいも不出相濟候故小前百姓相喜び候事也

十一月十四日江戸御出立

御朱印

一、久保田進重良

御証文

一、古川五郎兵衛

御普請役

一、荻野文吉

同

一、蓮見音治郎

同

一、關文治郎

外に八月御出被候衆中不殘御出被遊候

〇十一月中開発始る所に長須橋山田川橋御上様御入

用にて御普請始る其外所々川通り川除御普請成し下さ

れ田畑開発私領御領共に御助け被遊候御普請になり河

通りに石垣をつみ畑の石にて拵へ自然と開発になる然

る所に大三十日を限り正月二日より始め正月中に開発

仕り申候

原町米相場 (抄録)

一兩に付十二月四斗六升

辰二月三斗八升

三月二斗九升

白米百文七合

百文六合

百文五合

後は四合迄になる

飢饉穀留之事

一、村々酒法度の相談致一向買はずそれ故右酒屋も作らず候下り酒伊丹諸白を商人買上げ賣る壹升代四百文より五百文賣る

一、當時飢饉は河通り上場は泥入り外は毎日々々淺間焼け煙りにて天日をおさへ候故別て關東大飢饉に候處麥と秋物半分づゝにてくらし候村方は至て飢も致さず麥不相應にて秋作計り當てに致す惡地の場の者きびしく飢え河近の村にても山地惡地計り作り候人飢る、穀類日本高値國々にて穀留致故入り廻らず候

飢饉年喰ひ方之事

一、卯の八月よりくぞ、わらび、ところ、取らざる人は何れの村にも五人八人ならではなし然る所に寒中になり山凍て及ばず候て至て難儀の人喰方承るに麥五合に麦ぬか二升入れ是をこうせんに引きひばへかきませ四人口にて三度づゝの食にて二日のくひものに致す由云々

小ぬかを焼もちにして喰し者もあり〇薬をこうせんに引きくふもあり云々正月晦日迄の内に萩生村にてばかりも拾

四人に馬八疋飢死る云々

一、松の木皮をまつかうの如くに引き此粉一升に水二升入れよく煮て上水をこぼし捨て後え麦ばな二合入て是を喰ふ

一、麦ぬか二升え大豆一合を入れてかうせんに引喰も有り

一、地方も相應に持候人物貰ひに出る色々様々承る程恐ろしき事ばかり也数年油断致さず心掛けよき人は一向飢ゑず田畑沢山所持致しても平生油断にて心掛ざる人飢死る末世に至るも子孫に言ひ傳へ油断は大敵死る本也

一、村々にてところのあくを出す故何れの村にても堀に泡立つて濁る毒になり魚類死で流るゝ扱又扱種に大毒と申す事にて苗間を捲る時に村々觸れまはして堰へ流さぬ管になるそれ故か苗一統にふつていなり

一、辰四月になり川北の山にてだつなむしりきり南山え入込候處夥しき人なり柴山の口明き候時のごとく也ひば百文に賣り候へども之も四月になり市え一向出でずそれ故大小共にだつな取らざる人は何れの村にも一人も無之壹人にて一日に一かますづゝ取るひば二連の替りになると申す事也

一、四月迄の内に村々に飢人沢山有之村々にてれきゝの人とても人目を忍び遠村に物貰ひに出る有之候

一、茶の煮がらを干しうすにてつき粉にてめしにかきませ至極外のかて者よりくひよきものと云ふ事なり

一、茶屋てんや賣れ候事夥しく常々の十倍賣れる惣て市え在々よりかしこき人喰物を捲へ賣りに出る中店にて賣る甘酒だんごふすま焼餅麦ばなところの焼餅思ひゝゝにくひ物を捲へ賣りに出る市中にて買喰物者多し驚入事也誠に恥かしき事に候

一、茶屋其外至て儲かり在々より出てくひ物賣る人は一向飢ゑず重て凶年に用ひ難し右は御上様御助金拾万兩餘被下置

候故如何様なる人も金銀沢山所持致故てんやの儲け候向後凶年にても之を勘辨無之用ふべからず候

一、辰七月に成り信州塩尻村種賣り銀右衛門と申す人奥州より帰り候て話すを具に承り候所伊達郡保原町にて白米一升代二百三十二文致しそれより十三里脇二本松にて一升代四百文致候由二本松八百五十軒有之村にて半分は戸明けて居る半分は遠國え物貰に出候由同國津輕南部にては金壹分に白米二升づゝ賣買致候由誠にては猫馬牛を喰候者も有之と申す事候猫馬喰候人は死申候て牛喰候ものは死ざる由奥州は日本一米の下値なる國故平生油断にて穀圍ひ無之故数多飢人有之江戸其外遠國え物貰ひに出候人夥しく右之通の譯何れの蚕種賣り衆に承候ても實に左様違ひなく話し候故書記す者なり

蟻川村にて夫婦くらしの人來てかなしきくらしを委細に話し候儀は小ぬか六合づゝ夫婦にて一日の食に致すに一合程湯に入れて一人にて六七はいづゝのみ十日餘くらし後は小ぬか買候事もならず藁一把をこうせんに引き二人にて一日づゝの食に致候由是も湯に入て六七はいづゝ一度に呑み二十日程くらし朝起きて見れば眼は垂れふさがり又ばん方は引け候へども又よく朝は右の通りになるようよう麥にくひ付命生きのび候て參り委細に話し承り候也其外見聞に恐ろしき事ばかりにて書き記し難く候

干俣村彦五郎大笹村長左衛門大戸村安左衛門右三人の百姓

淺間荒に付帶刀御免之事

一、干俣村彦五郎は三原辺村々え物手金貸込候て藪、荏、蕎麥、米にて金子取立候商人に候處七月八日淺間山津波にて押出し川向に通路なり難く候處川北流家死殘の者ども單衣一つにて命からゝ逃出大前西久保中居赤羽根半出木今

宮の者八日の晩方彦五郎方へ逃行申所に彦五郎大に悦び其方たちは助かりしかひもじからう先づ食を喰はせよといふ所に段々逃込家内に透もなく重り居る然る所に鍋釜有次第飯をたき喰はせ我身代有切りは呉れ申すべしとて翌日早朝に信州上田え行き米百二十俵随分下値にて買ひ附込む其後にては米大上りになる五六ヶ村の死残りの者五六十日まかなひ置候時に其米大上りにて三そうばいになり儲る

一、大笹長左衛門は河東死残る者如何致候てや二三日過てどろ上を渡り生たる人とは見えざる様になり長左衛門方へ参るるそれ飯を喰はせよとて段々に來次第あたへそれより大釜にてたき着次第あたへる喰ひ次第歸り毎日ひもじくならずと毎日々々一度づゝ参り喰ては歸る凡三十日餘喰ひに参る

一、大戸安左衛門は我七十になり候所是迄奢りをはなれ出精致候所餘分の金子ものび候此度の荒にて大勢の人、死るか生るか云ふ我奢らぬ分の金を人の命の爲に此度遣はずは一生の内遣ひ候事は有まじさりながら脊に腹は替へられず僅かなれども餘分の所の金流家え合力致すべしと俾安左衛門え申渡し俾喜て承知致候

- 一、三島村五十七軒の流家え拾五兩
- 一、厚田流家拾九軒え五兩
- 一、岩下同二十六軒え七兩
- 一、横谷同二十四軒へ六兩
- 一、川戸同拾一軒へ三兩
- 一、矢倉同三十七軒へ九兩

一、松尾同六軒へ二兩

メ流家百八十軒 金四十七兩

外に河原畑喜左衛門え三兩

右之通り道橋通路出來ると直に持参にて合力致候

其外無難場萩生村などは至て作違ひ冬より飢死者有之候如此の村にても貸り出し出來兼て飢る人を見立隣郷の内え春中安左衛門方より手当致候

一、然る所に七月二十一日に御領所御役人衆御出被遊飢人共御吟味の上男にくろ米二合女に一合づゝ六十日の御手当被遊候御私領方よりも御手当被遊候然所に九月になり御公儀様より御朱印御勘定御吟味役御證文御組頭役御普請役段々と御出被遊候所流家の者ども村々小路々々へ罷出で申上候は私共は彦五郎殿御蔭にて是迄は助り居り申候此末の命御助け下さるべしと涙を流し願ひ奉り候川東の者共も右の通り村々入口え出向私共流家の者に御座候是迄は長左衛門御蔭にて助り申候此末助命御願ひ奉ると申候荒場の村々流家の者共に合力帳差出し申すべしと御吟味遊ばされ候て合力帳面御披見被遊候川原畑横谷松尾岩下矢倉三島厚田川戸村々え大戸安左衛門より奇特なる合力致候由被仰候其外は少しづゝ合力

- 一、山田村三右衛門は入山村にてせまき所故作違至て飢る候を聞付候て金三拾兩餘米にて貸し申候卯極月
- 一、三島村清兵衛は村方飢人え九月四拾兩極月三拾兩貸し申候

- 一、大柏木權左衛門は冬より春え掛け村方近村迄に百兩程貸し申候
 - 一、草津安兵衛は居村え辰の春五拾兩餘貸し申候
 - 一、原町六兵衛五郎兵衛は村方え辰の春兩人にて六十兩程貸しウ人共の連印を取り組頭の印形を取り貸し申候
 - 一、其外村々にて繰合能き人は三兩五兩拾兩二十兩とふり廻し相應に貸出し候扱又繰廻しも能き人にて一向に貸し申さざる人は所々にて何者にか火を付けられ焼け候方も御座候
 - 一、然る所に辰の秋になり右七人江戸へ御召出され候所彦五郎長左衛門安左衛門奇特の取計ひ致候へば御評定にて名字帶刀三人え仰付られ候殘りの者共えは奇特なる取計ひ致候由御褒め遊ばされ候ばかりにて候
- 然る所に御代官原田清左衛門様より六兵衛五郎兵衛兩人には如何致候事か麻上下一下りづゝ被下置候
- 此時世間評判に彦五郎長左衛門安左衛門此三人は格別なる取計ひ成し難き儀に候大きい衆の役印迄取り貸し候よりは小い衆の分限に應じ三兩五兩拾兩貸し候人こそ名聞に構はず結局宜しき様に思はれ候由人々言ひ候へども此節の事は何れなりとも貸して助け候事御祈禱に候

凶年にも穀買はざる事

村高九百二石六斗五合 原 町
 家數二百三十六軒内にて三十九軒当凶年に穀買はず
 高二百九十五石九斗一升八合 下之町

- 一、家數四十六軒内八軒穀買はず
 高二百六十六石六升一合 上之町
- 一、家數五十五軒内七軒穀買はず
 高二百八十八石八斗四升 山根組
- 一、家數九十四軒 内十三軒同断
 高四十六石四斗八升九合 上野組
- 一、家數二十二軒 内六軒同断
 高六十一石六斗三升二合 須郷沢組
- 一、家數十八軒 内五軒同断

右は原町の儀は近在より宜しき様に見え候へども當凶年に壹分に付麥一斗づゝにて買喰候へば油斷なり難きもの也在々の地面宜しき所に出精致候百姓は毎年穀物少々づゝもかこひ置此度大に金銀をのばす也

去年 大麥一兩二石も賣れ候へども當辰の三月壹兩に付麥四斗去年稗百文五升致候所當三月百文に付一升迄賣る此の如きの相場有之候へば作方大切に致し諸事油斷致さざる者也

天明四年甲辰八月 日
 原 町 富沢久兵衛清胤
 当年 五十八才

原町流家

| | | | | |
|-----------|-------------|-------------|---------|---------------|
| 長 大 夫 | 喜 大 夫 | 長 兵 衛 | 甚 右 衛 門 | 茂 左 衛 門 馬一疋 |
| 源 右 衛 門 | 太 兵 衛 | 政 右 衛 門 | 仁 兵 衛 | 五 郎 右 衛 門 |
| 庄 助 | 吉 郎 次 | 伊 平 次 | 市 兵 衛 | 治 兵 衛 |
| 新 之 丞 | 利 兵 衛 | 儀 右 衛 門 馬一疋 | 五 郎 助 | 上ノ丁組 兵 藏 |
| 上ノ丁組 | 同 林 右 衛 門 | 金 剛 院 | 九 立 石 | 藏 馬一疋 久 立 石 作 |
| 七 郎 次 | 半潰れ 瀨 左 衛 門 | 宗 安 寺 | | |
| 半潰れ 作 兵 衛 | | | | |

半潰れ共ニ二十八軒に馬一疋死る

天明六丙午年大凶年之事

一、丙午年正月元日丙午の日なり然る所に日蝕元日の午刻より西の方より缺け初め未の二刻皆缺け東の方に畢る依之當年は大旱魃にもか有之と人々思ひしに春中度々雨ふり入梅頃より別て雨しげし土用十八日の内一向に雨け無之日二日あり土用明けより三十日の内漸十日せい天七月十三日より十八日迄江戸大満水前代未聞にて惣て關東川筋大満水然る所に八月二十七日天下様御逝去十月八日御葬送也

今年春霜にて麥大違其上關東秋不作田畑共に皆無吾妻郡中御領私領御定免の所不殘御檢見になる

原町立石之事

一、立石の岩と申て河原の程に高さ四丈餘り地元二十間廻りの大岩石在り往昔は川の流れ川戸村のきはを水流れる大岩の廻りに原町立石河原名所とて古畑林等有之然所に川戸村より原町と争論になり善導寺金藏院其外の者立會取扱に濟す此譯は下のときはの淵出ばなより大岩え引き平井戸川はたの大石え引き河原半分づゝにて川戸原町さかひと定る大昔岩櫃城主吾妻太郎行盛落城の時立石岩の上にて自ら御首をかき切り河原の岸え投玉ふ是則首の宮大明神と鎮奉るなり右大岩四十二年前寛保二壬戌八月朔日關東大満水前代未聞と申所に其節にさへ無難の立石此度淺間荒にて押拂ひ何方え參り候や相知れず候尤も是を記すも無益なれども名所には有之候へども立石といふ事末世に至て知るまじきと思ひ委細記置

- 一、細川越中守様より二割増の御手傳に罷成り閏正月七日に江戸御出立被遊吾妻え十一日に御出被遊候首尾能く御檢分相濟みそれより南砂降場え御出被遊候右三國え細川様より金貳拾貳万兩の御手傳と申事にて候
- 一、原町田畑泥入三尺より八九尺壹丈程押入る
- 一、原町荒高百拾石貳斗七升九合、反別拾三町九反五畝一步同所御繩張貳拾壹町四反二十一歩御打出し被遊候
- 一、御上様より開發金壹畝に付永百拾九文づゝ被下置候壹畝七人掘りの積りに御座候十二月中に大がひ開發仕まひ石出しばかりに致し正月二日より初め早速任まひ候然れ共上は掘り計りにて御金頂戴、後にて能く存る所存に候

一、金三百兩壹分(開發金河除金)原町え被下置候金高
外に山田川橋分飢米代金被下置候

内六拾兩ト永式百七文八分 増金共に

四拾八兩貳分ト永四百六拾八文 河除金

一、諸懸り鏝式百七拾七文四分 金壹兩付 原町

一、原町金二十兩貳分ト永百文 飢米代金被下置候

一、原町金三兩 流家二十四軒え農具代被下置候 但ッ壹軒に貳朱づゝ

右飢米代金の儀は來る辰より五ヶ年に御返濟仕候筈に證文書付御取被遊候

一、秋作違世間一統御檢見奉願上候處畑方皆無小前よりの帳面書付御取上げ被下其上御檢見被遊被下候て御引き被下置候畑方共に御領所御私領共に四分五分六分に御引き被下置候

一、原田清右衛門様御支配吾妻中牧村迄の内式万石の内え千兩御引目被下置候處畑方迄御引き被下置候儀は誠にためし無之事に御座候

御代官原田清右衛門御支配計り左の通りなり外に御私領有之候

上州 吾妻 郡

三 島 村 五丁田村 與喜谷村 新井村

鎌原村 中居村 河原湯村 大前村

長野原村 羽尾村 林村 河原畑村

松尾村 岩下村 矢倉村 横谷村

原町市城村

メ十八ヶ村

同國 群馬 郡

村上村 北牧村 南牧村 川島村

メ四ヶ村

惣人數 八千八百四十五人

内 五千六百九十三人引

一、殘る飢人合三千百五拾貳人

男 千四百五拾壹人 卯七月八日より九月八日迄日數六十日の分但一日一人に米貳合宛

此米百七十四石壹斗貳升

女 千七百壹人 右同斷 一日一人、米壹合づゝ

内 三百二十五人 六十才以上十五才以下男但女同斷

此米百貳石六斗

合米貳百七拾六石壹斗八升

此代金貳百七拾六兩ト永百八拾文 但金壹兩ニ米壹石

但來辰より申まで五ヶ年賦壹年に金五拾五兩ト永二百三十六文宛返納の積りに御座候

上州群馬郡三ヶ村山津波泥押之儀に付申上候書付

一、村高六百八拾六石七斗壹升壹合ノ内

上州群馬郡 川 島 村

高五百八拾石程

- 一、流失家 百拾七軒 寺 壹ヶ寺
- 一、泥入家 貳軒 社 貳ヶ所
- 一、流失土藏 拾貳軒 堂 五ヶ所
- 一、同物置 貳拾七軒 山伏 壹軒
- 一、流死人 百拾三人 内 男 五十人 女 六十三人
- 馬 貳拾八疋
- 一、飢人 四百六拾九人 内 男 貳百六拾七人 女 貳百貳人

是迄當時手当仕差置申候

一、村高九拾八石四斗三升壹合ノ内

同國同郡 南 牧 村

高七拾石五升餘

- 一、牧御関所並柵矢來刎橋共不殘流失
- 一、流失家 二十四軒
- 一、同土藏 四軒
- 一、同物置 拾軒
- 一、流死人 五人 内 男 二人 女 三人
- 馬 八疋
- 一、飢人 九拾六人 内 男 四十九人 女 四十七人

是は右同斷

一、村高八百六拾三石ノ内

同國同郡 北 牧 村

高四百六十石程

一、流失家 百四拾七軒 寺壹ヶ所 興福寺
 一、同土藏 貳拾三軒 万日堂 寺所
 一、同物置 三拾七軒
 一、流死人 五拾三人

內男 貳拾人 女 三拾貳人
 馬 六拾疋

一、飢人 五百貳拾五人

內男 三百二拾人 女 貳百五人

是は右同斷

| 村名 | 村高 | 泥押高 | 流家 | 流物置 | 流死人 | 流馬 | 飢人 |
|-----|---------------|-------|--------|-----|-------------|----|--------------------|
| 三島 | 千八百八十七石三斗六升八合 | 三百七十石 | 半潰五十七八 | 二十七 | 男十三人 女九人 | 六 | 男二百五十八人 女二百五十八人 |
| 五丁田 | 二百六十七石 | 八十石 | 六 | 十 | | | 男三十八人 女十九人 |

御領所吾妻郡原田支配書上

| 河原湯 | 鎌原 | 長野原 | 羽尾 | 大前 | 中居 | 新井 | 與喜屋 | 林 |
|----------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|----------------|-------------|-------------|--------------|
| 七十三石七斗五升 | 三百九十一石一斗五升四合 | 二百五十二石七斗九升三合 | 二百五十八石七斗七升八合 | 百五十三石四斗一升二合 | 四十二石一斗二升 | 二十四石一斗五升五合 | 百二十六石三斗二升一合 | 百九十五石四斗一升五合 |
| 六十八石 | 三百石 | 二百四十二石 | 二百石 | 百石 | 二十一石 | 二十石 | 五十石 | 九十石 |
| 半潰十九 | 九十五 | 七十一 | 六十三 | 五十四 | 二十九 | 潰家六 | 潰家八 | 潰十一 |
| 六 | 五 | 九十一 | 四十六 | 十二 | 二 | 潰一 | 潰二 | 潰二 |
| 男十四人 女八人 | 男四百六十三人 女二百四十二人 | 男五百五十二人 女二百三十二人 | 男二百二十七人 女二十七人 | 男二十七人 女二十七人 | 男十八人 女七人 | 男二人 女二人 | 男五人 女三人 | 男十八人 女十一人 |
| 十一 | 百三十 | 三十六 | 三十 | 四 | 九 | | 六 | 三 |
| 男六十八人 女三十五人 | 男九十三人 女四十九人 | 男百八十三人 女百二十三 | 男二百二十六人 女九十九 | 男三百八十五人 女百九十一 | 男百五十五人 女五十五 | 男二十二 女十二 | 男二十三 女十三 | 男十七 女七 |

| | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------------|--|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 村 | 市 | 矢 | 原 | 岩 | 松 | 河 | 横 |
| 上 | 城 | 倉 | 町 | 下 | 尾 | 原 | 谷 |
| 五百八十五石一斗 八升二合七勺 | 二百二十石七斗二 升 | 二百二十二石三斗 一升二合 | 九百二石六斗五合 | 六百七石八斗五升 二合 | 二百九十六石七斗 三升一合 | 百五十九石九斗一 升三合 | 百三十四石三斗五 升七合 |
| 五十石 | 五十石 | 百石 | 百二十五石 | 二百七十二石 | 百六十二石 | 八十石 | 百石 |
| 半潰 ナシ | 半潰 二十一 | 燒失 流失 半潰 三十七 流失 十七 半潰 二 | 修驗 一堂 半潰 二外 二 | 燒失 十四 | 六 | 二十一 | 外 宮 一 |
| 半潰 九 | | 五 | 十一 | 五十一 | | 二十八 | 四 |
| 女 一 | | 女 男 十一 五六 | | 女 男 四 二 | 男 三 | 女 男 四 八 | 女 男 九 八 |
| 十 | | 十 | 三 | 五 | 二 | 十八 | 十八 |
| 女 男 七 七 十三 十六 | 女 男 八 四 十三 十八 | 女 男 六 八 十五 十八 | 女 男 五 五 十八 十八 | 女 男 五 六 十九 十九 | 女 男 五 五 十 十五 | 女 男 四 五 十七 十七 | 女 男 七 四 十六 十九 |

以上流家流死人數の書上げ

上州吾妻郡村々山津浪泥押之儀ニ付申上候書付

以下は人家無難田畑計り荒候書上の村々

| | | | | | | | | | | | |
|----|----------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|-------------|--------------|-------------|--------|------------|
| 村 | 横 | 郷 | 中之 | 西中 | 原町 | 大 | 新 | 平 | 箱 | 岡崎 | 計 |
| 名 | 壁 | 原 | 條 | 之條 | 在組 | 笹 | 卷 | | 島 | 新田 | |
| 村 | | | | | | | | | | | |
| 高 | 五十五石四斗八合 | 二百二十二石三斗一升二合 | 七百一十二石八斗六升八合 | 三百八十七石八斗六升二合 | 三百八十九石一升五合 | 二百八十八石七升八合 | 百七十一石二斗一升七合 | 四百七十九石一斗八升七合 | 五百五十石八斗九升四合 | 二百三十二石 | 三千二十八石四升四合 |
| 荒田 | | | | | | | | | | | |
| 畑 | | | | | | | | | | | |
| 高 | 二十石餘 | 二十石程 | 二十石程 | 四石程 | 四石程 | 二石程 | 三十九石程 | 二十石程 | 百八十四石程 | 二石 | 凡四百九十五石程 |

御代官所 原田清右衛門支配

吾妻郡内私領村高荒高の書上

| 村名 | 村 | 高 | 荒高 (泥押) | 流家 | 流死人 | 流馬 |
|-----|---|--------------|------------|----|-----|----|
| 芦生田 | | 百六十二石五斗九升三合 | 凡百五十一石四斗九升 | 六〇 | 一六 | 一〇 |
| 西久保 | | 五十七石一斗八合 | 二石 | 九八 | 五三 | 二九 |
| 小宿 | | 百十三石四斗九升四合 | 四十八石三斗 | 六〇 | 一四九 | 七〇 |
| 袋倉 | | 百九十六石三斗八升六合 | 四十五石五斗六升 | 二三 | 一七 | 一八 |
| 古森 | | 四十六石三斗 | 二十二石九斗九升 | 一三 | 一四 | 一五 |
| 赤羽根 | | 六十二石六斗五升四合 | 三十八石五斗五升 | 三三 | 一四 | 一七 |
| 立石 | | 九十七石二斗八升七合 | 九石一斗二升 | 七 | 一二 | |
| 半出木 | | 百四十三石二斗三升八合 | 五十七石七斗九升 | 二七 | 四〇 | 七 |
| 坪井 | | 八十四石三斗一升 | 二十五石七斗三升四合 | 二一 | 八 | 三〇 |
| 厚田 | | 二百十三石七斗一升二合 | 八十八石五斗一升四合 | 一九 | 七 | 六 |
| 川戸 | | 六百九十四石四斗七升四合 | 百五石一斗 | 一一 | 一〇 | 三 |

| | | | | | | |
|-----|--|--------------|-------------|----|----|---|
| 青山 | | 百九十九石八斗八升一合 | 百十石四斗二升五合 | 一七 | 一〇 | 五 |
| 祖母島 | | 三百七十石一斗七合 | 七十八石七斗一升 | 二 | 一 | |
| 小野子 | | 五百六十石一斗 | 百二十石三斗 | 一二 | 二 | 一 |
| 伊勢町 | | 六百二十一石九斗六升七合 | 百七十九石三斗六升五合 | | | |
| 金井 | | 二百五石二斗八升七合 | 一石三斗一升三合 | | | |
| 岩井 | | 七百三十七石一斗七升九合 | 四十四石四升 | | | |
| 植栗 | | 七百七十二石一斗三升三合 | 二十四石七斗一升八合 | | | |
| 小泉 | | 四百十三石九斗一升 | 七十六石九斗九升 | | | |
| 奥田 | | 百七十二石一斗七升六合 | 五石八斗四合 | | | |
| 泉澤 | | 二百〇八石七斗七升七合 | 十一石七斗二升七合 | | | |

以上御領私領五十三ヶ村の計

村高總 一万八千二百八十八石一斗一升七合

内荒高 五千七百十七石八斗七升一斗

流家 千二百六十五軒

淺間燒出し大變記

義珍法印記述

(淺間山津波實記)

流死人
流馬

千三百七十七人
五百七十疋

淺間山津波實記 大尾

淺間焼出し大變記解説

淺間焼出大變記は天明三年淺間山大噴火當時存命して居た三島村大武山義珍法印の記述したもので原町富澤久兵衛記録の淺間山津波實記と共に當時の情況を知るべき貴重なる資料である。但義珍は七月八日吾妻川溪谷に熱泥流の押出して通る實況を目撃はしなかつたと見えてこの点の記述に於て稍不十分と思はれる節はあるが全体としてはよく取まとめて書いてある。原本は何處にあるか見當らないが寫本は郡内に數本有る。こゝに集録したのは矢倉の竹淵武十郎氏所藏の寫本の又寫しである。義珍は自村三島は勿論近隣町村へ巡回祈禱をした相當な法印であつたといふ。

淺間焼出し大變記

一、抑我朝は天神七代地神五代にして於是天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命に二柱神修理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也故二柱神立天浮橋而指下其沼矛以畫者塩許袁呂許袁呂迹畫鳴而引上時自其矛末垂落之塩累積成島是淤能基呂嶋天地別天陰陽の初豊葦原の國と成人皇七代孝靈天皇の御宇辛未元年近江の國地一夜の内に割て湖と成此時駿河の富士山生すと云信州淺間嶽は持統天皇九丙申役の行者此山に登り玉ふ東北の山中に柳の井有り是に黒蛇居て毒水をはき行者怪て本尊に祇意し利劍を以て是を助く夫より峯に登て岩石を平にし自ら草の堂を構へ勤行す百鬼類來てひざまづき則福滿虎空藏晝夜に來て宿衛せり西北の方無劍の谷南の方に劍の峯北に鬼の岩屋東に遠見坂金龜岩は神變無明の山外の濱内の濱有り其後久しく登る人なし然る處弘安四年六月九日の暮方より西に黃雲出て皆人草木迄金鋪の光移る同夜四ツ時焼出し信州追分まで外小室より南へ四里余の間灰砂ふり火石今に有り北は山の麓迄押出し今に是の所石留と云誠に昔より燒山也文明元年三月十日越前國松葉の庄と云処より僧壹人來り是山に登り一夜を明せしが其夜色々の不思議の靈夢をかうむり鎌原村に住居して度々是山に登る後延命寺と成東叡山寛永寺の末寺是僧義海とて延命寺開山にて淺間大明神の別當也

一、于時天明三癸卯年四月九日より燒始り、夫より日々止事を得ず灰砂ふり、七月三日四日別而燒事甚しく輕井沢碓氷

坂本松井田安中高崎より武州兒玉郡榛沢郡三十日の内灰砂二尺三尺確氷笹ヶ峠は五尺六寸ふり人馬の通路なく上下りの大小名甲州迄廻り輕井沢火石降り三十軒餘燒失確氷の社家十四軒火石の重みにてつぶれ右の村々山々諸作草木冬山の如し同四日の晚淺間吹出し火石砂五丈も高く打上火石火の手まりをとるが如き煙の先に石砂雨の如し同五日の晚八ツ半時淺間山より黒雲寅卯の方へそろ／＼と押渡し壹丈余り光り物くる／＼と廻り火花稲雷の如しそのけはしき事たとへがたし天魔外道の所爲ならむと鉄砲杯打ける我妻上妻嶽とおぼしき所にて彼の光り物次第／＼に薄くなり北國の方へ雲白々と散たり同六日上州確氷群馬郡武州榛沢郡兒玉郡の内晝夜闇の夜の如し家々の人々行燈をとほし往還の旅人提灯松明を持是淺間の煙なる故かふしぎや翌朝關八州は不及し申、信州加賀能登越中越後出羽奥州迄白き毛降り三寸五寸或は一尺余もあり昔慶安三寅年燒出しの節も諸國へ毛降ると云事あり文安年中にも降りし事年代記に見えたり七日は別て鳴事強く土をうごかし大地震の如くにて戸障子ぐわら／＼と鳴り山より北石とまり迄其日三度押出し鎌原村にては先年石留り故に夫より下へ押出すべくとは思はず只火石降る事を案じ人々土藏や岩の穴杯を心掛け置しなり同七日暮方より上州信州山々嶽々より黒雲淺間山へぬのを引くごとくにして光物東西へ飛人の形を成す物草津の白根万座山へ飛たりと云こと疑なし人々云に天狗の所爲か外道のなすわざならむとて神社にて祭りごと有りしなり同八日は朝より間もなく鳴る事皆草木迄も大風吹來る如くゆれ神佛の石塔ゆり崩し人々心持悪く念佛諸佛神に祈誓する處に四ツ半時分信州木曾御嶽戸隠山の辺より光り物淺間カ岳へ飛入しと見えし夫より山鳴動き押出し上州我妻川通り鎌原村を初として大前より川に附押通り候事第一番の水先に黒鬼と見えて大地を動し

家のかこひ森の木其外何百年ともなく年をへたる老木皆押しじき砂をとばしつなみ土を吐立煙を立震動雷電し第二の泥火百丈余り高く打上青龍くれなゐの舌を卷兩眼日月の如し一時計り闇の夜にして火石の光り雷ちのひびき天地は只崩るゝ如く火焰のほのほ空をつきぬく計り也田畑加免場所不殘只一面泥海の如し何の畑境か是を知らむ老若男女の流死未死すべき時も來らんに思ひがけなき命を大海のもくづとして淺間の鬼神地獄へ生ながらの人を埋め一時の災難霧まぼろし稻妻のきゆるが如し誠に大變目を驚かす計也前代未聞の事どもなく曾て村々田畑泥五尺七尺或は一丈余り押埋其中に火石有て燒る事三十日余り也

一、あわれなるかな吾妻川附村々流死人魂魄残り毎夜／＼出て川筋澤邊にて啼声有り毎夜／＼の事なれば所々寺々に於て飲食淨水をそゞぎ我鬼道を供養し木塔追善有り其後なく聲聞えずとなり

一、淺間山の麓に昔は鬼神堂有り慶長元申の年に燒失しと云ふ其頃其堂に奥州米沢の人と甲州府中の人茂左衛門と云ふものは山に登り大雨風しきりに吹來る是非なく是堂に一夜を明すなり四月九日の事也しか其夜の四ツ時女の形と見えしが堂へ入らんとするを黒鬼赤鬼出て表の方へ引出し松の木へしめく／＼し付釘ぬきにて舌を挟みひつ／＼となく音あらおそろしや又薪をよせて火を付其形墨の如し又右の婆なる者何國より來りしものか是も女と見えしか麓より峯へ鉄の棒にて責登り間もなく夜明けたり表は何の氣色もなかりしが浮世の罪人は山登ると云事うたがひなし右兩國の人信州へ下り是事を咄せしと云是を聞き妻女未岩村田在の茂作と云者の所にあり堂は山より西の麓なり柳ノ井より一丁程東に女人堂有り貞享年中武州江戸神田の者三人にて是堂に休し所にしきりに黒雲出て大雨風吹來東西を失ひ間もなく雲散て見れば三人來て一人残り二人行方しれず是非なく麓へ下り見れば右の二人は引さかれて

有しと云ふ又常陸國土浦の者四人連にて是山に參詣せんとて遠見坂まで登り東小淺間の峯にて話の旁聞えたり見ればせい一丈余りの僧白き衣を着し五人登來る皆々驚き麓までいつさんに下り此事を咄したりしに其里の者夫は天狗と云者ならむと云ふ是は寶曆十二年三月二十八日の事也

一、信州塩野眞樂寺昔より淺間大明神の別当也上州鎌原村延命寺是も淺間明神の別当也然處双方に別當のあらそひ有て寶永年中に出入有上州信州兩國の境山成が故双方にて別當いたし淺間明神配帳は右兩寺よりは是を致すなり

一、信州淺間山西南の麓普賢寺是は別當に無之先年燒出し五百余人の流れ死す其時此寺の眞海和尚出生は岩村田在の人なりしが母流死又諸人をあわれみて施餓鬼せしとなり其時も七月八日の九ツ時なり依之今に至るまで是寺に於て七月八日大施餓鬼有なり

大笹村 少々荒
原田清右衛門支配

大前村 流他家百軒
原田御支配 馬八疋

赤羽根村 原田御支配

鎌原村 流失家不殘
原田御支配 四百八十四人

西久保村 流家 二十一軒
死人 四十二人
原田御支配

中居村 流家 十六軒
流死 三十六人
原田御支配

芦生田村 流失家不殘
流死 三十三人
古田五郎右衛門知行

羽根尾村 流家 五十一軒
人 二十二
原田御支配 馬九疋

今井村 深澤彌市御支配

小口村 流失家不殘
流死 四十五人
古田知行

袋倉村 流死 十二人
古田知行

半手木村 流失家不殘
人 十三人
深津彌市知行

小笹村 流失家不殘
流死 三十三人
古田知行

勘羽木村

立石村 流家 三軒

河原畑

流失七十三石之内七十石
荒人七人
原田御支配

松尾

流失三十丁余
家六軒
原田御支配
人三人

坪井

流失三十一石
人八人
伊丹雅樂之助知行

横壁

流失三十三反
三畝十五分
原田御支配

長野原

流失二百十人
原田御支配

岩下

流失家二十九軒
同二十七町荒
原田御支配

林村

流失家十四軒
原田御支配

河原湯

流失十七人
原田御支配

矢倉

流失四十軒
人十一人
馬十七疋
原田御支配

横谷

高九十石余荒
人十一人
馬二十六疋
原田御支配

三島

流失二百七十石余
流失家五十七軒
人十六人
馬八疋
原田御支配

郷原

流失二石
原田御支配

原町

流失二百十六石
在組四畝步
流失家十六軒
原田御支配

中之條

流失二十一丁
原田御支配

伊勢町

流失二十五丁
家三軒
人一人
馬一疋
保科辨三郎知行

厚田

流失九十石余
人三人
馬四疋
依田金十郎
富永鞞負知行

小泉

二丁余荒
小栗大學

箱島

原田御支配

川戸

流失百十三石余
流失家十軒
人十人
依田富永
伊丹朝比奈四給知行

泉澤

一石五斗荒
朝比奈左近

岡崎新田

原田御支配

金井

流失畑四畝八分
林三反六畝十九步
保科辨三郎知行

岩井

流失八組分
人一人
保科辨三郎知行

植栗

流失二丁余
土屋備前知行

新卷

流失一丁四反
小栗大學知行
御領所支配

奥田

土屋備前守知行

五丁田

原田御支配

川島

流失百五十軒
人百二十八人
原田御支配

祖母島

流失二十八軒
原田御支配

金井

原田御支配

澁川 遠藤兵衛門支配

小野子 流家十七軒
人一人 馬六疋
原田御支配

中村同 御支配

南牧 流死百三人
原田御支配

青山 流失七十三石
家十七軒 人一人 馬四疋
保科辨三郎知行

北牧 原田御支配

市城 流失九十二石
家二十一軒
原田御支配

大崎 遠藤兵衛門支配

村上 九百石餘ノ内三百石知行取
り 流失百十八石
原田御支配

半田同 支配

白井 吹屋

惡津

漆原

川原島

一、村高壹万九百八十五石九斗七升二合七勺

我妻二十八ヶ村

田畑荒高三千五百五十三石四斗五升五合

群馬 四ヶ村

此反別四百九十四丁三反二畝十二步

合 三十二ヶ村

高 七百七石四斗五升五合

内 田反別 五十七丁六反四畝二十步

高 二千八百四十五石八斗九合

畑反別 四百三十六町六反七畝二十三歩

流失家 九百三十五軒

流死人 九百三十四人

内 二十二ヶ村 四百四十三人 男 四百九十一人 女

流家殘惣人数 三千百五十二人

馬 三百八十五疋

内 千七百七十六人 男 千三百七十六人 女

一、我妻川 附私領村々

流失家 二百五十九軒 吾妻群馬二十ヶ村

流死 四百三十九人 馬 百二十二疋

御領私領惣々 流失家 千百九十四軒

流死 千三百七十三人

信州武州上州灰砂泥火石用水往還惡水除

群馬郡澁川町旅宿

御勘定御吟味役 根岸九郎左衛門

同役組頭 豐田金右衛門

同役 田口五郎左衛門

同御普請元ノ役 甲川富三郎

御普請役 大西榮八郎

御吟味役 下役 吉濱左七郎

御普請金割元 遠藤兵左衛門

御普請代官 古川五郎兵衛

御勘定御普請役 連見音次郎

萩野文五郎

赤羽根 勘羽木

中居 河原湯 三島

新井 横壁

興喜谷 久保田進十郎

西久保 長岡文兵衛

大前 関文治郎

御勘定御普請役

同郡原町旅宿

御勘定御普請役

御勘定御普請役

大笹 鎌原 小宿 大前 西久保 中居 赤羽根 勘羽木

菅生田 袋倉 古森 興喜谷 新井 横壁 河原湯 三島

厚田 金井 川戸

同郡原町旅宿

今井 立石 羽根尾 坪井 長野原 林村 河原畑 松谷 松尾

岩下 矢倉 郷原 原町 中之條 伊勢町 平村 青山 市城 村上

群馬郡金井旅宿 萩野 伴右衛門

御勘定御普請役 堀田六郎左衛門

村井喜藏

田中赤藏

奥田 五丁田 箱島 岡崎新田

吹屋 白井 河久津 澁川

篠山十兵衛

砂場三十ヶ村組合 御勘定御普請役 三谷佐市兵衛

外砂除ヶ村六ヶ村組合 下妻群治郎

外九ヶ村組合 同郡中宿村 宿 川勝多治郎

外四ヶ村組合 御勘定 仲田藤藏

外三ヶ村組合 御普請役 小川喜一郎

外十一ヶ村組合

外四十五ヶ村組合

水口、秋間より輕井沢、南蛇井、沓掛、逢口落合下仁田辺迄

右は砂除用水道原市八本木往還道引平場村

武州榛沢郡中瀧村旅宿

群馬郡惣社村旅宿

川除ヶ八町河原迄組合

拾參ヶ村組合外八ヶ村組合

外二十一ヶ村組合

八斗島二十三ヶ村組合

土 〇 川道演

武州兒玉郡用水新井下室外二ヶ村組合仁手外六ヶ村組合川除ヶ中瀧谷ヶ島十三ヶ村組合

外十一ヶ村組合用水江波八ッ口上次戸十三ヶ村組合谷ヶ島五ヶ村組合外十三ヶ村組合堀

米内四ヶ村組合

武州兒玉郡澁上村旅宿

下奈良、四万、〇城、上次戸、

四ヶ村組合外三ヶ村組合

羽倉權治郎

御勘定 飯家秀雄

杉浦勇吉

御勘定 橋爪順助

御普請役 鬼野瀧四郎

町田長三郎

中村大右衛門

御勘定 吉川榮左衛門

吟味役 近藤市藏

川除ヶ中村半田漆原七ヶ村組合

用水外六十四ヶ村組合

勢多郡前橋町旅宿

御普請役 和田婦志藏

飯塚安左衛門

御勘定御普請役 石田儀右衛門

波辺文平

玉村之内 野田文藏

御勘定 市野伴之進

御普請役 若田喜内

長枝武兵衛

往還 同郡同所旅宿

川除ヶ往還用水砂六拾八ヶ村組合

同郡平塚村旅宿

御勘定 吉田金治郎

御普請役 關根市三郎

同所旅宿 櫻井勘兵衛

御勘定 谷瀬兵衛

御普請役 山本亦藏

綠野郡淨法寺旅宿

祖母井定治

一、川除ノ用水悪水路

御勘定

櫻井徳左衛門

九ヶ村組合外四ヶ村組合

御吟味下役

加藤 衆治郎

外七ヶ村組合外八ヶ村組合

御普請役

萩野 大八

一、飯塚用土十八ヶ村組合

同所御勘定

栗原 礼助

外五ヶ村組合外九ヶ村組合

御普請役

豊田 長治郎

外四ヶ村組合

御普請役

屋代 文十郎

榛沢郡深谷旅宿

一、熊谷押切 外四ヶ村組合一ヶ村五ヶ村組合外八ヶ村組合

御勘定

篠田五郎左衛門

一、綠野郡川除ヶ用水路砂共三十八ヶ村組合

御吟味役

小島伊右衛門

外三ヶ村組合外十五ヶ村組合砂除ヶ計リ

植野 直治

一、綠野郡川除ヶ用水悪水路

御勘定

永井 久三郎

榛沢郡深谷旅宿

三宅 源兵衛

御勘定

鶴田 宇之助

乗付十四ヶ村砂場組合外十五ヶ村組合 御普請 中田 彌十郎
往還用水砂共外用水十ヶ村組合

一、御普請米見分

御十人目附

柳生 主膳正

御徒目附

宮田 重左衛門

同

三宅 權七郎

同

堀屋 文右衛門

辰閏正月 御駕着

御徒目附

御徒目附

島 長右門

近田 龜治郎

大富 半左衛門

加瀬 彦市

川崎 市三郎

市井 伊八郎

平嶋 西右衛門

須藤 徳五郎

今井 定四郎

秋山 仁三郎

豊田 源八郎

井上 友作

山崎 彌市右衛門

宮崎 和吉

内田 辰右衛門

小池 定八

御手傳細川越中守御家來

一、都合七百三ヶ村

御 普 請

右 御 手 傳

澁 川 旅 宿

白 杉 少 助
上 羽 薮
良 珊 寺

時々ふしぎ事

- 一、卯の四月より度々灰砂降り桑の葉に掛り水にてあらひけるに蚕の毒にもならず然し世の中繭半吉なり
- 一、七月十二日八月朔日泥降り諸作草木迄枯たり
- 一、同年正月元日より鷄羽音なく時をつくる稗少々實有
- 一、九月梨花林檎の花咲く 上州群馬郡三ノ倉室田村ノ内 武州兒玉郡渡瀬村の内
- 一、同年十一月つゝじの花咲く 上州群馬郡上小野子本宿山
- 一、吾妻郡三原山にて五六月鹿なく聲致せしなり
- 一、同郡三島村之内にて麥穂十月出しなり
- 一、武州榛沢郡之内にて十月桑実なりしと云
- 一、奥州にては八月雪二尺九月一尺七寸降りし也
- 一、七月四日朝八月五日朝日輪くれないの如し
- 一、出羽奥州にては七月三日朝日輪二面に見えしなり

一、上州碓氷郡之内にて柿の花九月咲と云

右陽氣不順成事は土を動かし煙日々に雲の如し

然故に照り薄く土ひゆる故なり又灰砂ふり諸作の花實に硫黄灰砂の毒成か草物雨露の施を得て春夏秋に花咲実成事
 天地自然の□□なる処陰強く陽薄く相見えたり世の奢り甚だ成故天下に是事をあたえんと也昔元□延寶甲酉の飢
 饉元文寛文の大風寶永富士の砂丑年の洪水寛保成の大水九州阿蘇の焼出し其外山崩變飢饉有しといへ共何れの村に
 ても其事を記し置ず古人の云傳へ來りにては分りがたく依つて是れを記るす也

一、荒前後惣石の相場左に記す

金壹両ニ付錢五貫五百文也

卯ノ七月 米百文ニ付 一升五合
 麥壹両ニ付 二石三斗
 小麥百文ニ付 二升一合
 小豆百文ニ付 一升九合

八月 白米百文ニ付 一 升
 麥 壹両ニ付 一石六斗
 小麦百文ニ付 一升三合
 大豆百文ニ付 一升四合
 そらめん百文ニ付 三 百
 二 十 目
 小豆百文ニ付 一升四合

| | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| 月次 | 白米百文ニ付 | 麥兩に | 小麥百文ニ付 | 大豆百文ニ付 | 小豆百文ニ付 | そうめん 百文ニ付 |
| 九月 | 一升 | 一石四斗八升 | 一升三合 | 一升三合 | 一升二合 | 三百 |
| 十月 | 一升一合 | 一石三斗五升 | 一升六合 | 一升三合 | 一升三合 | 二百九十 |
| 十一月 | 一升 | 一石二斗 | 一升一合 | 一升二合 | 一升 | 二百八十 |
| 十二月 | 一合 | 一石四斗 | 一升 | 一升二合 | 一升 | 二百五十 |
| 辰正月 | 八合 | 六斗四升 | 一升一合 | 一升二合 | 九合 | 二百四十 |
| 二月 | 七合 | 四斗八升 | 六合五勺 | 七合 | 五合 | 二百 |
| 三月 | 四合 | 四斗 | 四斗 | 四斗 | 四斗 | 八十 |

一、食物たる物は何にても是に順じてヒバ一連百文いたしすべて関東筋はワラコ常々の喰物とせし山方は木の根草の根まで堀り盡しけり

一、凡天地開闢以來の惣石高値の相場諸人難儀村々飢人飢死其數知らず食事の金錢續き難くクゾ、藤の根、トコロ、松の皮、木ノホヤ、白イウシヒル、ワラビの根、□ノ根、ニレクカワ、ソバガラノコ、ワラノコ、稗ガラノコ、其外一切ノヌカ迄も食すと云日本四十二ヶ國飢饉也

天明四年辰二月 日

一、末の世の御笑ひ草もあらむ然其前に記せし如く古人云傳へ計りにては事分り難く是の度大變飢饉山の由來御普請場所割役すべて其みなもとをたゞし流家流死馬荒高人々時の狂歌に云ひし事迄集め筆にまかせて書記す也
諸國へ毛ふり灰ふり日々に曇れども雨ふらずして玉川の水細く江戸にて一荷の水三兩いたし諸石高値にてなんぎせし時

毛灰降る神世から成米相場

粥食のに水きれるとは

淺間は常々おそろしき山なりといひなしたるにさて砂のふりしについで

地獄ぞといひふらしたる淺間山

のおそろしやはなしにも砂

卯の秋の石相場後見ればほどにもあらねども諸作實のりなきゆゑ人心ほそく六道にたとへるなり

淺間しや富士より高き石相場

六斗の辻にまよひこそすれ

江戸の浦を打出見れば白粥の

米の高ねにいきはきれつゝ

諸店借り迄も諸石高値にて渡世を送り兼て何國へ成と出んかと

高砂や此浦店の戸を明てつき米買に出しをのなるのはれのしま布子一つ有のを置過てはやすぎはひにつきにけり

流死流家残り飢人いまだ御上の御普請も初めぬ内一日に男二合女一合の御拜借にて命のつなとせし時

出その時のはちの木は六斗かいにてありし世のそのへんほうにかゝりに一合と二合あはせて三合かし相違あらざる
ちせつ米名主の取次たまでに候

信濃なる淺間内匠か白根ども

大石小石上野をうつ

是は赤穂の城主淺野内匠頭家來大石親子吉良上野介を夜打せし事によせて

附たり

仲山道碓氷郡板鼻宿

右宿より訴出候は五月二十八日六月二十八日當月五日淺間山焼出し候灰厚さ霜降り候様に御座候處当月六日晝六ツ
時より同八日未の刻迄晝夜共に震動雷電仕り無透間石砂降り七日午の刻より申の刻迄二時半程如闇夜行燈提灯
にて漸く用事も達申候凡そ石砂厚さ一尺一寸程降り積り吹溜り候處は一尺四五寸位有之候弱き家の分は御傳馬役相
勤候者貳軒其外裏屋小屋敷多被推倒御田畑作毛は不及申に青草無御座候差當り馬の飼料無御座難儀仕り候段
訴出候右は私御代官所仲仙道信州上州四ヶ宿此度淺間山燒砂降り就中信州三ヶ宿の儀は退轉同然に相成候趣に御座
候得共今以て燒靜り不申候に付彼の地に罷在候手代共見分に罷出候儀も相成不申候間追て委細相記可申上候得共先
右の趣御届申上候

七月九日

遠藤兵右衛門

仲山道信州佐久郡輕井澤宿

右宿の儀は淺間山麓に御座候處六月二十九日淺間山大燒震動夥しく家鳴り百姓共追々立退候處に當月七日夜四ツ時
より大石の火玉夥敷降り掛り年寄又八と申者の家根に大石の火石落掛即時に燒出し夫より四五ヶ所一円に燃立一宿
不殘燒申候趣に御座候其節名主六右衛門と申者水帳御用書物取出し度身命限りに相働き漸く取出し破り候竹笠並に
御座候兩度大石落掛被打漸く起上り逃去り候由六右衛門娘孫下女兩人何方へ参り候哉夜中の儀故不相知定而石に
打れ相果て候かと存候旨六右衛門申候右の外怪我人死人の程難計御座候

沓掛宿追分

右二ヶ所は淺間山麓下にて前書の趣輕井澤同様に大變に相聞申候得共宿申不殘何方え逃去候哉相知不申候且手代共
罷出見分致候儀も相成不申候

乍恐宿次を以奉申上候

日光街道中幸手宿問屋年寄申上候當宿より八町東の方子の權現堂河岸昨夜中より今九日の晝八ツ時迄家藏破損致候
五六寸角立の柱四五寸廻り梁木敷居鴨居板貫桁竹屋根葺候時の麦わら其外白杵重箱桶鉢家具類こまんに破き四五
尺廻りの生木松杉五六尺より一丈位に打折れ皮すりむき本より末までさらの如くに相成り川内六七拾間の河幅一
ぱいにて通船難成夥敷流申候此間十日余雨降り不申干川にて御座候處黄黒き泥水急に三四尺相増申候男女出家溺死
の者は迄十三四人馬一疋川縁り通りを流申候川内の儀は何程相流候哉相知不申候右に付乗船仕見申候處破れ候鞍に

上州群馬郡川島村と書付有之右權現堂川岸へ掛申候上州藤木川岸と申所の船頭に承り候へば川島村と申所は湯治場伊香保より式里位奥の由申聞候右泥水故か鯉鯪の類浮上り川岸へ寄手取に相成申候右の通り先達て御觸御座候に付異變の儀乍恐以三宿次一奉申上候以上

御代官所幸手問屋 文右衛門
年寄 仁右衛門

乍恐以宿次御訴申上候

先月末より信州淺間山震動仕焼砂降候儀數多御座候處去夜中五日厚さ五寸程降候處別て六日夜六ツ時より降出し夜中雷電大鳴翌七日の晝も如闇夜其夜通し大降りにて同八日の晝時迄砂厚さ二寸七分余一坪計り立候へば壹石五斗三升余御座候田畑へ降り候砂五六寸位依之作物砂にて埋り申候然所右の間雨少し降不申候八日八ツ時利根川石泥の水流大石の火玉燃流申候河内一面燃え陸へ押上申候之依当宿御料宿宿次を以て御訴申上候

日光御例幣使道

那波郡玉村宿

私領變死拾五ヶ村田畑計り五ヶ村

内 流死 四百三十九人 流家 貳百五十七軒 馬 百二十疋

御料變死九百三十四人

内 四百四十三人男 四百九十一人女

流家 九百三十五軒

本家 八百五十二軒 潰家 三十二軒 半潰家 二十一軒

泥ノ 二軒 焼失 二十七軒 流失土藏 十四軒

物置 三百七十軒 其外流家 二軒

飢人 三千二百四十人

内 男 千八百二十人 女 千四百二十人

- 一金八兩壹分ト永三十文 南牧村
- 一金四十一兩壹分ト永三十文 川島村
- 一金三兩ト永百八十文 五丁田村
- 一金拾八兩ト永二十文 三島村
- 一金五兩壹分ト永九拾文 河原湯村
- 一金貳兩ト永四十文 與喜屋村
- 一金壹兩參分ト永百拾文 新井村
- 一金七兩參分ト永貳百參拾文 鎌原村
- 一金參拾貳兩ト永貳百貳拾文 大前村
- 一金九兩 中居村

| | |
|----------------|------|
| 一金拾九兩參分ト永貳百拾文 | 羽根尾村 |
| 一金拾七兩壹分ト永參拾文 | 長野原村 |
| 一金壹兩貳分ト永百貳拾文 | 林尾村 |
| 一金八兩貳分ト永二百文 | 松尾村 |
| 一金拾兩壹分ト永百參拾文 | 岩下村 |
| 一金拾參兩壹分ト永拾文 | 矢倉村 |
| 一金拾參兩壹分ト永拾文 | 原町 |
| 一金六兩ト永貳百拾文 | 市城村 |
| 一金五兩ト永貳百拾文 | 村上村 |
| 一金四拾六兩壹分ト百參拾文 | 北牧村 |
| ノ金貳百七拾六兩ト永百八拾文 | |

但 男 千四百五拾壹人 此米百七拾四石一斗二升
女 千七百壹人 此米百貳石六升

夫食代

右は私共村方当月八日山津波にて家居押流され田畑火石入に相成流死人馬等有之及飢候に付御救惠夫食奉願上候に付御伺の上御下知相濟み此度書面の通り御貸渡被成下難有奉受取申候依之及飢候小前の者共へ人別無甲乙割渡小前受取印形帳取之早々差上可申候然上は此上万一餓死人等有之候ては村役人共越度に被仰付候間何分餓死人等無之様

に取計可申候且つ返納の儀は來辰より申迄五ヶ年賦書面割合の通り無滞返納可仕旨被仰渡奉畏候爲後日連印差上申候 已上

天明三年卯九月

上州吾妻郡 右村々名主役人印
群馬郡

原田清 右衛門様
御役所

淺間焼出し大變記 畢

附

柳田隆庵の淺間山大噴火熱泥流實見記

編者申す、天明三年の淺間山大噴火實況を目撃した人で之を書き残してくれた人は誠に少い原町の富沢久兵衛三島の義珍法印、伊勢町の醫師柳田隆庵等は此の点に於て感謝すべき人である。其の中義珍法印は七月八日淺間山から押出した大量の熱泥流が恐ろしい勢を以て吾妻川溪谷を奔下した實況だけは目撃しなかつたらしいが富沢柳田の兩人は之をも目撃した人で其の見たまゝを書き残してくれた。富沢は川戸村に於て柳田は青山村に於て何れも出先に於て之を見たのであつた。此に収録したものは柳田が目撃してから三十三年後の文化十三年に記憶によつて書き綴つたので、横尾村八幡宮の別当文珠院の法印(松風庵と号す)の書いた天明三癸卯年淺間山大變諸作違大饑饉記録」の序文になつて居るものである。富沢の記録と相参照すべきものと思ひ此に載せた次第である。

(前省略)夫淺間山焼出黒雲半天に覆ひ重り火焰立昇る事數十里の間夜物を見る雷鳴地に轟き砂灰降り、淺間近所村驛黒煙覆ひ重り晝、行燈を用ひ、初め砂石降り、後泥土降る、家根に積事尺計り、之が爲め柱弱き家は倒れかたむき丈夫の家に擧り集り、井戸を覆ひ水を貯へ是れ灰泥の要心也、泥は灰に雨の交る故なり、是七月七日八日の事也八日の朝四ツ時押出し來る、予其時青山村駒形の辺りの家にあり、大勢騒立候故往還え走り出見候處伊勢町裏迄押出し其様川面高さ五丈計りも眞黒に押來る、雲か泥か分ち難し、伊勢町河原松の木あり(是は地頭の御林也)余程の

大木有之處、松の上より高く押來り松の木をうちの方へ卷込み其折る音麻がらの如し、既に青山村下へ押來り駒形明神の岩の出先え押當り川幅狭く押戻し逆に流れ押上候故諸人を初め予また驚き恐れ不動庵の上の山え逃登り眼下に見おろし候に其すさまじき事川原表數十町泥土流れ火石泥上を走る事矢の如し或は松の木など五六本其儘土ともにて持て押ながるゝ事さながら島の動き出るが如く又は家は屋根計り見えて焼ながら流れ、泥中に火おこり泥上一面也是はいわう焔燒の火故雷火にひとしく水中にてもえる也其故に押出しの火石所々に有之分、後五十日も過、雨の降るたびもえ出煙立のぼる、後は中よりわかれて火氣止みぬ。

時文化十三丙子年六月朔日記之

柳田隆庵

附終り

再編吾妻記

圓聖編

再編吾妻記について

再編吾妻記は原町金剛院の圓聖法印が享保五年に編著したものであるが「吾妻記」には殆んど觸るゝことなく全く別書として著者の書きたいことを書いたものである。乾坤二卷になつて居て、郡名の由來として上野姫傳説と武尊東征とをくどくどしく述べ吾妻七社祭神を説明したのが乾の卷、岩櫃城の事城主の事を略叙し郡内古城砦址、靈佛靈地等に及んだのを坤の卷として居る。郡内に傳寫本が少なからずある。

こゝに収録したものは岩下春原昌平氏所藏本と植栗須田古平氏所藏本とを對照校合したものである。原本は見ないが享和五年の著である。

再編吾妻記

圓 聖 編

再編吾妻記序

夫從レ昔古人之書傳侍る根本我妻傳書之説を引て此書を綴る尤末代之爲レ鑑益吾孀事とも委明にして不知を不知となし全後代之形見共なれかしと秃筆を口しなす處也去ればそれ昔日本武尊東夷を平け給凱陳之砌適當國に御縁在之宜なる哉日本武尊御戲の睦語により吾妻やと曰ふ御言葉有之因縁之以吾妻と言關東をも左のごとく唱る根本出來す其外異説之類雖レ多併世人の評論是非を不決者也云々

目 録

- 一、日本武尊東夷御追伐之事
- 一、尊當國に御縁有之事
- 一、上野之長者御女之事 附り尊御妻愛之事
- 一、吾妻姫御垂迹上妻神之事 附り郡名之事

- 一、我妻根源神巖鼓神之事 附り熱田太神宮之事
- 一、我妻七社略書縁起同神號鎮座之一儀之事
- 一、岩櫃城郭吾孀城より申傳由來之事
- 一、岩櫃城主前之吾妻太郎殿在住之事
- 一、源賴朝卿淺間三原狩之事
- 一、岩櫃城主吾妻氏上代齋藤氏六代略系之事
- 一、岩櫃殿並圍之内旗下等之略説之事
- 一、吾妻郡中七つ井戸並七つ石之事
- 一、我妻七騎衆之事 附り岩櫃城海野並眞田之事
- 一、吾孀靈佛靈社之傳し事
- 一、我妻郡七嶽之事

乾坤 目 録 畢

享保五載子春三月吉日

瀧峨山十五世

圓 聖 謹 誌

再編 吾妻記 乾

日本武尊東夷御追伐之事

- 一、上野吾妻郡蘆觴を鑿に先其序題不分明一 緒序題とは古人之傳書に曰昔人皇拾貳代帝景行天皇の御宇日本武尊蒙勅爲東夷之敵御追伐東國に御下向被遊けるとなり或は此東夷に付て諸説有之我妻傳書之取心て然も言の亦關東國惣名を東國と言事なり
- 一、神道秘之抄に曰日本武尊東夷追伐大將御迎在之時越前の執賀之神え暇乞有おなじく伊勢え御出あり大和姫に暇乞有て朝敵對治御出陳之間節度を給んと天の叢雲の劍を給りける此劍と申は神代之昔素盞鳴尊出雲國簸川の上にて山田大蛇を切尾の中より得たまふ劍なり此劍を持駿河國に趣き給ふ東夷群り來て尊を草野の中え追籠火を付る尊は劍を以て草を薙き給ふに野火却つて東夷を燒亡す、かの劍の名を改て草薙の劍と號す
- 一、ホキの註に曰大和武尊は人皇十二代帝景行天皇の太子也然るに東夷起駿河國浮島原に八千余騎斗にて陳取日本武尊天照太神より依尊勅大將として東夷追伐向給ふ時に鬼神の方より野火を放ける所を尊劍を提草を一薙に拾里斗薙拂給依之燒不來悉東國の夷退治し玉ひけるなり
- 一、アイ囊鈔に曰景行天皇即位四拾年の六月東夷起第二の皇子日本武尊蒙勅 天の叢雲之劍を給り夫より武藏の國豊原に越て東夷悉退治し給ふ
- 一、吾妻と云因緣綴之郡名の沙汰を再編するに古人の傳書の心を取て伸之頃は人皇拾貳代御治世當國上野と稱し北上州の内なり。凡東國の境も不定或は郡名も不定 況村里郷庄の名所も不定年代記曰人皇拾參代成務天皇の御宇千五百三拾余年の以前に諸國郡の境を分つと云り東夷背日本武尊平之時に當國御緣在之也。

一、当初景行帝御宇爰に當國の大根元上野長者高豊と申元來神爰之仁也夫上野とは長者殿の假名也是上野は國名上毛野の名を訓とし上野と云長者とは官祿を所貴の尊号也斯節當國司人也、扱また高豊とは實名なり是を御名乗と号す上毛野國第一の長者

長者 日本神濫記に上野長者の事詳か也と

宮崎傳語に有或は上野と号る在名有之

往昔景行帝の御宇當國に未何れの鎮守明神と申も無之勿論佛法もなし權現産宮等も未無之或は巖鼓の緣起に曰神漏岐神漏美の尊長者夫婦と現し産宮氏子の大靈社となり給ふとも云々或は高豊とは秘説に高とは凡高原より神降り給ふの義なり豊とは豊葦原の國出生の義なり然に二神の尊の變作にして長者夫婦と顯はれ給ふも宜哉誠に七珍万寶は數多の寶藏に滿つ楮神つ世の吾孺殿を表し四方内に我妻殿を立並へたり東には青陽殿南には朱明殿西には白陰殿北には玄黒殿中央には星の宮と云黄星殿あり其外數多の屋形を立並たり扱相隨所の諸從者眷屬は不可勝計、彼長者の果報官祿益廣大也然るに上州の長者高豊の姫有之顔端嚴微妙にして如三月桂、喲、上野の姫と申けるは御形三拾貳相の御姿に八拾種好の花の粧を備給定に端正有相の面影嬋娟に殊更衆人愛敬しまなじりうるわしく譬は吉祥天女も是にはいかで可勝哉當國え不及申關八州までも無隱影願美麗也しと云々

一、日本武尊關東に下向有然而東夷の大敵悉く御追伐被遊御歸陳有し時には御心にかゝる事とも無之悦び勇み奉り然而尊は東山道御通行の砌當國上野長者高豊之姫が事風の便に音信して無止事御戯れ深く思召臣下吉備の武彦と申ける

を御俱にて長者の御館へ御幸あり青陽殿に著座有時に尊は上野の姫御妻愛不淺 借しも優曇華の邂逅浮木に龜の値
ふが如く姫も相老の御念千秋の喜悅万才の龜鶴の契を結び玉事頗契盟に無_レ違月日を重つゝ御逗留坐せば假初に妹
背の御縁とは乍_レ申 神變不思議の宿縁也、長者高豊も御悅ひは_レ無_レ限山海の珍物を盡し整_ニ國土美食_ニ尊を餉饗し奉
る處良久然間東夷御追伐の御艸臥を暫くやすらひ給ひ浮世の中の御樂或はお旅宿御年越被遊様に御遊興の上最早都
に歸らんと思召尊上野の姫に御立別れし時御名殘の形見並一首の事別れの形見と被仰候事は彼姫胎内に懷妊の事な
り尊の御歌に

我妻や妹背と契る言の葉もこれぞわかれの形見なるらん

中臣祐賢の歌

むかしより神の契りに吾妻の二葉の松の千代もさかえん

去ほどに尊の論言に吾妻と被仰ける依之其後者我妻姫と奉申拟御垂迹は高山に飛去吾妻姫大明神と奉現依之彼山を
吾妻嶽と云上妻嶽と云即其異名一山なり或は別山には吾妻權現と奉申即此我妻姫の一跡也今代は

古歌に 線かへし我妻嶽の御七五三繩なかき祈を神や守らん

△正一位上妻大明神と号山田村の産宮なり偕又尊上野の姫に御別れの節我妻やと被仰ける吾妻姫の名を片とり當郡を
吾妻郡といへる郡名根元なり則我妻と書吾妻と讀我妻と云も同字訓なり正統圖に曰吾妻の郡といへる讀有之我妻根
元の次第斯の如し

一、当初吾妻關東二説の事、同名色々の説多しといへり凡關東の惣名を東と云別而當國は關東の中の我妻なり日本武尊
當郡上野長者の御女吾妻姫の御別れ夫より東山道に趣上信の境碓氷峠を登り給ひ東國を遙に御詠覽有り於上總國
橘姫の海に入て死し給ふ事を思召被出て悲くあわれに思召猶亦我妻と被仰ける程に東を東と云事なり橘姫は尊の死
別れて現_レ神と

東海道記に曰相州梅沢の高山神とアラハレ給フ是ヲアツマ明神ト号スト云々

當國我妻姫には生別れましゝ後御子巖鼓の神御出生まします、或は異本の疏に日本紀を引て曰日本武尊御后橘姫
東夷御退治の時海へ飛入給ふ東鑑に曰橘姫は上總國望陀郡吾妻邑に神と顯れ給ふ是則あづま明神と号す國々に一跡
分身にまします、尊は御歸りの道上信の境碓氷峠にて東をかえりみ給ひ橘姫の事被思召出吾妻とのたまひしより
東を惣して東と云事也或は徒然の頭書に和名を引て曰邊鄙を_{ヘシ}邊鄙と説とも有扱は東方に不限事か然れども大概關東
を惣而東といふ事勿論なり斯のごとく三説を出し此外にも亦壹つの記録あり別して當郡は東國の中の吾妻也凡吾妻
と云郡名は關東國の郡の根元也と云々

一、吾妻姫御垂迹の事 山田邑の産宮大明神の縁起を謹て奉_ニ竊承_ニつらゝ_ニ惟れば宇津廣前とて宗廟の光普く日域に輝
き專諸社の本懐已々也聊再拜してかけまくも上妻大明神の垂迹根元濫觴を奉明に往昔人皇十二代帝景行天皇の即位
四拾年御宇當國上野の長者高豊の姫御垂迹として則上野妃明神ト

熱田記に曰日本武尊東夷を治歸陳節尾張國にて宿の主岩戸姫と御契有之尊は伊吹山毒蛇退治被遊毒氣にて御病
氣あり千の松原と云所え御越あつてはんしの床にふし給ふ岩戸姫宿を尋てあひ奉り其時漸尊御枕を上吾妻か
と仰けると也東をあつまと云事なり如是して尊は死し玉岩戸姫に別給ひける時に姫は自滅して靈魂白鳥と現る

諸説区々なり

神名帳に曰尾張熱田八劍日遺源太夫殿と云り是も一社の宮と見たり扱又岩戸姫を白鳥大明神と号西國へ飛給ふとなり

奉_レ顯斯當國山田の大鎮守也利生揭焉として神靈益新也尙詳かに當社の因縁奉_レ尋に大嚙人皇十二代景行天皇第二の皇子日本武尊東夷追伐として從_二天照太神宮_一天の叢雲の劍を賜る凡る此劍と申は神代素盞鳴尊出雲の國山田大蛇を退治し賜ふ時寶劍有之即此劍を給りて日本武尊關東下向有之悉東夷を御追伐あり御歸陳の節東山道の砌上野長者高豐の姫に御妻愛不淺然る尊御別れし時吾妻やと被仰因_レ茲に上野姫を改て吾妻姫と奉申仰御誕生の御子大若宮彦略之大宮と云り岩鼓とは御假名とも云岩山の郷に鎮座在す故とも云々

日本武尊は尾張國熱田大神宮に奉_レ現上妻大明神の本地は藥師如來也今代は 上妻大明神と奉号者なりと云々

當國上野の郷を吾妻姫と号す即上妻神と号す御垂迹なり子細は上野と云上の字を取吾妻と云妻と云字を取て上妻大明神と奉申号也或は當國市城邑の鎮守を正一位白鳥大明神と号す市城邑に御鎮座有之事也傳に曰當國吾妻の姫をあつま明神と号す今代正一位上妻大明神と号すと又昔橋姫尊の御身替に忽海に入て死給ふ是をあつまの明神と号すこれ即東をあつまのかみなり如是日本武尊の御言葉にあつたと云ふ三説有之ものなり

一、吾妻根源の大明神御由來 凡原町岩山の郷に出現坐縁起祝詞曰抑當社大鎮守正一位巖鼓大明神と奉号神代之尊正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊大宮之往昔大若宮彦と生して當社の御諱巖鼓尊吾妻郡府の原町岩山の郷に鎮座坐すは肅而旨意趣を奉_レ尋人皇十二代景行天皇即位四拾余歲御宇適事之因縁神口從_二縁起_一神道岩戸扉押開尊靈當國競時に 岩鼓尊

御誕生有御系圖は忝くも景行帝の御孫(宮家御系是即垂迹)和光之塵に交り醉祭事吾妻根元御鎮守全諸社之中上神也諸鎮守之頭神正に當郡安穩諸人快樂氏子を守賜事翰墨に難_レ盡也蓋岩鼓之御父日本武尊 是即景行第二の王子なり 天照大神の勅により東夷の大敵を亡歸陳の砌當國上野の長者方に來臨ありて尊吾妻姫と妹背のかたらひ不淺御別れの時吾妻やと被仰けるを郡名となすものなり初に委仍略之

尊尾張國奉_レ現熱田太神宮四海泰平國土に廣く大利生を奉_レ靡猶豫め岩鼓の御母上吾妻姫御垂迹は高山の嶽に飛去給ふ我妻大明神と奉_レ現今代正一位上妻大明神と奉_レ唱_レ山田邑に御鎮座也 巖鼓尊本地醫王善逝と号藥師なり定靈驗益新にして利生彌盛也社中の莊嚴美麗にして金の葦並_二軒端_一當社の氏子老若男女襪_レ裳を歩を運_二祭席_一 清淨の禮奠須く當社秘訣蓋し如是云々右此兩社大明神は郡中諸社根元也委事は兩社縁起に見えたり次吾妻七社の略説委は外書縁起にあり

一、上陽吾妻七社の垂迹と云は元是荒人神を稱す則垂迹和光の塵に交り神靈益新也各七社大明神と奉現年代尋るに人皇四拾參代元明天皇御宇和銅五年出現ましますと云々

一、七社の神各御出生の根元を奉明当初神代之尊之神靈化して 再誕を施_二日域_一假凡人と生す 本國は熱州の人也其假名は加若治郎和利と申武官なり慮_レ草葺不合尊の御變身也又大日貴とも云り和利の北の方は天照大神の變身也諱名を兒持御前と奉_レ申同一族尊各神代之尊の變身也忝くも和光同塵の道に入假に人躰とけんじ和利人界苦難を渡り或は諸の善惡を鑒み加之雖_レ蒙_二讒者之罪難_一以_二神力加護之術意_一忽災禍之雲を打拂終靈祀を扶桑の境に祐すと云り 一、七社之神各神代久遠劫之昔過去之神縁深御誓あり天神地祇之契約違ふこと無く正に當國我妻郡の地に垂迹長く王垣 (再編 吾妻記)

の中津國の産宮と顯れ奉り鎮座まします黎民をして救吾國氏子に給なり

一、七社の内五社は吾妻鎮座扱二社は群馬に御鎮座也如是二郡の邑奉現則此兩社之神合せて我妻七社と奉申物也

一、七社の神各隨類應同く曰は位有淺深一徳に高下雖有皆是本神一躰也五濁之惡世に神名備而神明一り神通自在に現

し玉ふこれを大明神と奉号云々(兩部習合神道に云て曰)諸神の本地は往古如來深位の大士也和光同塵に現迹八相成道の所化の衆生を調護し玉事是を神明權現と奉号云々

七社の由來但委事は本縁起に有

一、加若治郎和利の歌に

我妻に別れし時の泪川袖のしからみくちはてにけり

七社神號同鎮座之事

| | | |
|---------|-----|------|
| △鳥頭大明神 | 御鎮座 | 矢倉邑 |
| △駒形大明神 | 同 | 岩尾山邑 |
| △見持大明神 | 同 | 白井領 |
| △中山大明神 | 同 | 中山邑 |
| △和利大明神 | 同 | 横尾邑 |
| △白頭目大明神 | 同 | 小泉邑 |
| △山代大明神 | 同 | 平邑 |

右七社之内二社は群馬郡五社は吾妻郡也

一、吾妻郡中根元正神鎮守は十二社ほど鎮座也此外の鎮守は他國より勸請の神也正神の權現五ヶ所ほど也吾妻根元大鎮守但し六七社程也

正一位 巖 鼓 大明神

正一位 上 妻 大明神

兩社ともに本地醫王善逝

正一位 和 利 鳥頭 大明神

本地十一面聖觀世音

正一位 一 宮 大明神

本地十一面觀世音

一、或は權現の神を略之者也追而可再編耳

再編吾妻記乾畢

再編吾妻記乾坤二卷は原町瀧峨山金剛院第十五世圓聖法印の享保五年(二三八〇)に述作する所にして其の原本は未だ見當らず其の文章或は漢文體に反讀を要する所あり或は「てにをは」を略し送り假名を脱して往々讀下し難き所あり茲に採録したるは岩下の春原氏所藏の寫本を本とし之を植栗の須田氏藏寫本と照し合せて校訂したるものである

再編吾妻記 坤

- 一、上毛吾妻山代庄伊參の郷原の町に岩櫃といふ有之麓往昔城郭有城主各十六代余城下(平川戸町と申したり)岩櫃と申す名城は當國第一の要害也惣名を我妻の城と云ふ何の故に岩櫃の城を吾妻の城と云ふや凡哉當國原の町は吾妻の郡府成けるゆゑに岩櫃の要害を世に吾妻の城と云へり或は云く岩櫃の在城なるが故に吾妻の城と云ふ事一説あり吾妻は遠山嶮にして郡中は天然と岩の櫃の如く因て吾妻の要害といふ事岩櫃の城に至極せり惣而此の吾妻は自然城郭の地にして先南は榛名の嶮相續き富士やま並御手洗の麓に大沼湛ふる事譬へば海水漫々として岸を洗ふに不異左右に高山打續き硯ヶ嶽の墨染黒髮山の色々其外谷峯九折なる山路なり扱西は何國と白根ヶ嶮續く山又谷は遠近の淺間四阿山兩國の境を隔て立圍ひ加之四方の難所に關を居る往來の旅人も輒く不得便東は利根の大河を限り渡を隔て所々の間に要害を築て東の押を堅めたり

- 一、扱北は越後の國境に三坂峠と申けるは一騎當千の防ぎ難所にて麓に大番所の關をすゑたり如是西南北嶮にして逋吾妻は自然要害の城地なり吾妻の府中と申は全く原町也吾妻の峯昔は岩櫃の櫓とも天守とも号したり
- 一、織田信長記に曰く吾妻の要害と云へり最岩櫃の城なり甲陽軍鑑に曰く吾妻の城と有之岩櫃の城は當國無双の名城にして城主齋藤殿を以中代の昔上杉家の下ちとして岩櫃北國越後の爲に押北上州の探題職として郡中七騎の旗頭也夫れ大將をたつるに道有り大將たる人も器にあらざれば戰に利を得難く五常を專として正しく政道を行ふ時は則國郡平かなり

- 一、昔吾妻七騎といへども末々二十騎の余なり子細は表七騎にして銘々支配する所の旗本十二騎杯と号すあり甲陽軍鑑にも大戸十騎といへり余は推て知るべし往昔源頼朝公御治世より同實朝公或は久明將軍各吾妻七騎の御政道を被遊けると云前の吾妻書傳に七騎の党類を吾妻八十騎の武勢と云ひ亦六十騎ともいへり吾妻中代の昔より關八州上杉管領代々支配也永祿年中より天正年中迄武田信玄勝頼吾妻の政道有り是則岩櫃の城の次第略之人皇八十代の比より同百九代太上皇の帝の御宇慶長年中まで四百二十四年岩櫃の城郭相續き有之なり

- 一、上陽吾妻岩櫃の城郭は郡中一之要害、人皇八十代頃凡文治養和年中前後之昔より當國住前の吾妻太郎助亮と申す源家の末葉吾妻地頭として岩櫃在城なり尤家門益々繁昌なり其器量他に勝れ武勇無隱勇士なりと云へり或書に人皇五十六代清和天皇第六の王子貞純親王の御子前上總介正四位下鎮守府將軍基經郷初て源姓を賜る又第四の王子一品式部卿貞保親王滋野宮に滋野氏を賜り因茲子孫海野望月吾妻なりと系有之といへども此説其以不審の事なり初の吾妻太郎上野大椽祐亮は源家の類葉後の吾妻太郎行盛の家は藤原姓にして鎌足公の末葉と申傳る也

一、岩櫃山と申けるは(前吾妻傳書曰)人皇八十二代後鳥羽院の御宇建久二年春鎌倉將軍右大將頼朝公上毛國吾妻淺間山三原野の御狩の節岩櫃山と御意あり夫より岩櫃と申ならはしける其以前は高嶺山と申傳なり

一、源頼朝公上毛野國三原野に狩の節前の我妻太郎源祐亮朝臣晴ヶ間敷出立にて御迎に出られける頼朝公御覽被遊如何に吾妻太郎助亮汝は在國の事なれば今度の狩の山案内可仕と上意あり太郎助亮謹而奉_レ畏然間御狩の時御止宿の地を今の世までも狩宿邑と申傳白根淺間の御案内は入山村の住人海野末葉細野氏なり是改名湯本圖書之輔なり草津の温泉の始祖たりと云々先頼朝公其日の御装束には萌黄色の御狩衣に薄紅の大口偕御立烏帽子を被_レ爲_レ冠御馬は連錢葦毛梨子地の金覆輪の御鞍金地の鍔白磨の轡にしんくの御手綱御馬道具の飾り中々目を驚すばかりなり御朱色の傘を奉_二卷懸_一先陣は足立藤九郎盛長天野内舍人遠景會我太郎祐信殿の備へ梶原平藏同源太左衛門、佐々木、那須、長尾等也御馬添には御所の五郎丸君を守護し直昵供奉の面々歩行武者勢子上下隨左右の帶刀二行に連り諸士の面々弓手妻手に相並つゝ行列する中にもまた鷹匠方は大鷹波潜り數多の隼_{ハヤ}小_コ鷯_{トビ}色々の名鷹並居たり續て唐犬余多引連_ニ籠_一胡_コ籙_リ手_テ鋒_ホ刀_タ杖_{チヤウ}干_{カン}戈_カ色々狩場の具御出立美麗を盡し御供の大小名各狩の裝束狂_{キヤウ}文_{ブン}糸_{イテ}を以て色節を盡し馬鞍弓_{コウ}籠_リ重_{オモ}代_{タイ}重_{オモ}寶_{ホウ}を帶_レ扨_レ當_{アタ}我_ワれも_トと出立ける家々の道具馬印押立狩勢七手に分て淺間鎌原瀧野原_{ナギノ}原_ノ惣_{ソウ}して野も山も谷峯共におしなべて唯數萬の勢譬は雲の如く似_レ霧_{キリ}加之後詰の武士遙に隔り爲_レ押_{オシ}爲_レ遠_{トウ}見_ミ勇_{ユウ}群_{グン}に扣_ヒへ警_{セイ}固_コ之_ニ就中狩野の御出立騎馬方の威勢來武門の名聞弓馬の達者究竟の上手弓箭の誉天晴唯飛鳥を討落す杯の手柄を顯し唐土の揚雄を欺く働無双の力は熊猪鹿古狼等の惡畜を組留猪奮迅の働耳目を驚す斗なり横目の役人奉行各其日の甲乙を糺し日記せらる君御悦喜無限數日の御狩なり世間物語云く淺間の鬼神並鬼畜狐老野干の類化て人と變て

狩の勢子をたぶらかす依_レ之同勢額に卍_ヲを書て狩場へ出たりと申傳

偕又四方の山並自ら時ぞと見ゆる風景面白やと御覽被遊ける頼朝公吾妻太郎を召て此当りは何と申所ぞと御尋ねありければ畏て承り是鷹川と申名所にて候と申上げれば君聞召聊梶原をめして此当は鷹川と申と定て雉子はすむまじきかと被仰ける其時梶原一首の哥を詠しける

信濃なる鵜川にだにも鮎はすむ鷹川とても雉子も住までは 君益御機嫌不斜鷹野被遊白根入山草津其外所々御一覽被遊ける程に今の代迄も其名所旧跡古事因縁を語り傳けるもの也去程に頼朝公鎌倉へ御帰館の御道すがら大戸の吉岡山に御守本尊藥師如來を安置被遊則寺号を醫王寺と被仰ける頭書砂石抄に曰頼朝公淺間三原狩の砌に御成先を狐鹿横切通るを御覽して

しらけて見ゆるひる狐かなと被仰ければ梶原上句を
夜ならばかうとこそ啼くべきにと仕りけるといへり

此外名所舊跡雖_レ有_レ之悉く略_レ之東鑑十八に曰頼朝公御上洛の時吾妻太郎祐房御供に加ける其後尾張國合戦の節討死すと東鑑委有之近衛殿御詠哥草津御入湯の砌藥師の靈寶に奉納といへり右の歌爰に令_レ略_レ外に出之天正年中の事なり併右天正十五年五月八日龜山と認有之よし

一、前吾妻太郎の御子孫代々岩櫃在城なり頃是人皇八十五代後堀河の御宇武將は鎌倉右大臣源實朝公の御代建曆元年の前後爰に當國の住人我妻四郎祐光朝臣と申して岩櫃の城郭に住して益繁昌たり然而祐光朝臣武道の嗜名譽の弓取也東鑑十八に曰實朝公御前にて吾妻四郎弓箭の手柄有之武勇を顯したり其後鎌倉頼經將軍並久明親王の御代吾妻四郎

祐光寸善尺魔の障化有り既に祐光の運命斷絶の時節かあたかも天の罰する所か仁治年中の頃より建長年中迄か岩櫃の山に妖孽といへる化物夜な〜障化をなす事偏に狗旻天狗の妖か又鬼畜の孽か魔生に犯されつゝ城中各及三兇事もの也

去程に□祐光一族内に下河辺庄司左衛門尉藤原行家と申たる者あり然るに四郎祐光魔に犯されて滅亡す悉く男子は絶命して漸女子一人残りける乍去下河辺行家の弓箭の依奇特彼山の妖孽魔生の障を打平げ、城内安全と成り須く從是吾妻の領地を掌に納て永く岩櫃城に徘徊す根本古人の傳書に曰頼経將軍の御代吾妻四郎祐光岩櫃在城の節彼山に化生すみ悪事をなして押領すといへり同傳書に云久明公の御代下河辺庄司其化生を平げ我妻の庄を拜領すとありよつて吾妻庄司行家と申し子息を行重と云其嫡子行盛の三代當庄に繁昌なり如是吾妻根本の傳書に見えたり去程に下河邊庄司改之我妻庄司行家と号す子息吾妻庄司行重無双の弓取也前四郎祐光の息女を迎て夫婦として稻荷城に住し部屋住し居城となし又岩櫃の本城に移り人民奉仰嫡子吾妻太郎藤原行盛始稻荷の城に生れ後本城に居住あり器量他に勝れ智仁兼備の勇士なり元來下河辺氏なれ共家名を改給ふ高祖父吾妻太郎祐房より玄孫吾妻太郎の椽行盛迄五代なり其間の年數凡百六十年來也。惣して古來の沙汰難盡書悉く吾妻太郎記と申古書有之人皇九十三代後二條御宇徳治正應の後當國岩櫃中古五代城主後の吾妻太郎行盛曹繁昌なり

然るに後醍醐帝並光明帝の御宇足利尊氏將軍より三代目の頃なるべし貞和年中同國里見五郎謀略により於岩櫃城數度の合戦をなし焚燬の働をなし給ふといへども味方悉く勝利をうしなひ既に行盛運命盡て及三生害たまふ最期の軍に驚目當に近付ものもなし其時立石の上に飛上り是までなりとて自首かききつて投給ふ不思議や御首忽焉として

河向の岸へ飛枯木の枝にかゝり靈光甚あらたなり則行盛の靈魂神と奉顯川戸邑の人民御社を建立して行盛の御首をうやまひ奉る也首宮大明神と奉祝鎮守是也

楮行盛の御死骸を奉無常の煙と成悲かな感涙肝に銘じ誰か悲歎の涙袂を濕さざらん誠に御いたはしく奉畏去は當初正應元年以前當郡何の宗門も不定寺も無之漸大御堂の寺のみあり彼御骨を奉納開山長福寺慶誘法印祐辨と号す後大御堂二代の法印行盛聖靈の御菩提を奉弔御墓印石塔の梵文曰

何□□阿彌陀佛藤原行盛

貞和第五歲己五月廿五日と在之

右者行盛の御死骸を葬禮の時に懷中の御守本尊一寸八分金佛聖觀世音今以長福寺に有之行盛の御法名左の通り

長福院殿前吾妻太郎大守岩光行盛大居士

長福寺開山の成建立たる也凡岩光山釋藏院長福寺は吾妻根元の古跡也尤人皇九拾代の帝後宇多院の御宇弘安年中慶誘法印開基の靈地なり則貞和年中里見行家行盛を攻亡し即時に岩櫃城主となり給ふと云ふ吾妻太郎行盛のわすれがたみ千王丸と申して有之合戦落城の砌り家臣懷に隠し置落のびて榛名山に匿し含き成長の後に隨て伯父安中の城主齋藤五郎兵衛尉藤原の梢基の養子となり兼ては上杉管領民部太輔憲顯の烏帽子子として憲の字を給り齋藤太郎憲行と名乗給ふ上杉憲顯に屬して延文貞治年中叔父齋藤殿の加勢を引率して當郡吾妻の城に押寄せ父の仇見里父子を討取雪會稽之恥辱並本領を安堵し齋藤太郎憲行岩櫃の城主となり齋藤氏六代相續繁昌すと云々

吾妻太郎記に憲行の事委く見えたり行沢の觀音齋藤越前守行連の納物在之大永七年なり

一、齋藤六代の間百八十年來也齋藤太郎憲行、同越前守行禪、同太郎、同越前守行基、同入道權律師行連、越前守基國朝臣、憲行以來の系如此後の越前守基國公は永祿六年に武田信玄に被_レ攻滅亡則越後國に浪人なりけると吾妻舊記に在之、永祿年中甲州信玄入道當國岩櫃之城主齋藤家を謀_レり被_レ落信州の眞田一德齋子息安房守昌幸を城代に被_レ差置眞田旗下の内海野長門守を番代とす城十八九年なり信玄天正元年四月死去勝頼天正十年討死子細略_レ之なり永祿元龜天正年中岩櫃城代海野長門守滋野幸光嫡男源左衛門尉幸定次男源六郎幸末長門守舍弟能登守幸次同郷左衛門尉幸久なり夫より執權に渡常陸介家定同嫡男右馬助家次番代動之其後又海野源左衛門尉城代たり長門守隱居せられける其所を殿屋舖迎今に有之去程に天正年中沼田我妻悉く眞田昌幸討之取沼田記に見えたり惣而吾妻七騎の旗本族等大略滅亡所々の要害破却して岩櫃城郭斗り残たり

天正十載三月織田信長甲州武田勝頼を責亡す依之眞田昌幸沼田吾妻岩櫃を攻亡所々を討取り皆眞田家の旗下となる然間信州上田の城主眞田安房守昌幸は沼田我妻一領の主將となり吾妻は天正十年壬午八月より眞田三四代天和元歲まで百年來にて伊賀守の代滅亡す是より前昌幸の子眞田伊豆守時代に慶長十八年の頃岩櫃城郭を破却す沼田記に天正七年八月甲州武田勝頼沼田手に入眞田昌幸へ城代被_レ申付眞田より海野氏へ申付被_レ置甲陽軍鑑に同勝頼領分沼田城代信州先方西條治部少輔被_レ差置とあり伊豆守、河内守、大内記沼田在城昌幸は岩櫃に時々在城にて安房守は信州居城也昌幸の代矢沢薩摩、大熊靱負、深井但馬、池田佐渡、出浦上總等岩櫃に在_レ之岩櫃在城の節は彼山に哲塚、貝塚遠見塚と云有之西は大戸迄見ゆる東は岩井洞南は山の小屋までの事を見る子細は東に敵起る岩井洞の要害にて狼煙を立る遠見塚にて見て貝塚の役人相圖の貝を吹立る。その節諸家中甲冑を帶して敵人防に乘て出る也

南に敵の發る時は山の小屋にて狼煙を立る扱又中山の方より敵人發る則横尾八幡の要害にて防之然間昌幸代には一番の弓組貳拾人貳番の鐘廿人三番鉄砲組貳拾人合六十人相詰る筈也天正十六年昌幸よりの朱印に見えたり

○ 横尾村

八幡要害岩櫃支配、中山方の押に尻高源次郎住す後には昌幸よりの朱印依之弓組鐘組六十人相詰天正十六年の事朱印七澤寺に在之

○ 邑上岩井洞要害

齋藤殿より岩櫃旗下狼煙立る役人家老誰々置之白井方の押へたり

○ 折田邑

千道要害岩櫃旗下城主成田長門守北國越後通り押たり
或は永祿年中に上杉殿越後へ御通り四万荒湯に御止宿被遊と云り。

○ 伊勢町古城要害

岩櫃旗下城主尻高攝津守永祿年中武田家手に入信玄岩櫃吾妻領を支配あり勝頼生害後眞田領也慶長五年眞田昌幸滅亡

岩櫃城廓圍

○ 稻荷城

再編吾妻記

(再編吾妻記)

○ 岩櫃城旗下大野修理進亮、同主膳正、但齋藤一家也大野新三郎家臣(蜂須賀伊賀同舍人)天文年中滅す
○ 山田邑 寺山 要害

又古城と云有之岩櫃旗下城主山田源左衛門尉成田家と合戦打死永祿天正之頃滅亡

○ 柳沢 城

岩櫃旗下柳沢治部少輔斎藤家なり應仁中

○ 固屋 平 要害

岩櫃旗下齋藤但馬守子孫永祿の頃滅す但し齋藤一家なり

○ 川戸 村 内 出 要害

斯は長祿年中滅岩櫃の家老代々秋間備前守泰則内海彈正忠箱島に子孫今に有之

○ 岩櫃 城 郭

昔上杉管領又は武田家二代吾妻の領惣武士の棟梁也吾妻第一の名城依て信長記甲陽軍鑑にも有之

○ 山の 固 屋

岩櫃より南の押狼煙の役人相詰るなり

○ 横谷 入 道 岩櫃城代長門守代

行沢觀音堂建立の時横谷より杣取材木にて普請有之旨棟札に見えたり永祿十三年なり

岩櫃支配北條能登守(この一項はどこへ入るべきか不明、次の岩下要害にか)

○ 岩下 の 要害

天正文祿慶長頃眞田家中也

○ 鎌原 (並湯本西久保)横谷等也後眞田家臣となる先祖鎌原石見守幸重、同大和守、同越前守子孫天正中眞田

旗下なり沼田住す眞田昌幸慶長五年滅す御當城御先祖東照宮え逆心企る故なり

○ 大戸 要害

城主大戸眞樂齋入道大戸丹波守同信濃守同内記、同三河守或は浦野右衛門眞樂齋とも云浦野は本名なり城主二十五

代と世人の語也、萩生須賀尾の要害は大戸領の家老也三ヶ所は弘治永祿天正の頃落城なり大戸十騎と甲陽軍鑑有之

○ 長野 原 要害

城主海野入道嫡男羽根尾入道也海野長門守兄なり天正中昌幸代に落城す是は岩櫃の旗下か暁と不存候

○ 三島 根 小屋

是は三島一揆の地頭なり、小身と見えたり領主江見下野守同三郎代々在城の處弘治年中斎藤家と合戦利をうしなひ

信州に退云々

○ 嵩山 要害

城主富沢宮内少輔家老唐沢左門、富沢家女白子妃父の跡を繼ぐ年來在城然處永祿四年信玄勢被攻北の谷え飛落死其

所を白久保と云吾妻七騎の頭中代上杉家後武田家なり

○ 植栗 要害

(再編吾妻記)

地頭植栗安藝守先祖は相州鎌倉より落人なり、千石の地頭なり永祿の頃信玄旗下となる子孫天正年中昌幸に被攻敗北則貳百石給之眞田家に任沼田勤之植栗又左衛門と名乗り後滅亡

○箱嶋要害 柏原城主

金子美濃守七騎の外也東の押岩櫃より被差置金子原と云あり金子井戸と云も有之兼子と書か金子美濃守永祿の頃沼田平八郎景義の執權となる此説不審なり厚田村觀音堂に美濃守墓有之金子塚迎石碑も在之

○尻高固屋要害

城主知高三河守憲重是は吾妻太郎二男なり家老佐野小太郎入江薄木等なり、落城年号不知

一、吾妻七つ井戸の事

一、猿が井戸 さえわたるくも居の月も水底に見えてましらの手にやとらむ

一、坪井井戸 春や夏秋も坪井の花盛り三原の中に有明の月

一、平井 天つそら平井の水に影さしてとまらぬ月の跡をゆかしき

一、清明が水 市城の峯にや雲のはれぬらむ清明の井に月をさやけき

一、膝付井土 ふく風に空はさたかに見わかねと飛さつきの井に佛をさす

一、野中の清水 吾妻なる野中の清水きよければ月も流を尋ねてそすむ

一、戸室井戸 戸室井に月も移らむ水かみ見てこそ君を思つるかな

一、郡中靈佛靈地之事

△ 大岩不動明王 此所は景山の岩屋なり扱又靈佛也所々不動山有之といへとも靈佛にあらず

△ 笠島不動尊 何人の作か不知靈佛なり

△ 高豊山薬師佛 根本高豊の變化身現薬師と中頃齋藤越前守本尊なり此山に奉納今は原町顯徳寺にあり

△ 日向山薬師佛 四万邑源頼光家臣四天王遠江守碓氷橘定光守本尊なり昔四万日向へ湯治して納と云々寺号則定光寺と号す一説には碓氷の軍に手を負四万奥山に隠塩野谷日向守定光と名乗る日向を則山号とすとも云

△ 市城不動尊 知證大師御作申傳定靈佛なり

△ 瀧峨山不動尊

山姫のいかにおりそへ給ふらむ岩根不動瀧の白糸

郡中第一の景運慶の作岩櫃代々城主鎮守佛なり城内の祈願三善氏の沙門勤行す金剛坊法印其以來拾一代にて三好氏斷絶の後西山氏沙門相續く

△ 大戸吉岡山薬師 源頼朝郷三原野の狩御仕舞鎌倉へ御下向の節大戸吉岡山に被安置寺号醫王寺と号す

一、吾妻七つ石の事

一、産石 おほけなき神の誓のしるして此産石に月やとらむ

一、轉石 うたゝねは又睡言をしゃべり石浮名はたえじ何といはもと

一、割石 岩根たゞ此たち草のかき葉をも神のちからそことわりの石

一、立石 白浪も浮名も誰か立石の居ても立ても物おもふ哉

貞和五年の合戦に吾妻太郎行盛此石に飛上り生害有り

一、亀石 吾妻川浪も犯さぬ亀石のかははらぬ影はいく世へぬらむ

一、箕石 山風にしげきかもとを見渡せば木の葉ぞ石の箕吹なるらむ

一、七尋石 尋來て浮寝(又は寢寐)の床に長居して詠めてあかす秋の夜の月

△岩光山 藥師佛

惠心僧都の作今は長福寺本尊同不動明王吾妻の隨一の古跡也

此外にも藥師數ヶ所雖有之非靈佛皆人作なり雖然感應の成否は信心の厚薄により利益の遲速は渴仰の任(淺源)七佛藥師の事追て考べし

△大同山 觀世音

大戸村に有之昔大同年中安置凡九百五十年余なるべし

△青桐山 觀世音

青山邑本尊十一面觀世音惠心僧都作石碑の銘に正慶と年号あり其頃圓通寺と申寺あり兵亂の節斷絶と申傳、傳聞唐土の經山寺圓通和尚寺を開基すといへども終に斷絶すと申傳經山寺五山の内なり

△長命寺 觀世音

三島村大竹本尊馬頭觀世音慈覺大師の御作也世の人馬の爲守護佛詣つ靈驗有

△寶玉山 聖觀音

入皇三十二代用明天皇皇子聖德太子御正作なり吾妻第一の古佛千百四十年來の靈佛なり昔闇夜に光を顯し給ふ依て光原寺と觀音の寺號を申也、原町顯德寺にまします也

一説にむかし中將実方郷歌まくらとして当國御下向の節觀音を拜し給ひ光原寺と號し給ふと申なり

△行沢 觀世音

本尊馬頭寺號古より行沢寺と號す運慶の作大永七年岩櫃斎藤越前守建之願書有之永祿年中海野長門守再建棟札に有之

一、吾妻七ツ嶽

○上妻カ嶽

○藥師カ嶽

○高豊山とも云異名一山

吾妻嶽とも云異名一山

右上野長者高豊の姫上妻嶽に飛給ふ則吾妻大明神と顯れ今正一位上妻大明神山田邑に立給ふ古の歌に

くりかへし吾妻嶽の御七五三なは長きめぐみを神や守らん

右上野長者高豊此山に飛給ふ藥師と顯給ふ産宮氏子の根元岩鼓大明神の祖なり歌に

麓より浮立雲の上妻嶽峯にさやけき秋の夜の月

愚なる言葉にいかて岩鼓うちとへたてん神のめくみを

△本地醫王善逝十二神古の哥に 何の世に本草の種を時やらん薬師の嶽の名にそ生ひけり

△中臣祐賢の哥、昔より神の契か我妻の二葉のまつの千代もさかえん

山田なる上妻の森の秋風に雲晴れわたる月を見るらむ

△白根嶽

凡此山の主人大天狗なり御垂跡は白根大権現と号色々の雑話有といへども爰に令略也

○硯ヶ嶽

○梓ヶ嶽

世の人曰此山にすむ主を梓坊と申大天狗にて或は榛名嶽に飛移又は村上岩井洞の天狗と飛行し給ふと云々餘は追てしるすべし

一、艸津温泉

けん久貳年八月三月初て源頼朝公御見立あり

植栗邑 鹿島大明神

源頼朝公御家人茨城彌五郎當國住人なるゆゑ蒙命御狩の御道筋迎への節不思議の靈夢により建立有其後新田家大館

左馬允造營せらる中頃斎藤越前守亦は植栗安藝守再建共申傳といへども聊不分明と云々

再編 吾妻記 坤大尾

原本享保五年著述 円聖
写本寛政十二年物 春原昌平藏

修驗岩櫃語

圓 聖 編

修驗岩櫃語解題

原町金剛院に舊記があると世に謂はれて居るのは此の修驗岩櫃語シユケンイワヅビモツガタリの事である。此の書は元祿享保の間原町金剛院の修驗圓聖が書いたもので著者自筆の原本が現在同院に保存されて居る。内容は岩櫃城に關係の深い金剛院の歴史を敘述する旁々岩櫃城史に觸れたもので、金剛院については年代順に敘述してあるが岩櫃城の方は必ずしもさうでない。文章は當時の修驗者思想を以て書いた一種の江戸時代調で生硬不熟で難讀の箇所も少くない。此に収録したものは原本の内、郡史に關係無いと思はれる部分を、少し省略したものである。著者修驗圓聖は吾妻郡略記の著者上原政右衛門、吾妻太郎記の編者林理右衛門と共に元祿享保年間に於ける吾妻郡内の三大郷土研究家である。

新井信示

修驗岩櫃語

吾妻記之略註末書

夫凡尋^ニ役氏之携^ハ法流^ニ修驗道^ヲ勤行^ス殊更瀧峨山不動尊^ノ靈跡^ヲ相續^{シテ}須^ク古今之欲^レ結^ニ來緣^ヲ或^ハ役君諸說ノ事並當院根元ノ次第^ヲ顯^ス耳或^ハ岩櫃舊跡等ノ雜談^モ尙豫先祖三善氏西山姓司之其外古人ノ傳說^ヲ増補^シ以^テ再篇^{シテ}修驗岩櫃語^ト號^ス是^レ全^ク他見不可口爲^ニ子孫見聞^ニ謂^レ恰^レ謂^レ恰^レ而^モ文言任^ニ愚懷^ニ一座之嘲^ラ耻^{ザルニ}非^ス者乎

于時元祿十丁丑年四月中旬役氏客僧法印

上陽吾妻瀧峨山修驗沙門圓聖綴之 華押

修驗岩櫃語 上巻 目錄

瀧峨山大聖不動金剛坊法印別當の事

瀧峨山修驗金剛寺頼盛の事

役小角の事

岩櫃城齋藤越前守の事

瀧峨山不動堂齋藤殿建立の事

齋藤越前守行澤觀音建立の事

齋藤越前守基國公の事

岩櫃御城代の事

其後行澤觀音堂建立の事

大光寺法弘沙門の事

得藏院修驗の事

滿福院東學の事

一、瀧峨山不動明王の事

抑上野國於吾妻郡府原之町瀧峨山大聖不動尊の御由來を歸命稽首し奉るに極大の御誓衆生を愍念し久遠に正覺を成し奉。

当初開闢緣起の大昔より大聖不動尊當山に出現坐す伏しておもひみ以れば遠近無双の靈佛靈地にして殊勝なる事世に類罕なり不

動明王は当所安穩諸人快樂の爲に鎮護國家大鎮守佛鎮靈驗深重行てあつはれ適大盤石たる山の境地に安置しつらつら情興法利生の目の當

りに彼の瀧の水の流を汲み益當所繁昌の恵を示す者なり誠に以れば瀧峨開山金剛坊法印圓學は大聖不動明王□□なりと

云り凡不動明王御利益の方便大盤石に住して水を出し玉ふ事衆生結縁の水なれば煩惱妄想のあかを漱ぐ或は火生三昧に

住して火焰を現し玉ふされば經文に曰く是の大明王は有三大威力、以智恵、火、燒諸障礙、亦以法水、漱諸塵垢、

金剛坊法印は中代の昔人王九十一代伏見帝の御代正應永仁以來岩櫃城主大旦那として金剛坊御祈禱を勤め奉る當國

の御地頭吾妻太郎大守藤原行盛公の御武運長久を祈り奉る法印也吾妻にて修驗僧の根元也同支孫大專坊法印良宣委

瀧峨山記に書記す

父の妙潮法印の云く開山金剛坊法印より吾羅不動の守本尊代々金剛院に相傳□□

一、忝くも不動明王は三世諸佛の誓願にも無双惡靈降伏の威力自在也不動慈救咒功力には狐狼野干も急ぎ退き惡畜夜叉

も恐を成す文字の數は廿一字なりと雖も三世諸佛の惣名なり一切諸經の肝心也不動の威力に非れば誰か苦界の衆生

を利益せん、明王の方便に非ざれば誰か惡魔を降伏せん誠に諸佛の誓願にも超過せり、可動可貴也雖然感應の

成否は信心の厚薄に依り利益の遲速は渴仰の淺深に任する者也蓋し以不動明王の御誓略して是の如き緣起也と云り

一、岩櫃御祈願の由來、金剛寺法印頼盛らいていの事

夫中代の昔瀧峨山の修驗道、中古九代の孫金剛寺法印と号す岩櫃の御城主齋藤朝臣越前守殿の御祈願を相勤む高祖役氏の法流を携へ行ひ修驗顯密不二の法門を兼學し蓋し年代を尋ね奉るに頃は人王百五代の帝柏原の御宇永正元年の前後より□□大永享祿年來の時代なり委き事は又頼盛の書傳に三善氏當初瀧峨開山の太先祖金剛坊法印圓學と号す乃至五代の玄孫大專坊良宣法印其所を今に大專屋敷と云ひ傳ふ同四代の曾孫頼詮の嫡男を頼盛と号する也と委は瀧峨山記に書出すなり

扱右の沙門各姓は御先祖三善氏の系圖也各代々瀧峨山の太聖不動尊の別當職を相勤る情ら不動明王は修驗顯密祈願の本尊なり金剛寺頼盛法印は不動愛染の二法を専ら勤行有之、惣して祈る所は天下太平國土安穩殊には當國當庄の鎮護國家長久諸人快樂の御祈念別しては大且那齋藤越前守並諸且那繁昌を祈り奉る修驗の法印なりと云り

三善氏とは釋の淨藏公の系圖也元享釋書に云淨藏の父は洛城の人也諫議大夫監善みよの清行の第八子にして母は弘仁帝の孫女也と云々

日本事跡考文人の部に曰く三善の清行は曆教に通ずと云へり去程に瀧峨開山の元祖金剛坊法師は三善氏の系圖也吾妻にて開關の修驗道の沙門也頼盛は瀧峨山九代の孫也

扱又頼盛の在命の時に所持し玉ふ鈴、錫杖、有之同御自筆の書物有之是は即ち愛染符形の祕書と申して代々瀧峨山の寺院に是を能く相傳る者なり去程に年號に云く月日並に御實名の書付に曰く大永四甲申季卯月吉祥日朱印あり、

右筆者頼盛書之と有之、凡そ是即ち吾妻第一の古筆の手跡傳書也と云り□此年數は大永より享保年中迄仁百何拾年の餘也

一、役小角の事(略之)

一、岩櫃齋藤越前守の事 附り吾妻城の由來の事

夫情ら聖賢の教を守り仁義礼智信を以て世を治むれば則末代に其の名徳をあらはす者也時に人王百四代後土御門の御帝の末明應元年の以前其頃天下の武將は征夷大將軍義澄公の御代の事なるに文龜並永正大永の中昔爰に當國北上野の國吾妻七騎の旗頭岩櫃中代の御城主齋藤越前守行連朝臣と申し奉る先祖吾妻太良の大守藤原行盛より五代の玄孫の御系にて或は行連朝臣は文武の名人也高祖父齋藤太良の大守憲行以來六代相續て岩櫃の城に家門豊に御在城なり行連公の北の御方同婚御前と申奉るは容顏美麗世に雙び無き御姿三十二相の御形月の桂をうつし花の御顔ばせいと嬋娟夫妻の御中睦ましく相生の比翼連理もよそならず君の恵ぞ千代迄に唯維れ偕老同穴の妹春なりける次第なる哉扱又御家の執權には岩山大輔重安平沢大膳宗忠就中先年秋間の刑部が末孫に秋間兄弟兩人は並び無き兵也其外あまたの諸侍日夜の出仕懈怠せず君を守護し奉れば齋藤越前守藤原行連に靡かぬ草木はなかりけり、或時行連被仰ける様は凡當國岩櫃の城郭と申は吾妻第一の要害也それを如何と謂ふに山は自然城郭にして麓は本城居館、弓手は岩々峨々として聳え妻手は大谷小谷四十八ヶ所なり

扱殿上は高く登りて天守矢倉の如く中には櫃の口の道筋は一の門或は二の門と申して大磐石の楯を構て唯一騎當千

の大難所の場所にて當國第一の名城也時に基國被仰ける様は扱當代の將軍は義植公也武家の旗頭上杉殿仰にて岩櫃の城は越後の押として北上野の探題職を蒙り就中先年より吾妻七旗の旗頭として益万事の政道を糺斷する事は偏に弓箭取ての面目世の聞え何事か之に如かん面々いかにと仰有ければ御前伺候の諸侍皆々畏て承り仰の如く君の御威光洩からず恐乍ら斎藤の御家御武運長久にして益千秋万歳樂の御繁榮を仰がぬものは無かりけると御壽命祝ひ謹んで申上れば行連御機嫌限り無くそれ〳〵とありければ銚子かはらけ御前に捧げ奉る時に行連朝臣御かはらけを取上げ次第々々に下されける皆々有難し〳〵と御土器を三度頂戴仕り兵の交り頼有る中の御酒宴千秋々々御目出度納る御代也と貴賤上下に至るまでおしなべて万民何不別かんぜざるはなかりけると是の如く雜談傳ふる者也

信長記に吾妻の要害と云、去れば吾妻は國の要害如岩櫃以城郭とす但し昔は岩櫃の城郭を世に吾妻の城と云り國の要害堅固なる事先づ南方の榛名富士山大沼湛へ或は硯嶽烏帽子粹の岑高く西は何國と白根ヶ嶽續く山谷遠近の淺間四阿屋楯かこひ扱北は越後の國さかひ三坂峠の大難所東は利根の大川にて岸を洗て波荒く惣して吾妻の城と云事は岩櫃を以て天守矢倉と名く、甲陽軍鑑に云く眞田安房守昌幸武田勝頼公に御進言申けるは吾妻の城に御籠城遊ばされよと尤もなる義を申上るといへども御用ひ無之。昔より岩櫃の要害を、吾妻の城と云こと勿論也

一、瀧峩山の不動建立の事 附別當頼盛祈願の事

去程に其比岩櫃の祈願金剛寺法印頼盛は瀧峩山修驗道の沙門なり大旦那永正六年己巳正月立春中旬の比御領主斎藤

越前守藤原行連御前伺候の侍に御物語遊ばされたりけるやうは扱當國瀧峩山の大型不動尊は近國にも無双殊勝なる本尊なり殊更岩櫃の城郭より丑寅鬼門の防に相當て鎮坐なる事は偏へに古今類稀なる靈地也根本山は遠近無双にして愈靈驗歸命なり武家の守護神武運長久の鎮守佛なりと仰せられ行連公是を建立有る可く深く信心遊ばされける、同大永元年辛巳四月中旬なりし時不動一字の堂を成就建立す而して是れ惡魔降伏城中安全の爲め御寄進也不動尊の別當金剛寺頼盛法印は即岩櫃城の祈願修驗の先達なり茲に因て不動愛染二尊明王の秘密の法を勤行して益大旦那越前守行連公を御守護の爲め御武運長久の御祈禱並御領内安全の御祈念に丹精を抽んじ奉る者なりと云々

一、岩櫃齋藤殿行澤觀音建立の事

去程に齋藤越前大守行沢觀音を造立し玉ふ縁起あり扱しも其後大永年中なりし時岩櫃城主越前守行連朝臣御年五拾餘滿にして剃髮遊ばされ法師武者となり齋藤入道權律師行連とぞぞし奉り愈佛神三寶を深く崇敬遊ばされける去ればこそ大永七年水無月には齋藤殿本願にて岩下村行沢の觀音再興建立有之、惣して吾妻三十三番の觀音の札所は前の齋藤殿の御代より有之、今の齋藤殿建立願文の掛物に云

〇二十一番 岩下行沢寺 本願 權律師行連
十方佛土中 唯有一乘法
奉 建 立 吾妻三十三番順禮
無二亦無三 除佛方便說

渡るより心もすゞし行沢の水はかんろをそゞく我身に

于時大永七丁亥年六月 日

奉勤修守護於中條海藏寺堂開眼供養並馬頭明王□所

□修三十三ヶ所六觀音法所

時代齋藤越前守藤原基國

大永七丁亥年六月十三日 と見えたり

右は如是掛物觀音堂に靈寶の什物として有之

委は行沢の觀音に詣て拜見せよ但し近代別當應永寺に有之

一、齋藤越前守基國公の事

高祖父齋藤憲行同各代々岩櫃に在城す然る所に中古の昔人王百六代後奈良帝の御宇信玄の方より計略を廻し其時齋藤殿□一家中の輩逆心の騒動謀こと齋藤越前基國岩櫃の城を没落す信玄公永祿六年に吾妻城□知す武田信玄の後は天正年中武田勝頼公沼田吾妻の旗頭となる

一、岩櫃御城代の事

或は滋野姓朝臣海野長門守幸光と申奉る扱嫡子海野源左衛門幸定二男源六良幸末と申けり或は長門守の弟海野能登守幸次(輝カ)同舍弟海野郷左衛門幸久と云り扱又御家の執權に渡利常陸介家貞同嫡男右馬助家次と申して何れも仁義正しき武勇の侍一家中の諸侍(加野和泉、上原右京進、村山久米丞、吉田某、佐藤豊後、富沢主税、二宮勘解由

小林某)皆々相勤奉□

長門守の父は海野入道と号す信州の武士なり長門守の兄を羽尾入道と号す以上兄弟四人なりと云り去程に長門守岩櫃の御城代宜しく御繁昌なりと見えたり

一、其後行澤觀音堂建立の事 棟札の表に云

○爰南閭浮提上州群馬郡吾妻庄西條之郷岩下行沢寺堂供養、慶讚(?)記室禪師大旦那滋野朝臣長門守幸光

渡利右馬助家次

岩下三島平川戸三ヶ村萱草勸化

是は裏書にあり

杣取の名付

棟上染帯 施主の名 同麻布施主の名

略之

大工の名付

大工振舞 施主の名

葺手の名付

材木は横谷山より切取とあり

于時永祿十二己巳年今月今日

委は棟札に見えたり

一、大光寺法弘沙門の事

夫瀧峨山の大型不動の別当大光寺法弘沙門天文年中修驗道の法印にて同く姓は三善氏の系圖也先主頼盛法印の跡式の法を相續して高祖役氏の行法を勤めて修驗道の要法に達す茲に因て大光寺法弘沙門御自筆の書物相傳る是を修驗十二通といふ祕書の卷物有之委くは右の書に見えたり蓋し年號は天文二十年辛亥とあり

大光寺法印は岩櫃御城主齋藤越前守基國公へ御祈願を勤む基國の代、比は永正文弘治永祿、時に信玄の謀に齋藤殿岩櫃を没落す、依之同年海野長門守岩櫃の御城代を申付玉ふ、此時武田信玄公當國吾妻の旗頭となりたまひて暫発向す

修驗十二通とは修驗十二道具の事

頭襟、鈴繫衣、袈裟、念珠、錫杖、法螺、笈形箱、金剛杖、金剛□、引敷、脛衣、
以上之を十二道具と云り委くは講釈に有之、

其比は永祿六年より信玄の領地となる、岩櫃城代長門守殿大旦那として大光寺法印御祈禱を相勤む、茲に因て昔、其所境内残らず寺領す、並永拾貫文を給る者也、然る間其旧跡を当所にて今に大光寺と云傳□扱海野長門守幸光の仰に城下の近き平沢村にして祈願の道場を立て爰に於て大光寺法印御祈禱を勤め玉ふ長門守幸光の御武運長久を祈奉る、去程に昔の舊跡今は畠になり是を平沢村人法弘屋敷と申傳る也世に曰く岩櫃の城海野殿は大峯信仰の御武家人なり茲に因て大光寺先達法印を以て大峯に代參する事凡そ九度也是即一僧祇の行者と云ふ、十八度入峯を二僧祇二十七度を三僧祇の行者と云ふ是修行の次第也或は幸光には大峯願行の名を福仙院と□渡利が家の過去帳にも見えたり扱長門守在命の時深く大峯信仰にして山伏願行の御侍なれば軍陣の時にも鎧甲の上、頭襟、鈴繫、袈裟を著して馬上なると云り委しき事は下巻の書長門守討死の事を書出す者也

一、得藏院修驗の事

比は永祿元龜天正年中の時代瀧峨山の沙門得藏院と申けるは岩櫃の麓平川戸に宿坊す不動尊の別当として□□岩櫃城の御祈願也瀧峨開山の金剛坊法印より相續十一代なり得藏院良圓沙門迄其姓は三善氏の系圖也扱其時代の昔は武藏國あいは幸手の不動院鎮良法印と申ける大先達の修驗者なり當國吾妻郡中の諸山伏の霞頭として吾妻の諸同行を御支配あり去れば武藏國より遠國なるに依り其時得藏院を以て吾妻の諸同行の組頭として修驗會所の宿坊を能く相勤め給ふ也其比得藏院の事老少不定の世の中の習なれば得藏院殆ど病死ありける者及既滅院也此時に三善氏の姓終に斷絶する所なり 其以來西山氏の沙門是を相續ありける

一、滿福院東學沙門の事

凡人王百七代正親町の御宇天正年中の時代瀧義山中興後の先祖西山氏の沙門滿福院東學公と申して前の先祖三善氏の沙門徳藏の遷化の跡式を相續して修驗道を建て岩櫃城の御祈願なり滿福院東學の坊と申けるは根本西山氏の系圖なり然るに事の因縁により母方の從弟三善氏の姓得藏沙門の院内に入て修驗を勤む瀧義山十二代不動別当也滿福院東學の時代に所持し玉ふ經文には仁王經の兩卷並秘鍵、神祇講式あり右の經文に滿福院と自筆の手跡有之 寛文延寶天和年中吾妻内の頭には先の專龍院先の金藏院大乘院三ヶ院を組の三頭とす時に眞田伊賀守滅亡す三ヶ院は之を差上げ直院となる、貞享三年寅の八月藤岡櫻本坊年行事として吾妻諸山伏の霞頭を被仰下者也

圓 聖 華 押

修驗岩櫃語 上卷畢

修驗岩櫃語 中卷 目錄

岩櫃之城眞田昌幸方へ渡る事

瀧峨山不動堂建立之事

先の金剛院西光寺沙門の事

三善氏の沙門並西山氏沙門の事

鎌原越前殿と岩櫃齋藤殿と違亂之事

齋藤越前守岩櫃没落之事

岩櫃の後山に水岩權現の事

齋藤殿に逆心の者滅亡 附り切澤の寺火難之事

善導寺開山之事

岩櫃 天狗縁起之事

吾妻太郎殿之事 同首宮と現給ふ事 附岩光山長福寺古跡靈地之事

一、吾妻、沼田眞田家へ渡る事

其比武田勝頼公天正七年卯の八月沼田の城を御手に入信州眞田安房守昌幸へ城代を預け依之眞田殿より海野能登守金子美濃守渡邊左近尉を城代に置く天正十年の軍に勝頼甲州にて討死す同年海野が逆心あり眞田より討之、矢澤薩摩守を城代として眞田の知行預け其間段々事の違亂有之、天正十八年に大坂將軍秀吉公沼田所領を眞田へ被下委しき事は沼田記にあり

或は吾妻岩櫃の城主を信玄の謀にて齋藤越前守滅亡、時に永祿六年に武田信玄公の御手に入、海野長門守を城代に眞田安房守へ城代被仰付眞田よ

置く同勝頼公時代迄吾妻御支配領也天正十年に勝頼軍に討死す依之眞田

り海野殿を城代に置 安房守殿より海野長門守並一旅を討亡し岩櫃の城郭吾妻の領内を眞田の知行とす併其時代に吾妻領は信州の内と申して何方よりも構無之と云り其後眞田伊豆守信幸慶長六年より國の亂逆の事靜に治り黎民の竈には朝夕之煙厚く或は國民惣して士農工商の門には東西の業繁し

一、瀧峨山不動堂建立之事

去程に眞田安房守昌幸の嫡男同伊豆守は文祿慶長の比より沼田に在城して岩櫃の城は安房守假に在城、信濃に居城す、伊豆守御家の臣禰津志摩守幸慶同氏禰津助右衛門尉吾妻原町瀧峨山の不動堂を建立あり岩櫃御城主君臣武運長久の爲め鎮守とす即ち棟札之事文に曰く

聖主天中天、迦陵頻伽聲、

○大日本國上州群馬郡吾妻庄

○●奉造立三間四面一字不動堂大本願順禮

哀愍衆生者、我等今敬禮、

○大工 大藏 繩 俱

大旦那幸慶 禰津助右衛門尉 諸旦那等

慶長六年三月廿八日と云々爰に吾妻庄と云事非也群馬郡と云事不然也山代庄と云本説有

一、先の金剛院西光寺沙門の事

凡岩櫃山に山籠して靈験の奇特あり扱若年の比より修験の法を心がけ去程に慶長元和の後寛永の始より金剛院後には正保年中より西光寺重源法印と云ふ昔は岩櫃の城下を平川戸町と云ふ岩山(イサマ)の郷に出生す初名を大藏坊と申たり有時岩櫃山の嶽に山ごもりして山伏修行の爲に一七日夜を相勤むる殊に山の主を神照坊と号する大天狗の守護神なり各天狗と云は一所不住にして只雨風雲霞を栖として至らざる所無く一念に三千世界を歩み慢氣慢心を以て心中に納む皆是於天狗力盡眼筋情於天狗無有生死、僧俗男女成恐飛行自在神變神通天狗の才智は唱文殊の智慮を欺き或は富樓那の得弁舌替色顯姿又有時は法務の相貌を現し扱又現美男美女又大海に火焰を立て或時は辻風を吹便鬪諍の砌弓箭の切前に傳へて世間に徘徊すと云々去程に大藏坊の重源沙門は勤修の威力堅固なり然時に位臣正敷山伏の一人來りて重源沙門に語て云く汝修験道を勤行す事理の二法を知るや否や凡そ山伏と云は其形大聖不動明王の形像を學び惡魔降伏衆生利益の本懐なり内には身心堅固の智劍を以て三毒無明の邪念を修伏し

外には不動惡魔降伏の利劍を學び世間の惡魔を退散す然は汝に不動利劍の大刀を傳へんとて則重源沙門に示給ふ是を清淨靈劍と云蓋し汝必ず子孫に傳ふべからずと堅く誓言まし〜て汝能く我に法樂有るべし我は此山の神照坊大天狗也と忽消て失せ給ふ誠に未曾有の事なりとて感歎伏膺不斜皆人々一會舉て歎伏せり(後略)

一、三善氏の沙門並に西山氏沙門之事

頼盛の傳書に曰く瀧峨山根本の大先祖を金剛坊法印と号す当初先俗姓諫議大夫三善氏清行の子釈の淨藏公十二世の末孫金剛坊圓學以來代々相續て得藏院迄十一代の孫也各姓者三善氏の系圖也然る所に得藏院俄に煩死す□□依無し其跡式天正年中より三善氏断絶す此時より西山重賢の子滿福院東學瀧峨山十二世の主三善氏の跡式を相續して修験道を勤行す蓋開山より當院の圓聖に相傳て十五代妙法院と号す

大先祖俗姓の人先年は岩櫃御城下平川戸に住す西山豊前重久西山平八良重賢西山孫左衛門尉重永一子龜次郎元和五年に而して伯父の滿福院東學法印の跡式を相續して始て大藏坊と云扱復入峯出世の号を金剛院と名く後には西光寺重源法印と号し奉る西山重久より相傳はる大和關の刀並之茂の手鎗一筋有之當院内には是を傳て所持す或は今庭前に立置三場川の名石の事は先年御城主の所持し玉ふ石有り或は高祖父氏假名は西山の某藤原の重清の倅大永文龜の昔より岩櫃齋藤朝臣越前守行連公へ御奉公を相勤む同基國迄勤む是を或は武田信玄公の御家にも西山氏の人御奉公を相勤る者也(本朝武鑑に西山氏の人有之と甲陽軍鑑に云)時に信玄公諸國への御使者の衆四人日向源藤齋秋山十郎兵衛西山拾右衛門雨宮尊天と云り扱重清の三子外村に有り或は古より西山の假名傳三島村二有之爾以來代々西山兵庫を先祖にして子孫有之西山勘解由岩下の村に住す子孫代々有之西山の系圖金剛院に傳へける

一、鎌原越前の事 岩櫃齋藤基國と鎌原諍の事

昔天文年來の中昔同國三原の住人大先祖は前の鎌原石見守幸重の末孫に後の鎌原越前幸景とて武邊の勇士にて有之ける常に弓馬の道を嗜み其器量他に勝れ勇力莫大にして並び無し仁義礼智信を守り鎌原數代の領地を全して家門豊に御座、比は天文以來の末にして齋藤並に鎌原諍あり齋藤は吾妻七騎の旗頭其威勢國中に徘徊し時の人々隨順する事風に靡く草木の如く其比鎌原越前を妨げる□に私の評是非を決せず我儘を振舞齋藤押領に付鎌原居住を打ち甲州信玄へ言上有之鎌原首尾能猶末々には武田信玄公より安堵の御判頂戴して二度本領立歸りける也去程に信玄より御朱印の文書に云く

齋藤押領之間於信州海野替地出候然所に依爲齋藤没落去以檢地如相改赤川之南表貳百貫文之所任先判之旨可被致知行者也

追而赤川熊川之山も同前

年 月 日

信 玄 御 朱 印

鎌 原 越 前 と の へ

一、齋藤越前守岩櫃没落の事

(節略敷行)爰に齋藤越前守基國公御運既に末になり齋藤殿の臣下惡逆謀叛の働を以て主君基國を謀り討んと欲する逆心を企る事有之也前の吾妻傳書に云く永祿六年に齋藤越前守武田信玄に負け滅亡被成越後國へ御牢人也と云り

或は此一説安部聞書咄にも有り或は前に云る如く信玄公鎌原に給る朱印の書に齋藤押領とあり然則察するに信玄公の御思案如何とや可不然事也安部聞書咄云、昔齋藤越前守の臣下齋藤殿を謀り討んと欲する惡逆心により岩櫃一家中の輩悉く謀叛の騒動有之或時切澤の寺善導寺へ皆々ひそかに會合して謀叛の内談有之或は其時一味連判の起請文勿体無くも主君越前守基國を謀り討つ計略こそ淺ましけれ

然る間御大將基國公此由を傳聞き扱も悪き奴等が惡逆心推參なるかな譬ひ雜兵奴原何程武く働くとも我勇力を振舞ふものならば又羯原が物の數にて數ならず唯童子の鬪諍に異ならず猶又鷲に向ふ雀の如くならん併し小敵を侮るべからず油斷大敵の妖是也と片時も早く何國にも落忍んと思召し既に其の日も暮れば時の若侍富沢源五郎信房西山平八郎重賢兩人の若侍御俱として夜ふけ人靜まり忍の道筋打過て山路をさしてぞ急ぎける心の内こそ無念なれ去程に、齋藤殿主従三騎の人々は最早小坂谷を打過ぎ、扱一丈馬場の名も聞かず烏帽子、笹平見れども知れず翁の沢水御口洗の御手水結びやがて高豊山の麓に付給ふ其時御守本尊藥師佛を藥師の嶽に投上げ齋藤殿は跡かえり見たま寶永五年壬子四月中旬或人諸用の事あり
或は薪を求めんと高豊山に登りける不思議や藥師の嶽に怪しき光ありける之を尋ね見るに草中に正しく藥師本尊二寸五六分の古佛まします然して此由を顯徳寺の法印に告て斯様々々と一々次第を申上る

宥範大きに喜び給ひ彼藥師佛を迎へ奉り傳へ聞く昔の齋藤殿の御守本尊と見えたり之を顯徳寺へ勸請して寺中に安置し奉る者也と云々

其時西山富沢兩人の者を召して仰せける汝等は是より宿所に帰るべしと御暇を被下ける兩人は承り是は君の御上意とも覺えずたとひ野の末山の奥海濱波島の外迄も君の御俱仕るべし、君聞召汝等が心ざし神妙なり併我は存する念願有之是非とも家路に歸るべしと仰せける、兩人は承り涙をはら／＼と流し大聲上

げてぞ泣き玉ふ然れども君の仰せの事なれば力及ばず主従諸共に泣々立別れ給ふ彼の人々の心の内哀とも申はかりは無りけり扱齋藤殿の御内所は君の行方を尋んと忍んで屋形を立出で是も越後國を心がけ乳母召つれ出で玉ふ心の内こそ哀なれ

其後神照坊は越後國に至り山々嶽々栖として或は九夏三伏の天には白雲を凌ぎ峰の花を摘み玄冬素雪の冬には寒凍谷氷を詠め衣食を嗜まず共自ら年月を送り慢心慢氣を心中に納め天狗の魔法に移り地水火風空を覺れば刹那の間に三千世界を遊見す(中略)山々嶽々を飛廻りいざや歸らんと大小天狗と諸共に神變神通の御身となり永祿十年丁卯九月九日の卯刻に岩櫃山に神照坊大天狗と顯れ給ふ上古未代の靈驗かくや有んと貴賤僧俗諸共に拜せざる人こそなかりけり

一、岩櫃の後山に水岩權現の事

扱も有爲轉變の世の中にて齋藤越前守基國の御内所は君の行方を尋んと敵中を忍出で態といやしき姿に御身をかへ

乳母一人御俱にて是も越後國を心がけ三年三月の間彼方此方と尋ね迷ひ給ひけるに更に其面影も見えず今は何と成るべき身の果てかと案じ煩ひ給ひける又是より本國に立歸らんわが基國と聞に付けても愛執やとて遙々故郷にぞ歸り玉ふ旅路の疲れに御身もよわり風の心地と曰て前後深く煩ひ給ひ御誓願に曰く生者必滅、會者定離、哀別離苦の悲に誓も空しくなかりせば末世の衆生の夫妻の氏子を守るべしと終にはかなくなり給ひ御死骸忽消失せ神靈水岩權現と顯れ奉ると云々

一、齋藤殿へ逆心の者滅亡の事 並切澤の寺火難の事

(こゝまで少し略す)去れば主命の天罰遁れず逆心の大将貞弘惣して一味連判の輩は皆一々に滅亡す加之切沢の寺善導寺は鎮西派として西山派無本寺なり林鐘中甸の事なるに扱も異相なる小僧來て忽變して大火となり其儘一寺残らず焼け拂ふ誠に怪き事なれば皆人奇異の思をなし其後寺を建立して佛法流布の靈地とす又或時光物飛來り寺中に入り忽火焰となり餘煙十方に覆ひければ寺中塔中庵室皆悉く焼拂ひ前代未聞の凶事なり皆々天狗の罰する所の祟なり去れば古齋藤殿を謀討んと切沢の寺へ各集り謀叛の内談一味連判の者共は皆悉く罰せられ見る人聞く人何不別嘆伏せざるはなかりけり

一、善導寺開山緣起由來の事

昔岩櫃殿の御旗下川戸城主の時代時に貞治四年乙巳正月歲始の朝拜は天長地久の世の中、重る御代こそ目出度けれ時に當國川戸の郷内出の城主秋間備前守泰則貞治四年乙巳正月二日の夜に夢を御覽有ける、筑紫より川船三艘城の

川岸へ着くと夢物語を被遊ける。折節御前には御家の執權内海彈正清房罷在、是は珍重なる御夢なり定めて当國に當寺の開山識阿上人生國は筑紫の人也本は西山派の名僧と見えたり事の縁起に依り鎮西派の法門流義を相續す是を佛種從縁起と云筑紫の鎮西本山の善導寺九代の住持を道覺上人と云袋中の血脈論に識阿上人西山也と云り然西山鎮西の法門に入給と見えたり佛法東漸の示により佛法を弘んと各並識阿上人當國に下り善導寺を開基す是即寺号は鎮西派の流義にして而も西山派なり三百五十七年來の餘西山の無本寺として全く支配を受けず

佛法流布の瑞相なるべしと申上るに頓て其年春の花盛の比しも鎮西筑紫の善導寺同弟子三人の出家當國へ下り給て川戸の城下に着玉ふ三僧の内識阿上人と号す二人の僧は道覺上人並圓光と号す然して三ヶ所に寺を立る一番に普光山善導寺は川戸の田辺に住す稻荷を鎮守とす識阿の開山なり二番に瀧沢山善福寺は瀧沢に住す中代より斷絶す圓光開山なり三番に柳水山善光寺は山田に在り中代より善福寺と号す道覺開山なり或は圓光上人は武州に下り十ヶ年の間往來し佛法を修行して衆生濟度の爲めに法談あり扱識阿上人は秋間備前守大旦那にて善導寺を建立して佛果菩提の靈地となす

上人平沢善貞和尚江戸増上寺へ言上して始めて本末を願受支配今代は鎮西派に決定する者なり但昔は西山と鎮西との二流を兼ると見えたり

上人は二人の弟子達を召連て東路さして下り給ひける比は何時ならん人王九十九代後光殿院の御宇貞治四年乙巳三僧の内識阿上人當國の川戸に善導寺を立其後二十五年の□佛法を□□今年は七十三才比は人王百一代後小松院の御宇康應元年己巳十二月

十日に開山の識阿空寂上人は遷化を成し玉へば瀧沢の圓光上人を二代目の住持として善導寺を相續する事なれば彌佛法繁昌の靈地となる去程に明德五年甲戌四月二十日の事なるに圓光上人の母親榛名の宮に社参有るべしと相伴人人数打連て榛名をさして急ぎける沼畔になりければ圓光の母人々に暇申してさらばと云より早く沼の中にぞ飛込み遙かの沖中へ走入り終には空しく死に玉ふ人々は大に周章て見る所に忽廿余丈ほどの蛇身となり給ふ者也

同國綠野郡木部の地頭中代の昔の事なるに長祿年中木部殿の女房も榛名の沼にとび入死して其靈魂忽はたひる計りの蛇身となる是は二百六十余年ほどなり、享保年中迄の事

去程に圓光の母蛇身となり其形すさまじき事哉兩眼は鏡の如く口より紅の舌を出し左右の角を振立て青黄赤白の鱗曜々として波上に蟠り身の毛も豎つ大蛇なり人々逃んとするに動かれず暫ありて蛇身は沼の水中に入つて二度見えす扱人々は漸く逃歸り上人にかくと云ければ圓光上人大に驚きたまひ是は勿體なき事

也蛇身とは浅ましき業因かなさはいひ乍らさすが親子の別れなれば上人も聲を上げて悲み泣き玉ふ漸く涙を押止め扱々母上は筑紫よるはるく是まで尋ね來り未だ二十余日も過ぎざるにか様なる凶事いかなる因果ぞや吾七才の時

に父の鎮西氏は空しく母の養育にて扱十二才の春上人の弟子となり佛の教を承るに父の恩の重きは唯須彌山より猶

右は綠野郡の地頭木部大膳と云人の内室怨念の事有り
蛇身の爲に榛名の沼に身を沈むる即石碑の銘に

龍体院貞三諦聖大姉 法名如是あり同じく伴の下女

も入水す戒名何々信女と有之但し法名を忘る各石碑沼の

東にあり

父母恩重經に曰、佛言汝等大衆聽說孝養慈孝子非但是男

非論是女亦有出家之子云々

名に云く

○寶池院廣雲快龍善女 明德五年甲戌四月廿日 吾妻境と榛名境に石碑有之

扱又一七日の大法事を勤め阿彌陀經一千卷誦あり或は五重血脈を池の水中に納む加之四十八夜の念佛勤長行して

善しなに弔ひ奉る或時上人の夢に母の靈魂浪の上に立て夢中に告げて曰く我は是過去の業因にて七生以前より筑紫

田辺の善導寺は貞治四年より長祿年中迄九十余年、切沢

善導寺は長祿年中より元和二年まで百四十余年、瀧沢善

導寺は元和二年より享保年中迄は百廿年来なり如是三ヶ

所に住するものなり

道の苦患を除きたり我栖所の池の水は西方極樂の八功德水七寶の池の水に等しく是偏に一子出家すれば九族上天に

高し母の厚恩は滄海よりも猶深しと承る身体髮
膚受父母謝しても謝し難く父母の報恩厚大也さ
れば大報父母恩重經に云假使有^レ人左肩擔^レ父右
肩擔^レ母研^レ皮止^レ骨^レ穿^レ至^レ髓遠須彌山經三百
千匝猶不能報父母深恩と云へり
其時に圓光上人は母の菩提の爲に數多の名僧を
召集め母の法名を改めて佛前を莊嚴したまひ法

廣島といふ池の蛇身となる然るに佛法菩提とし
て佛果の種子を求めん爲めに假に人界に變り鎮
西氏の人と縁を結び適々一子を儲け釋迦の御弟
子となす然るに我人界の生命既に盡きて又蛇道
に立歸る所に只今上人の大法事の功德により蛇

生ずる事なりとて忽ち龍女の姿を現する、其時天より白雲舞下り時に龍女白雲に乗り又忽ち天龍と現じて天上し給
ふと見、其儘上人の夢は覺めたりけり、教への如く寺中のあたりを見玉へば一夜の内に井戸出來す五重結脈並に鱗
一枚井の中の水に浮て押出す、昔より末代に至る迄善導寺の有ん限は炎天旱魃の雨乞の時に雨を降すべしとの約
束なり或は又此外色々の事因縁雜談有之と雖も爰に略せしむる者也

一、岩櫃天狗縁起の事

抑岩櫃山に垂迹神照坊天狗と申奉るは飯繩天狗の如く本地大聖不動尊の内證なりと云々惣じて天狗と奉^レ号は一
所不住にして定る在所無れば唯浮雲の飄飄霧霞を栖として、有時は大海に火焰を立て炎天に向て辻風を立て身体を
くつろげ、寒風に向ては熱鐵の焰を出し霜雪を守護す衣食を嗜まざれども自ら年月と送り其形は水の器物に隨ふ如
く物に應じて形を現す亦無相無念の形相也惣じて天狗の一道に於て更に生死の始終もなし神變自在の化道三千世界
を飛行して八万の聖教無量の名儀も皆是天狗の眼前也遊覽回向酒宴謹諺の座敷を妨げ大海に火を放ち軍勢の集を兵
の切つ前に傳ふ朝の霞、夕の雲の間に愛宕山より比叡山に順礼し鞍馬山の岩屋に入り或は飯繩山に歸り亦大峰より
始神藏那瀧伯耆大山白雲峰白山嶽富士嶽惣じて日本六十余州を片時の間に飛行遊見す凡そ天狗の態ならでは何か是
に過ぐべしと云はん抑天狗魔神と現して衆生に恐を成され人を守る事、寸の隙無し天狗を祈らん輩には道俗の諸望
を立所に叶へ惡魔に犯されまじき事を誓願満たしむと云々、

傳書に云、天正の昔岩櫃在城の時代は御殿上天狗の宮に參詣の人民を禁制せしむ慶長年中に眞田伊豆守の代城郭を

破却する也元和元年の以來岩櫃の社へ氏子社參する事を得、正保四年丁亥眞田内記正の家老金井彌平兵衛尉所願成就として御殿上天狗の宮を寄進在之、往古の格式の如く瀧峨山重源法印に申付け遷宮別當之を勤む寛文十年眞田伊賀守の代吾妻の奉行片山次左衛門尉に之を訴へ岩櫃山の麓に里宮を造立せしめ當庄の氏子火防の御神と祈り奉る先例の格式是の如く九月三ヶ九日を以て祭礼とす云々

一、吾妻太郎殿の事 同首宮と現じ給ふ事 附岩光山長福寺古跡靈地の事

夫人皇九十五代の帝後醍醐天皇御宇の前後に當り當國の御地頭吾妻比五代の主君岩櫃の城主吾妻太郎の大守藤原行盛と申して武勇の弓取有之ける御誕生は人王九十二代正應年中の事なり御家の執權秋間刑部貞勝とて仁義正しき勇士なり然るに同國の住人里見が逆心を企て數度の合戦に及ぶ然りと雖も行盛勝利を失ひ時に貞和五年五月二十五日合戦の場所は立石川原なり行盛既に御運命も是迄なりと思召し立石の岩に飛上り自ら御首を刈切て投給ふに即川戸の岸に飛去ぬ然して首
官明神と顯れ奉る或は本地地藏菩薩と申傳へたり
蓋神代の尊の御垂迹は何れの系有之者か承らず或は地藏經に云

十種の願あり九者神明加護と云々又同經に云く末法の中に於て國土に突起り人王の政亂れ他方の賊來て刀兵劫起す
元祖慶誘法印祐弁と号す長福寺二代の
法印奉甲
と云々惣して昔の世には國土に諸の惡難起り刀兵の亂逆に仍て
行盛公御生害有之ける也扱行盛の御死骸を岩光山長福寺へ葬り

奉る五輪塔銘文に云

○阿彌陀佛藤原行盛

貞和第五回己丑五月二十五日

岩光山長福寺は吾妻第一の古跡の寺なり当初人王九十代後宇多天皇の御宇の末正應の古弘安永仁元祖慶誘法印の開基し給ふ靈地也文保元年に行盛長福寺を建立し玉ふ也右其年代は享保六年迄四百二十余年也行盛は權者の人則首宮大明神と現し奉る是より三百八十年來(蓋し享保六年迄の年數なり)右は大方如し斯耳(ノミ)なりと云々

一、別に吾妻太郎記あり大塚邑林氏つゝり書出す

一、吾妻郡略記と云一冊外に有之享保年中に上原氏記之、上原氏は近利の姓矢島氏の子孫也但上原とは母方の假名なり高祖父矢島氏は箕輪領の人也慶長二三年の始に當國岩櫃の城下へ入來ること有之其時平川戸町に川井半次郎殿と云る御家中の代官殿へ申入暫借宅して後に住宅を求めける其間能く濁酒を作て商買すると世人の傳へ物語有之去れば矢島氏は隨なる人と見えたり□甲陽軍鑑にも矢島久左衛門と云人有之委しき事は疏に見えたり是等の一義皆正説の事也

圓 聖 華 押

修驗岩櫃物語中卷 終

修驗岩櫃物語 下卷 目錄

岩櫃の城より柳澤の要害に夜討軍の事

大宮巖鼓御垂迹同御社建立並神祇由來の事

海野長門守眞田昌幸に討るゝ事 附渡利常陸が事

眞田安房守逆心に付探題の大名岩櫃へ發向の事

妙潮法印の事

岩櫃山と云名題の事 岩櫃山に昔化生の者栖る事

吾妻四郎化生の祟にて滅亡の事

藤原行家朝臣化生を討ちたる事

切澤の耳無不動の事

一、岩櫃より柳澤城夜討軍の事

安部古人物語に武士の家は弓箭の働き節破時を嫌はずと云へりさればこそ昔應仁二年戊子十二月晦日の事なるに城

主柳沢治部少輔直安とて岩櫃殿の妹婿なり然るに柳沢殿仰けるやうは今日は何方も歳暮のことぶきをなすと仰せられ家の子郎等召寄せ終日の御酒盛千秋万歳の大晦日日出度珍重々々と祝ひ納奉る既に其日も暮ければ夜通物語して柳沢殿は据風呂に入り玉ひけり扱侍方へ仰せられける様は昔よりか様なる時分には必ず夜討も有之と聞く隨分心を付け油断するなど仰せられければ皆々侍方畏て承る所に案の如く岩櫃の城より三百餘人の勢を卒して柳沢の城へ押寄て関の聲を揚げる関の聲も静まれば城内には思よらざる事なれば上を下へと周章ふためく計りなり去れ共御家の執權丸塚將監少も騒がず嫡子八郎常定大手の門外に急ぎ驅合ていかに敵の愚人原只今の夜討は何者どもなれば狼籍なり併己原悪しくうろたへて大きに後悔すべきやとさも高声に申たりけるその時に寄手の陣中より武者一騎駒しすくんと乗出し只今押寄たる軍兵を何者とは愚なり忝くも吾妻七旗の旗頭主君行弘公の御下知として平沢大膳宗時が討手の大將を蒙り汝等が様なる愚人どもを一々踏殺さんが爲めに馳向ひたり尋常に軍の勝負を決すべしと大音上てぞのゝしつたりける

其時城方の若侍に江保の源次郎盛光と長堀新五郎貞末と名乗て出て寄手の愚人の奴原に我れ々々が手並の程を見せんとて兩人は白柄の長刀振舞し切て出る同く城内の軍兵も百人計り續て出て爰を先途と切結ぶ是を軍の始として敵味方入亂れ口に火花を散して戦ひける

然れども寄手は大勢味方の兵無勢なれば城中今は早皆悉く打死す爰に寄手の陣中より白岩入道は大將治部少輔を討んとて城中を尋る所に見えず然るに柳沢殿はひそかに忍の道を通りぬけ江保の沢を打過ぎ巖鼓の方へはだかの馬に打乗て駒を早め闇に紛れて落ける然る所に馬の鼻嵐響の音聞えてけるに追手の兵ども跡より大勢箭を射かけたり時

に永井の七郎が射たる矢馬の腹下より胸前へはらりと射通しければ馬は即時に仆れ死しぬ危かりける次第なり扱を
れよりも柳沢殿は其夜の内に植栗安藝守殿の要害へ落入給ふ植栗殿はをば擧也治部少輔の女房は敵の手にはかゝら
じと熱湯の釜の中へ眞逆に飛び込みて終に空しくなり玉ふ此柳沢殿の女房は岩櫃の先主の斎藤太郎憲行の御孫曾孫也
兄の齋藤朝臣越前太郎行弘には現在の妹婿なりと雖も假染に事を企て無げに城を乗取る事余り是は邪欲非道の振舞
哉と皆人申傳へける者也

一、大宮鎮守吾妻根源の神根本の縁起の事

夫巖鼓大明神御垂迹の大昔巖鼓尊和光同塵の神靈を顯し奉り本地醫王善逝と号し以來一千六百七拾年の余、委は縁
起に見えたり先祖重源法印の語傳へに云ふ中代の昔或は柳の沢傍に岩鼓と云所に藥師の堂有り岩櫃殿よりの御上意
に依り彼岩鼓藥師を大宮の森巖鼓明神の社に移し本地となすべし云々豫根本当社大明神の本地は藥師如來也と昔齋
藤越前守殿当社鎮守を建立し奉ると見えたり出浦對馬守社中の大木を切て二本之を賣り神の祟有之

一、巖鼓の御社建立し奉る縁起の事 附り山田明神の御由來

茲に當國山代の庄吾妻の郡府原の町岩山郷に御鎮坐なる當社大宮巖鼓中興建立成就せしむるの所也茲に因て聊か神
慮を敬て祭礼し正に遷宮を勤行せしめんと欲す享保元年丙申當極月廿日最上吉日良辰を撰び奉り類拜一抽一稽首丹誠一
熱つらくおもひんみれば惟ただ者もの津廣つらひろ前まへとして当社之産宮造營しんみやうぞうえい旨意しゆい趣を云は凡当所の氏子皆々勵信心、念願ねんがん、戮よく衆力しゆりき、既すで致いた成就じゆうじゆ所
謹請再拜かへくも掛か忝坐かたじけなく正一位巖鼓大明神宮垂迹本主、奉まか尋たづ濫觴らんさう地神二代尊正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊御再誕、垂迹

也則當國鎮守、奉、現也

一、上妻大明神由來の事

謹惟和光同塵利益忽焉而神祇益新也猶豫しやう巖鼓大明神昔御諱名者巖鼓尊或は大若宮彦とも号す是を略して大宮と
云へり扱御出生の御系圖者御忝も人王十二代景行天皇の御孫也然者即神道不思議依よ縁起、當國の在地に大若宮彦是
を岩鼓と号して御誕生あり、御父は日本武尊景行天皇の御子なり宜成哉巖鼓の御母神山田村の大明神者則當國上野
之長者、一子吾妻姫命上妻大明神と御垂迹を現し玉ふ善哉神靈久遠劫、昔即當域扶桑山田境地、垂迹賜豈兩社、秘訣

アイ囊鈔に云

人皇十二代の帝景行天皇即位四十年六月に東夷起る景
行第二の御子日本武尊神勅を蒙り天のむら雲の劔を給
はり武藏國豊原に越て東夷を御追伐有之と云り

中臣稔に云

日本武尊御歸陣して熱田にて崩御さる程に熱田の神に
勸請申此劔を即神躰に祭る也と云々

名つく吾妻郡と云ふ事尤此因縁なり扱尊は尾張國愛智郡に到り垂迹して熱田神宮と奉新、上妻大明神同巖鼓大明神

蓋以如ごと是耳猶復因縁の詳(ママ)辨を委しく尋

ぬるに往昔神世の終神武より十二世景行天皇
の御宇に東夷の大敵悉く峰起せしむ茲に因て天
照大神宮より神勅を蒙り日本武尊東夷を御追伐
有之然して尊御歸陣の節東山道の砌北上野國岩
櫃山の麓上野在所に入玉ふ時に上野の大長者の
御女厥時日本武尊と上野姫に御妻愛淺からず御
立別れ給ふ時吾妻と被仰けり茲に因り吾妻姫と

本地醫王善逝と奉^レ号影の形に隨ふ如く感應御新に垂迹和光照利益凡神人の崇敬に依て彌神威を増長す況人は神の
惠に依て揚焉^{ナリ}宗廟の威光普く日域に耀き就中当社の玉垣葦連木金種庇並專如在禮奠須當所安穩諸人快樂の靈驗
は奉當社の仰守護者也仍神祇如件

年 号 月 日

敬白 某氏子等

歸命頂禮巖鼓大明神影の形に隨ふ如く意の如く感應せしむ

一、岩櫃長門守眞田より攻討たる事 附り渡利常陸が事

沼田記に云く天正七年卯の八月甲州武田氏勝頼公沼田の城を御手に入信州より眞田安房守昌幸を城代とする又眞田
より海野能登守と兼子美濃守と渡部左近を城代とす

天正十年の春海野が逆心に依て眞田より之を討つ眞田殿同年吾妻岩櫃の城を乗取り城代海野長門守幸光を討ちける
家老渡利常陸守次に佐藤豊後鹿野和泉次に富沢主税上原右京進二宮勘解由次に小林勘之丞村山久米之丞吉田山川新
木惣して家中の雜兵ども心がはりして主人長門守並に一族等を討て眞田へ忠進す渡利常陸は仁義正しき者にて心替
にはあらずといへり去り乍ら眞田殿へ忠節に依て天正十二年申の二月御朱印を給る文言に云

長門守知行百貫文之内如是以前の百姓可申付候仍如件

申の二月三日

御朱印

渡常陸守とのへ

と有之

長門守を切殺しける輩は主君を討ちたる天罰にて皆ことごとく罰せられ弓矢の氏神八幡宮と祭り奉る祠は中條八幡
宮是也昔岩櫃城主は十五六代なり

一、眞田逆心に付探題の衆中岩櫃に發向の事

昔信州上田の城主眞田安房守昌幸は海野一族を討て岩櫃の城を御手に入れ玉ふ海野中務と父海野能登守と兩人は沼
田横塚の一戦にて討死す爰に海野郷左衛門は眞田へ降参す岩櫃の城代には矢沢薩摩守頼綱次に深井但馬池田佐渡出
浦上總守同對馬守次に大熊靱負羽田筑後其外名々岩櫃の城代を勤めて罷在る者也時代は天正年中の事也

慶長五年信州眞田安房守逆心あり二男眞田左衛門佐信爲は大阪方石田治部少輔と一味して逆心、安房守は上田に籠
城す家康公石田が陣へ御出馬ある此時家康公より御下知として大名三頭旗本十騎岩櫃へ御上使を遣はされ秀忠公上
田へ御出馬あり此時に沼田の城主眞田伊豆守信幸は御味方に参り上田の城へ御案内を任る父の安房守は誅伐相究る
といへども信幸忠節に依て赦免也茲に因て高野山に入り法躰して勘覽入道と号す然して上田城を伊豆守に下されけ
りとなり委しくは沼田記に見えたり

慶長五年庚子従先月嶺野右馬尉殿松平隱岐守殿各二頭並旗本衆十騎合せて十二頭岩櫃城に相詰られ給ひ北國越後の
押へとして又逆心輩有之べき者を改め探題すべき由を家康公より仰せ付けられ其の年中の間岩櫃に御勤めなされけ
る扱城方には矢沢薩摩守禰津志摩守同助右衛門尉池田佐渡同源左衛門羽田筑後林加佐京大熊靱負深井但馬(於今但

馬屋敷と申傳て有之) 或亦醫道方には櫻井道秀(其處を今に至る迄道秀曲輪と云ふ也) 扱又道秀沢と云ふも有之昔大岩櫃の繁昌なる事也と云へり

其比殊に時を得て榮耀人目を驚かしける扱慶長五年庚子其時松平隱岐守殿榎野右馬丞殿並旗本の衆中十騎相勤めて罷在故に岩櫃の城下盛に繁昌なること賑なり去程に爰に榎野右馬丞殿鉄炮五十丁に五十人の同心有之此者どもが申す様たとへば此山天狗なりとも是我等が鉄炮五十丁の矢前には叶はざる可きぞと大に悪口をぞ申たりけりあら不思議や山中頻に悉く荒立て其夜の内に八人取て化死^{ケゴレ}忽山奥岩屋の内に投込けり今に其死骨白骨ども有之ける此所を八人岩屋と申傳へけるなり扱しも人々は夫よりいよゝゝ恐をなし世間國家も治て目出度御代とぞ申けるかくて右十二頭の衆中も各江戸或は本國に歸り給ひけり其後矢沢薩摩殿檢地を以て年貢の取付を相定むと云り

一、妙潮法印の事

慶安年中の比より妙潮幼年にして教吞上人の弟子となり又或時は善導寺の良山上人より圓頓止観の掛物を一幅給はり是は東叡山南光坊僧正の御自筆と申ける去れば妙潮沙門の人は寛永十七年庚辰に生れを成す父の重源法印の云く先祖西山豊前重久の偉名を傳へんとて初名豊前とは名付たり後は大藏坊と申して寛文三年に大峰の出世を勤めて金剛院と号す後の入峰より西光寺妙潮法印と申たり瀧峨山十四代の院主となると云々

妙潮法印元祿年中より有^二圓聖沙門一子^一 妙潮の爲には嫡孫なり初名を傳て 如先例高祖東学坊法印の爲に

當初不動明王先例と云は誠に遠近無双の境地にして殊に本尊は上古の靈佛なり瀧峨山は昔人王

は玄孫にて初名を豊前とは申ける西山氏の正孫也扱

九十一代伏見御宇岩櫃五代の城主吾妻太郎大守

寶永年中に右の初名を改めて東學坊と号す 正徳三年

藤原行盛徳治二年に不動堂を造立す大永元年に

巳の七月上京して父子諸共に入峰修行勤之 御本寺より

は齋藤越前守之を造立あり慶長六年には禰津志

り出世の免許蒙之位官を頂戴す 時に先づ東學院と補

摩守慶幸造立す

任せしむる所なり彼は 是瀧峨山十六世の院主として

扱昔には不動の寺領も永三貫四百六十文の所其

金剛院を相續する者なり云り

地面三町壹反九畝歩の地を寺領仕り眞田伊豆守

同河内守時代迄取納仕所に御朱印取上失燒被致右の寺領召上られ同内記正の時代に漸わすかの地面にて寄附致され

同伊賀守の時代に寛文四年甲辰彼地面を檢地の高に結ひ入れ自今以後は割符にて少しの藏出しに引替給る然りと雖

も眞田伊賀守不運にして天和元年酉の霜月流人の身となる茲に因り右の不動免も斷絶する者也

比は貞享元年甲子の春瀧峨山不動の堂を造立す其時同年吾妻領を御檢地あり御公儀の仰にて代官竹村惣左衛門殿取

次元祿十年の冬不動の別當に院内の屋敷畠壹反貳畝八歩の地を除き境内を下され生々世々難有御事也

昔は善福寺の隠居屋敷と云る不作の地あり時に

慶長の昔瀧沢善福寺此所へ隠居して死去す墓、院内の

重源法印は吾妻郡中支配の諸司代出浦對馬守殿

傍に在り當の初瀧沢善福寺の開山は圓光上人開基也十

へ訴之 所望仕所に子細なく是を配領仕る者也

二三代末の隠居の事也瀧沢善福寺は慶長の年中に斷絶

院内の屋敷是也昔の朱印に云く

となる妙潮沙門の語承之者也

善福寺隱居屋敷拾疋之所不作の地任望出置候仍如件

(元和元年)卯三月四日

朱印

出浦對馬守奉之

如斯古來の朱印

宗安寺開山の事

中代の昔善導寺の隱居と号して教吞和尚を取立寛永十四年丁丑寺を立、宗安寺と号す其時三人の施主あり西山氏の沙門金剛院重源法印見城氏庄兵衛吉田氏五郎右衛門何れも畠を出し寺地に寄附す享保十九年迄九十九年になりけると云り

一、岩櫃山と號する名題の事 附り岩櫃山に昔化生の者栖る事

吾妻傳書に云く人王八十二代後鳥羽院の御宇建久三年春の末鎌倉右大將源頼朝公當國淺間山三原野の御狩の節頼朝始て岩櫃山と仰せられけると也其先は高嶺山と申傳ると

當國の住人吾妻太郎助亮源家氏として文武の誉世に隠れ無く吾妻郡府岩山郷楯の内稻荷城要害を御在城として益御繁昌なり扱又元久の比より岩櫃の城郭に移り御座す同後吾妻四郎助光御在城也

頼朝公當國三原の御狩に前吾妻太郎御案内を仕り名所旧跡を御物語仕る鷹川と云ふ名所有之時に頼朝公梶原を召て云く此所は鷹川と云ふなれば雉はすむまじきかと仰せ有ける時に梶原一首に云く

信濃なる鷓川にだにも鮎はすむ鷹川とても雉もすまでは

か様に申上げれば御機嫌宜しく御狩遊ばさる

東鑑十八に云く頼朝公御上洛の時に吾妻太郎助亮御供有之同東鑑十八に云く實朝公の御前にて吾妻四郎助光弓の手柄あり前吾妻傳書に云く頼經將軍の御代の時吾妻四郎助光と申入此岩櫃の城に居住す後は彼山に化障(ケンヤウ)すみ後々は大悪事をなして押領すると云り同吾妻傳書に曰く久明將軍の御代に下河辺庄司進藤原行家其化生(ケンヤウ)を討ち平げ吾妻の庄を配領なされ吾妻庄司副行家朝臣と云、同子息を吾妻庄司助行重と云、其子息後の吾妻太郎行盛と申して三代当庄に御繁昌なり

吾妻四郎助光化生の祟に滅亡す比は仁治建長の昔岩櫃の山に妖孽と云化物栖家を成して有けるに諸人恐怖すると雖も更に解除すること能はず猶翌年の春秋の比より彼化生次第々々大悪事を犯して城中に魔をなす事頻りなり或時は一眼の化生となり忽焉として出生す是を見る人肝を消す又變じて山姥となり十二の沢と云所の岩穴に入ると云ふ是をうばが穴と云傳る又或時は魔障變化して腹となり中野と云所の麓に蛇轉として腹行す又或時は三尺許の大猫魔大化物人をおびやかす或は狐老野干と變じて諸人を惑亂す如是異形の障障をなす加之魔障鬼病の煩と成て諸人の命を殺す事其數あげて數ふべからず既に城中悉く滅亡に及びけると也

嘉禎年中の時代下河辺庄司進藤原行家彼化生を討んとして吾妻に當着す御俱の人々何れも弓矢を帯して刀杖干戈色を交へ妖孽化物を討んと欲す本より狗曼化生の事なれば或は隠れて見えす或は草木岩磐石に變身す時に行家思召昔頼朝公淺間山三原野狩を遊ばされたり時に淺間山の鬼

様は佛神三寶に御誓願頼み化生の鬼畜を討ん第

神狐老狗旻の眷族野狐化て人に變して妨を成す事有り
と是に付御上意によつて各後日には額に卍字を書き能
く御狩を心の儘に成就遊ばさる或時は卍字が時と云事
有之此外因縁略之併鎌倉へ頼朝御下向の時或川にて万
字を洗てすがほになれと仰せられる其所の名を其時
より須賀尾村と申傳へたり其川の水ぬるむ事人肌のせ
ぬ即ぬる川と仰せられたりと云々

吾妻太郎行盛と申武士岩櫃に御繁昌なりけり時に貞和
年中同國住人里見兵衛、行盛を討て岩櫃の城主となる
委しき事は吾妻原町記にも書出す父行盛の敵を斎藤太
郎殿里見を討て岩櫃城を御手に入れ候也詳には吾妻太
郎記に見えたり

城目出度國家安全に治ると云々或は鬼岩の古歌に云

梓弓引ぞ矢倉の道のべに鬼岩有と聞くはまことか

一、当初中古岩櫃山の南傍切沢無耳不動と申して世に隠れなき異名有り或時は是不動惡魔降伏氏子の衆生を御守護の方
便として通よすがら夜城下の曲輪を異形なる御身を変して飛廻り給ふとなり去程に適く是を見る人化物也と申侍る或人夜

一狗びんの祟奉二教化一深く御願狀を奉祈掛忝
坐当社鎮守より行家に神力を興へ給ふと靈夢あ
り抑々行沢の觀世音菩薩は三面六臂を捧げ馬頭
を戴き御面相冷すまじく鬼神の姿に現形 鬼岩にて
御影向有之化生を罰し玉ふと御夢あり時に行家
朝臣新に佛神三寶の感應を蒙り御加護に任せ即
ち變化鬼畜へんげ狩出され各弓矢の達者究竟の射手箭
前を揃へて矢を射かくる事如レ時二沙描一妖孽今
は叶はずと思ひ鬼岩の難所迄逃去りけるを人々
大に悦び汝何國迄も適さじとて頻に矢を射懸け
て弱りし所を行家立寄り化生が首を討ち岩櫃の

中に出合ひすはや變化の者と思ひすかさず討ちければ彼不動の耳を切落す然間無耳不動とは申傳たり

又一説に延文の年中に斎藤太郎憲行と里見と岩櫃合戦の時に彼不動軍に人形に變化して出で此時に耳を切られ給ふ
とも云り或は又一説に唐澤の家村に一字の不動堂有之或時大酒に酔ひたる人あり狂亂して彼不動の堂内に到り如何
に不動我等と兵法の切合有るべしとて無二無三に切て廻る扱こそ耳を切られ給ふと時に不動の曰く我は無耳、中々
此所の者かまびすしとて其後は切沢の岩屋に飛移り給ふと然る間切澤の無耳不動と号し奉る事也色々如レ此三説の
因縁有之者也

瀧峨山 沙門圓聖 花押

修驗岩櫃物語下卷 畢

(修驗岩概語)

一三六

吾妻古城記

(吾妻古城記)

一三七

吾妻古城記解題

吾妻古城記は、もと小泉長尾與右衛門所持、現在原町金澤佐平氏所藏の寫本を一つ見ただけであるが、其の内容は上卷に採録した吾妻古戦録に酷似しそれに吾妻記から抄綴したと思はれる部分が加はつて居り、郡名の由來、吾妻氏の盛衰、戰國時代諸豪の攻防争奪、狀況を記述して江戸時代初期に及んで居る。

謂はゞ吾妻古戦録と吾妻記とを取合せた様なものであるが聊かながら兩書に見えないところもある。其の編者は未だ判明して居ない。此の寫本の表紙には「吾妻古城記」と書いてあるが開卷第一頁第一行には「吾妻古城場記録」と書いてある表紙題簽と中の名稱と異なつて居るのは變なものであるがそのまゝにしておく。一本しか無い爲めに校訂不十分であることを申添へておく。

吾妻古城場記録 目次

- 一、日本武尊東夷御征伐之事
- 附 大沼切干大蛇退治之事
- 一、吾妻太郎の先祖當國へ來る事
- 一、吾妻太郎と里見合戦敗北し岩櫃里見へ渡る事
- 一、岩井堂城主藤原季長如意庵除地寄進證文之事
- 一、田畑作人彌次郎入道之事
- 一、下澤渡宗本寺の古塔
- 一、岩櫃齋藤越前守之事
- 一、沼田城創る事
- 一、白井城に謙信來る事
- 一、永祿二年小野子村へ觸狀之事
- 一、東西上州北條武田分領之事
- 一、岩櫃齋藤越前守落城之事
- 一、嶽山落城之事
- 一、行盛之事 上杉に取立らるゝ事
- 一、大野下野守之事 秋間善導寺創立之事
- 一、善導寺田邊より切澤へ移る事
- 應永寺長福寺建立之事
- 一、信玄より鎌原へ安塔狀の事
- 一、信玄他界勝頼長篠敗北之事
- 一、村上柏原尻高各小田原へ従ふ事
- 一、沼田吾妻眞田へ屬する事
- 一、沼田吾妻合戦之事
- 一、海野能登守之事、長門守之事
- 一、大柏木城主羽尾入道落城之事
- 一、大戸城主眞樂齋落城之事
- 一、昌幸より吾妻諸士へ感狀之事
- 一、村上落城之事
- 一、尻高落城之事
- 一、横尾八幡よりで之事

- 一、尻高小矢野城主尻高三河守落城之事
- 一、白井城主之事林彈左衛門に感狀之事
- 一、唐澤、玄蕃知行狀之事
- 一、室賀入道之事 昌幸上洛之事
- 一、割田下總中山城へ忍入事 中山夜討之事
- 一、中山落城 林彈左衛門へ感狀之事
- 一、秀吉小田原征伐之事
- 一、信幸吾妻諸社へ寄進之事
- 一、松井田合戦之事
- 一、白井小田原落城之事
- 一、佐藤軍兵衛大力之事
- 一、尻高境定之事
- 一、朝鮮軍役割之事
- 一、田村雅樂之丞知行之事
- 一、朝鮮軍にて名護屋へ出陣之事

- 一、會津上杉征伐之事
- 一、安中作右衛門使者之事
- 一、秀忠上田攻之事
- 一、昌幸高野入之事
- 一、原町割之事
- 一、真田大阪陣之事
- 一、羽田筑後若殿に出馬を勧むる事
- 一、佐藤富澤喧嘩之事
- 一、割田下總之事
- 一、狩野和泉が墓之事
- 一、伊豆守松代へ移さるゝ事
- 一、中之條町割之事
- 一、真田大内記之事
- 一、上尻高檢地入之事 伊勢町割之事
- 一、信幸逝去之事

- 一、信直信就之事
- 一、禰津宮内之事
- 一、伊賀守逼塞領地召上らるゝ事
- 一、丸山氏先祖之事
- 一、神保安藝守之事
- 一、吾妻諸士名前之事

- 一、吾妻古城之事
 - 一、柳澤城之事
 - 一、根古屋落城之事
 - 一、長田伊賀守高野半六が事
 - 一、信玄の時西上州衆之事
- 以 上

吾妻古城場記録

日本武尊東夷御征伐の事

附たり 大沼切り干大蛇退治之事

抑上野國吾妻は人皇拾貳代景行天皇四十年東夷亂れて第二の皇子日本武尊勅を蒙りて征伐に下り給ふ御歸りに伊豆の國にて御船に召し給へば大蛇(オロチ)の靈船をくはへて動かさず(是は日本武尊十束の御劍を帶し給へば大蛇之を望みてなり)弟橘姫海にしづみて船動きしとなり

夫より碓氷嶺にさしかり給ひ東國方をかへりみて吾妻恋しとのたまひしより吾妻と申となり夫より江州伊吹山に至り給へば又大蛇の靈出て日本武尊に毒氣を吹き懸けたり是によりて御心地悪しくあたりの井戸に立寄り給ひて御身を洗ひ給へば酒のさめたる如くなり是によりて此所を醒が井といふとなり夫より都に歸りて寤し給ふとなり又別記曰く日本武尊御年譜に信濃の諏訪より野州の大峰山に御通行と然ば道筋(日本武尊御着の場所を船に乗るといふ)せつちよやうより御覽の所東西三里余南北一里余りの大沼なり依之赤城山子持の山隘を切割然而水を流し諏訪明神御加勢にて大蛇も退治又水もかわき人里も漸く出来る後に日本武尊諏訪兩御社祭る事此故なりとぞ又上野の大

仁君御諸別王の皇女を武尊の妃と遊はされ其皇后を上妻大明神に祭るなり山田村に社等あり皇子あり巖鼓大明神に奉祭となり又上野の大仁君は人皇第十代崇神天皇第一の皇子豐城入彦命也入彦の皇子上野君八綱田命也八綱田の皇子彦狹島命也(沼田の花咲峠にて寤し給ふ其節石に花咲後に名とす)彦狹島の皇子御諸別王の皇子三人皇女一人然ば此皇女は崇神帝の曾孫彦狹島命五代目又日本武尊は人皇第十二代景行天皇の皇子故崇神帝の曾孫也此武尊の皇后の皇子は巖鼓の尊と申し奉る御后を上野といふと也

吾妻太郎の先祖當國へ來る事

人皇第九十五代後醍醐天皇の御宇元弘建武の頃に當りて下川邊庄司藤原の行平當國へ下り吾妻の岩櫃に始めて城を築き下川辺戸司行平の子息吾妻庄司行重の子息吾妻太郎行盛迄三代相續して居城するよし
東鑑十五卷に鎌倉將軍家石清水左女□若宮等へ御參宮供奉行列次第目錄に吾妻太郎澁川五郎倉賀野三郎佐野七郎沼田七郎同次郎大胡太郎山上太郎其外數多の人數有之候且又東鑑十五卷に下川辺庄司行平と云ふ者見え候然ば元弘建武の頃行平吾妻へ來る事何れの譯か心得がたし即諸家の記録吾妻鑑等考るに昔往吾妻太郎と申す者數世御座候べし承久元年十二月三日御所の御酒宴相州大官令等候せられ其間に青鷲一羽進物所に入り寢殿の上を集り良久數有て將軍家怪しく思召件の鳥を射留むべき由仰出され候處に折筋可然射手御所中に候はず相州申されて曰く吾妻四郎助光蒙御氣色候事を爲愁申當時御所の近邊にあり是を召し出さるべきと申されける依之御使を遣はされ候間助光顯衣參上し墓目をさしはさみ□がくしの陰よりうかひ寄りて放矢鳥に中らずと見ゆると云へども驚忽にさわぎ

庭上に落ちにける助光是を進覽するに左りの眼に血いさゝか出る但し死すべきの疵にあらず此箭羽は鷹の羽にて鳥の眼を曳融るといふ助光兼てあひ計る所少も違はざる也生きながら射留むる段御感殊に甚敷前々の如く直勤奉るべきよし仰出さるゝのみに非ず御劍を下し給ふとかや

其後人皇九十五代後醍醐天皇の御宇元弘の頃下川辺庄司吾妻庄岩櫃に來り居城して三代相續成るべし前代の城主吾妻太郎後の吾妻太郎行盛の祖父下川辺の庄司何れの譯ありて來るや年曆久敷故詳ならず候

吾妻太郎里見と合戦敗北し岩櫃里見へ渡る事

貞和五年丑の正月より犯星客星現し人々奇異の思ひをなす然る處同年五月里見頼氏と行盛及合戦に行盛打ちまけ落城す其後岩櫃里見へ渡るとなり

吾妻太郎塚墓は岩井長福寺にあり全郡川戸村明神は吾妻太郎の頭矢倉村飛頭大明神は吾妻太郎身体を祭るとかや同六年庚寅二月觀應と年號改元なり

岩井堂の城主藤原季長如意庵除地寄進證文の事

同郡岩井堂城主は岩櫃の城主行重の舍弟朝村、岩井堂に居城也其子息長廣其子息季長也長廣は足利將軍尊氏公に屬して上洛す四郎季長は觀應年中義詮公に供奉し鎌倉へ參る由小野子村の如意寺境内除地證文あり其文に曰く

寄進

如意庵

上野國北箱島小野子在家一宇

一、右田畑作人彌次郎入道の事

右件の在家は季長重代相傳私領也右者如意庵奉寄進に於ては四至榜示は東は日野澤流れを限り西は覺如房境限り上彌次郎入道河笠切に付夫より道に近五藤良入道在家之上路切りに付夫より其所りの多和依之夫より又戸や切に付夫より長者入又戸や切に付東長福寺堺切に付彌里本の下ての彌次良入道在家に付田畑一分も名所も除かず彼所違亂の輩は季長が跡を一分も不可知行依之奉寄進如意庵之狀如件

觀應元年二月十九日

藤原季長判

此證文字違有之哉わかり兼申候

一、同郡下沢渡村淨土宗宗本寺開山堂うしろに石塔二基有其文曰

上野國吾妻庄川戸村内田……………

治郎入道本造立塔也塔立……………慈父母

法界平等……………

康永三歲巳己四月

日

大檀那四郎次郎入道

此石塔數百歲雪雨に当りし故に文字さだかに見え兼候

一、永享十二庚申年の頃より岩櫃斎藤越前守是より代々越前領となる

一、享祿三庚寅年沼田の城創る

一、永祿元年八月白井城に越後上杉謙信來る同三年越後へ歸城す

(吾妻古城記)

一、永祿二年未十二月小野子村境内其外村々へ觸狀出る事其文言に曰く
諸百姓早々立歸り当夏□分仕附可申事

番衆(当郷カ)男女何方へ被取候とも可召進(返カ)若兎角申者有之は注進可申上事

右岩櫃嶽山着々小田原御領所に□□諸百姓無相違立歸り田畑可致開發と仰出され候如件

永祿二年未二月二十三日

虎御朱印

如意庵

一、同六年松井田箕輪落城西上州は甲州方東上州は相州小田原領に相成候箕輪には内藤修理在城也

岩櫃城主齋藤越前守落城之事

同九年岩櫃城主齋藤越前守政道不正故諸家中一統主人をうとみぬ此由甲州へ聞えける哉甲州より西山十右衛門を使
として吾妻諸士へ申入けるは岩櫃手引をいたし落城に於ては右手引の者へは格別に知行可出よし内々にて申入れ
ば各々一同斯は幸と悦び切沢の善導寺へ密に會合して甲州へ手引の様子申上ぬ然る處西山豊前守重久家中一同徒党
の様子密に主君越前守へこまゝと申上げる然れ共家中の者は一統逆心企る上は力なしと夜にまぎれ富沢源五信房
西山平八郎重賢兩人御供にて主従只三人越後をさして落ち給ひける又別本に曰齋藤越前守家士田村甚右衛門高野半
六企逆心主君齋藤越前守を兩人手引し奉討べきと羽根尾左衛門方へ申越ければ羽根尾悦びて返答しけるは首尾よ
く致手引岩櫃落城に於ては甲州へ申上げ格別知行宛行べき由申遣しける兩人悦である夜此者共手引にて羽根尾左
衛門押寄ける兩人城内にて主人越前守を討奉らんとす越前守此事をさとり裏門より忍び出給ひ越後を差して落ち行

き給ふ依之岩櫃甲州へ渡りけるとぞ

五反田嶽山落城之事

永祿九丙寅年嶽山落城は岩櫃家中の者共心替りして落城しければ即海野能登守大將として鎌原越前守西窪治部少輔
横谷深井高井海野□都合三百八十三騎にて押寄せ一日一夜の戦に城方利を失ひ大將白虎丸は北之方の谷を忍び越後
をさして落ち給ふ今に大將忍びおはせし處を白笹と申ける此城に寄手方には西久保氏唐沢奎之助其外五十人余討死
す城方は手負死人數知れず扱又此戦最中に城方より有川圖書と名乗り寄手の大軍を東西にかけぬけ敵十騎許り伐り
倒し高井太郎左衛門が馬を奪ひて其馬に乗り下野佐野と云ふ所へ落ち行きける

行盛の子息上杉に取立らるゝ事

又別記録に曰吾妻太郎里見兵衛に打負立石にて自害す行盛の子榛名山に忍びおはしけるに上杉憲顯へ召され憲の一
字を賜り母方の氏をつぎ齋藤太郎憲行と名乗り給ふ由其子息行禪同行弘全行基全行連同基國の代落城と云へり

大野下野守の事 次に齋藤越前守家臣秋間先祖初夢に

船を見善導寺を立る事

又別記に曰齋藤越前守一族之内大野下野守は後に佐藤軍兵衛と改名の由系圖には改名見え候へども大野下野法名
善福寺に有之候

一、齋藤越前守家臣秋間刑部泰則同郡川戸村内出要害に居城也刑部嫡男を備前守泰倫其子息秋間九郎と申後には秋間備

前守泰近と申三代相續の由然所主君秋間先祖正月二日の夢に川船三艘城下の川岸に着くと見給ふよし夢物語いたし給ひければ家老内海彈正清房是をうけたまはり当國佛法流布の瑞相なるべし目出度御夢と申ける然者其年鎮西筑紫より三僧當國に下向し給ふ三僧は識阿上人円光道覺(脱有ルカ)開山として川戸村田辺寺建立普光山善導寺と号し第六世融辨上人の時代迄九十余年川戸寺有之雖然世の中兵亂の騷動故田辺善導寺段々大破に及び申候其子細は大檀那秋間備前守箕輪城主長野信濃守と傍示境争有之及度々合戦秋間打ち負け三代目に秋間氏家断絶とあり

善導寺を田邊より切澤へ移す事

應永寺長福寺造立之事

其後田邊善導寺切沢へ引移すは長祿文正の頃應永年中岩下村福壽山應永寺造立文祿元年岩井村岩光山長福寺造立元和年中切沢より善導寺を原町へ引移し申候

信玄公より鎌原殿へ本領安堵の證文の事

齋藤越前守落城以後甲州御領地と也永祿十二年より鎌原越前吾妻本領願出に付甲州より本領安堵御證文下し置かれける其文に曰

齋藤押領間於三信州海野ニ替地出候然處依レ爲ニ齋藤没落ニ去る以ニ檢地ニ如ニ相改ニ赤川南面二百貫文之處任ニ先例旨ニ可レ致ニ知行ニ者也

永祿 月 日見え申候

信玄御朱印

追て赤川熊川之山同前

鎌原越前殿へ

武田君御他界 勝頼長篠敗北

武藤喜兵衛眞田安房と名乗る事

天正元年四月十二日甲府武田君御他界御遺言三ヶ年かくし置候天正二年五月勝頼公長篠合戦勝利を失ひ山形三郎兵衛土屋右衛門尉眞田源太左衛門同兵部丞其外諸士悉く討死す武田君武藤喜兵衛に眞田の家相續有べしと仰られ即武藤を眞田安房と名乗らせ給ふ

村上柏原尻高各々小田原へ随ふ事

同年春の頃より北條氏政白井長尾左衛門方へ申し遣しけるは武田大膳太夫勝頼去年長篠合戦に打負け忽衰弱諸侍力を失ひ當正月氏政妹を妻室とし一門のよしみを結び其上我等幕下にと有る義也其近邊諸侍此方へ相付候様望は奉公の忠によるべしと村上柏原尻高へ申し遣しける也尻高三河守は伊玄入道の掣たり一和せしむるに於ては越後國境迄可ニ出置ニ氏政書面を以て申遣す又長尾左衛門内々いろく諫言致すによりて皆々此儀承り小田原方にぞ成りにける

沼田吾妻眞田家へ屬する事

天正七年の頃より沼田吾妻眞田家の御手に屬し靜治の爲岩櫃城代に海野能登守据る置き給ふ矢倉村鎮守飛頭大明神

鰐口に銘曰海野長門守敬白天正七年と有之候

沼田吾妻合戦之事

白井城主長尾左衛門すゝめにより柏原並村上尻高小田原へ心を寄せける此由眞田家へ聞えければ日頃の約を變じ敵に組する事意恨なれいそぎ退治あるべしとて海野能登守へ仰せ付られ是より又沼田吾妻合戦やむ時なし

甲州君より海野能登守へ御書下さる事

附たり能登守沼田へ移る事 附たり長門守岩櫃へうつる事

眞田君能登守追討の事 海野兄弟四人の事

改年爲御祝儀矢の根出來喜悅候

猶土屋右衛門尉可申合候恐惶謹言

正月十七日

勝 頼

海野長門守殿

海野能登守沼田へ移り城代となる其節岩櫃には海野長門守幸光城代とて世話致されける

天正十年十月二十三日能登守逆心の由にて眞田安房守様御舍弟眞田隠岐守様沼田女坂にて海野能登守御追討に成られ候同長門守其科難逃哉ありけん岩櫃にて生害致されける抑海野入道に四人の男子有嫡子羽尾何某二男は海野長門守三男は同能登守四男は同郷左衛門と申ける又能登守にも三人の子有姉は原監物が妻妹は彌津志摩が妻三男は海野

久三郎後に改名して原郷左衛門と名乗り眞田家へ仕へ大坂にて討死しける海野能登守長男中務太夫父子一時に討死す其後は矢沢薩摩在城也

大柏木城主羽尾入道落城之事

天正八年羽尾入道を攻むべき由にて海野長門守を大將として湯本三郎右衛門同左京鎌原石見横谷左近浦野平兵衛蜂須賀伊賀守其外二百騎許にて夜討に押寄羽根尾入道打負菅尾の方へ落ち行く後には海野の舍弟据ゑ置守らせける

大戸城主眞樂齋落城の事

同年三月十一日大戸城主眞樂齋を攻め給ふ大將は海野長門守相隨ふ輩には湯本三郎右衛門鎌原庄左衛門横谷西久保浦野富沢池田深井蜂須賀菅尾稻田二手に成押寄する城内よりも設樂清水加部上原一場小林鉄炮を以て防げども寄手大勢にて新手入替へ攻め立つる城方今は勇氣つかれ色々和睦とりつくるひ依之大將長門守人質を受け取り諸勢引入りける

安房守より長門守吾妻諸土へ御感状之事

天正八年三月吾妻羽根尾大戸兩城手に入る由海野長門守信州へ申上ければ安房守感悦不淺御返書有之候

其地當春兩城手に入候事大悦せしめ候此上猶其元諸士等申合せ相頼み候間万端心を合せ可致世話之段肝要に候以上

三月十七日

昌

幸

海野長門守殿

右の御返書吾妻諸士へ長門守より爲申聞依之郡中諸士彌勢力をはげまし相勤候

同郡村上落城之事

天正八年七月村上落城也城主村上掃部助男子二人ありけるが早生して遺跡既にたえなんとしける處富沢伯耆守と申者の子供あまた持ちけるを貫ひ家督相續す然ば眞田へ可參の處岩井堂に武藤刑部と申者居住し妨げける故富沢一族腹立して岩櫃へ申上げ海野長門守大將として富沢伊豫同主水同伊賀佐藤山口田村唐沢七月二十日に押寄せける岩井堂に付置きける物見の者共村上へかくと知らせける故城の麓へ人數を出し相戦ふ寄手方富沢の族山の後へ廻り前後より攻めければ武藤刑部を始め飯塚其外討死し終に村上落城しける斯て後富沢伊豫同大学村上に差置かれける

尻高落城大將攝津守逝去之事

同年十二月廿七日尻高へ押寄る此とりでは尻高攝津守同庄治郎大將にて高橋源左衛門小淵左京清水劍持松本入沢右馬之丞窪左近かれこれ百四五十人立てこもる此とりでを討取るべしと池田佐渡海野郷左衛門渡部茂右衛門海野深井二十七日晩方押寄せ相戦ふ城兵打負け大將攝津守林彌治郎劍持勘介山田入沢小淵主從僅か六騎にて落行く處大將攝津守流矢に当り馬より落つ皆々驚き山田が肩に負ひまゐらせ尻高三河守がたて籠る古城を差して落ち行きしが翌日明方攝津守終に其手にて失せ給ふ同大將新三郎は是も白井の方へ落ちて行く

横尾八幡のこりてへせめかけ寄手敗北の事

附たり重て押寄せ落城大將塩原尻高自害の事

横尾八幡のとりでは尻高三河守家老塩原源太左衛門同織部同源五小淵高橋小林小野百騎許りにてたて籠る割田蜂須賀富沢豊前山口中沢伊能深井談合して天正八年九月下旬横尾とりでに押寄せ弓鉄炮射かけ打ちかけしが程戦ひしが寄手方打ち負け忽敗北す此よし房州聞召され云ひ甲斐なき事なる哉あれ程僅のとりで攻め落さぬ事不覺なれと御機嫌あしかりければ又々同年十二月二十八日唐沢玄蕃蜂須賀伊賀割田下總田村角内同五郎左衛門綿貫隼人其勢都合二百五十八人八幡山より攻め寄せける

寄手方綿貫隼人田村角内同五郎左衛門二人の者南方へ廻り隼人塀を乗り敵一人突き伏る角内は其内に門に火をかけ焼上る田村五郎左衛門鉄炮に当り深手負ひ角内之を肩に掛け攻口木戸へ引退り要害の大將塩原源太左衛門同織部之助同源五郎敵の中へ走り入り生死も不知戦ひしが塩原源五郎は富沢豊前に討れける同大將源太左衛門は敵三人突き伏せて松田小太郎角田三助是三騎にて尻高さして落ちけるが源太左衛門深田へ馬乗り入所へ敵急に追ひ來り大將に討てかゝる塩原も深手負ひぬ叶ふべき様もあらざれば馬上にて腹かき切深田の中へ落ちにけり尻高よりも林戸丸其外五十騎許りかけ來る處へ早要害落ちければ追ひ來る敵を伐りちらし塩原が死骸斗り取り持ちて尻高さして引き返すに今彼死骸をうづめし處を塩原と呼ぶとかや

尻高小矢野城主尻高三河守落城の事

小矢野城主尻高三河守同源次郎其外入江次郎太夫塩原織部入沢右馬之介町田河原田林高橋結城里見松井田金井上坂

小淵小林角田小野都合三百五十騎立籠る天正九年正月八日岩櫃方より割田下總唐沢玄蕃富沢主水同豊前同伊賀深井蜂須賀山田蟻川桑原山口都合五百余騎押寄八日朝より八ツ過迄戦に城方打負大將尻高三河守白井に落行後に天正十八年白井長尾權四郎殿と一同越後へ打越え上杉を頼むとかや

白井城主伊玄入道の事 北條と吾妻方合戦の事

附り林彈左衛門に御感狀の事

白井城主は上杉の家老四人の内長尾四郎右衛門尉平景春法名を伊玄と申し其後長尾憲景入道一井斎の時なり天正十一年未四月二日五十一歳にて(此の邊欠文有るか)天正十一年長尾左衛門輝景北條安房守へ申遣しけるは中山乗取たる勢を以て吾妻御手に附らるべきよし申ける依之北條氏邦赤見山城守先手として名來美帥田須川迄攻め寄せる斯て吾妻より唐沢蜂須賀割田池田五十騎許り都合三百余人辻の原布施川原にて合戦南方打負け敗北す吾妻方へ首數三十討取真田へ申上ければ御喜悅不淺其時林彈左衛門に御感狀下さる其文言に曰く
一、今度相稼候本意の上須川辻分一町畠の處相出候猶依戰功可加重恩者也

未七月十五日

昌 幸

林彈左衛門殿

唐澤玄蕃に知行下置かるゝ事

貳貫文 助左衛門

壹貫貳百文 在家

六百文 なかやくら一類ひかひ

壹貫文 と屋分

貳百文 新左衛門

天正十一年未卯月五日

佐渡守 重安判

唐沢玄蕃尉殿

又證文

年來別して被抽忠節候條誠に無比類下筋於本意澁川の内百貫右如此可出置候間彌奉公可爲肝要候恐惶謹言

戊二月十四日

昌 幸 御 朱 印

唐沢玄蕃尉殿

眞田室賀討取の事

附り 上田合戦房州敗北し京都へ落行く事

天正十二年甲申十月下旬家康公從申府信州伊奈の城に御座を移し信州一統押領被遊候時信州先方侍大將衆へ御朱印被下置候事何れも天正十一年九月二十五日也然所に眞田房州信州上田に居城被成近隣隨へんとせし處に過半隨身すかゝる所室賀御手に不入室賀甲府家康公へ申上げ近日上田の城へ可參候其節御加勢被仰付候様にと家の子同名孫右衛門を以申上げるに兼て孫右衛門心替りして上田へ参り兎角と云ひければ房州御悦ひ有つて彼日限に入道を招請被成次の間に隠し置きたる討手には木村渡右衛門(後に土佐)北能登白倉武兵衛長野舍人助室賀討取ければ室賀の供人内家老桑野八之助堀田久兵衛松沢五左衛門働きに付桑野痛手負けり依之是をなだめ召仕遣ければ彼孫

右衛門をば討申候由依之天正十二年十月家康公より鳥井彦右衛門大久保七郎右衛門尉五千余騎被差遣上田寒川に押寄せ戦す真田方へ二千五百打取られ残りし者大半手負引退重て大軍を以て真田退治可有と聞えければ房州上田の城には御嫡子源三郎を殘置一家引連れ飛彈をさして京都へ大關秀吉公へ御願ひ申ければ御悅有て三万石被遣京都に置給ふ秀吉公御扱有つて家康公と御和睦にて信州へ御歸國也。

割田下總中山城へ忍入る事 附り中山夜討の事

其頃割田下總只一人中山様子見とて中山城へ忍び入れれば夜盗入りたりとて追出され無念に思ひて道を横切追手より先に立又城内へ入人靜て後馬に鞍を置き馬に打乗り名乗りけるは横尾の住人割田下總參り候御引出物に馬給り忝し此御礼には此城攻落し申べし人々御取次頼入るとはいりて一鞭を当て不動峠の方へ走りける

城内に此聲を聞くよりも割田討取れあますなと聲々に呼はりて西の原迄追ひけれど終に割田を見失ふ扱亦割田下總は須川へ懸り大道峠越にて丑の下刻斗りに難なく宿へ歸り中山城せむべきとて池田佐渡守大將として富沢豊前守同大学峰須賀伊賀植栗河内唐沢玄蕃富沢主水同主税蜂須賀源四郎瓦高足輕彼是以上五十余人割田下總案内として夜討にこそは寄にける頃は三月二十五日の事なれば未だ月も出ずくれば寄手しづくと押寄割田下總是先達て忍び入り門の様子見置きければ門の戸びら押はやかゝれや人々として難なく戸びら押ををし一度にどつと込入りける城中の人々は思ひもつけぬ事故に上を下へと立騒ぐ寄手はいと力を得只一トいきに乗取れと館横に攻め立る城方には平形飯塚其外こゝをせんど、防ぎ戦ひける城將赤見下知しけるは敵は至て小勢なり中に取りこめ討取れと下知を加

へて戦へば寄手も是に驚て門より外へ颯と引城斯て追ひすかい三町斗も追出しが長追すなと引返すいかゞしてかは残りけん割田下總只一人城中に留りて大將に近寄りて組で勝負を決せんと伺ひける平形飯塚是を見附下總あますな打取れと双方より追ひかくる下總是忍の名人故難なく塀を乗り越越えて其明方歸りしと林何某の物語り

中山落城の事 附彈左衛門に御感狀の事

其後尻高住林彈左衛門と云ふ者あり此者中山村平形後藤飯塚林いづれも縁類成ければ此人をたばかり中山の城討とり房州の御感に預りなんと密に中山親類へ各々先年中山右衛門殿白井方へ討たれ給ふ事かたゝも定めて本意なき事に思ふべし各々心を合せ赤見殿討取房州君へ御奉公致さは格別に御取立有るべし御存の通り某など不働に候へども近年至て御懇に御立扱なとし色々申入れれば各々やすくとたばかられ此儀同心しければ天正十四年八月廿七日小淵林小野高橋尻高都合八十余人夜討に押寄在家に火をかけ鬨を作り攻め寄る城方には中山衆は兼て内通故不出合須川河田の附勢も替りく、に詰ければ此人々も不出合家子郎等只四十五人斗りにて可防戦手段もなし小保方源左衛門藤井藤右衛門大竹彌兵衛壹番にかけ出戦ひけるが林將監同新三郎小野小四郎に取込めて被討今は之までと裏門より落行を小野林追掛けしが大將はうちもらしける此由信州へ申上ければ房州君御感まし、林彈左衛門に御感狀被下置候其文言に曰

當地中山の地へ親類共引連れ被相働候儀一入神妙に候依之割田新兵衛分相出候此地は名方へ先手形出之候得共最前望之今般の奉公又不淺候間出し置申候先判は不測の忠申候は、又須川杯二貫の處重て可出之候依而如件

天正十四年九月七日

昌

幸

林 彈 左 衛 門 殿

又御朱印被下事 附り岩井堂落城の事大戸落城之事

今度中山御手に入候段御悅不淺候彼城の儀彌堅固可相守候於靜治仕候者中山百五十貫之處重て相出候追て加勢爲守の旨被仰出候依如件

天正十四年戌十月三日

林 彈 左 衛 門 殿

矢 沢 薩 摩 守 奉 之

昌 幸

天正十五年岩井堂要害へ矢野兵左衛門三戸三郎白井より押寄被取候富沢伊豫新巻へ落行くとぞ同年箕輪勢大道寺駿河守多田權太夫由良信濃守大戸城へ押寄岩櫃より加勢間に合はず敗北す

關白秀吉公北條父子誅罰眞田源三郎伊豆守と成る事

天正十七年沼田北條へ領地に相成候様子は北條氏直上洛不致候に付關白秀吉公へ被召候へば上野沼田數年争所望に候沼田を被下置候はゞ上洛可仕旨申上候に付沼田へ同年十月下旬爲三上使富田左近將監津田隼人被差遣眞田安房守方へ被仰遣候は沼田北條へ渡し候へば替地は家康より信州伊奈郡養輪領差遣し可申由にて北條方は利根川切川西は眞田家領地と相成候沼田城代には猪俣能登守此附勢には栃原竹内山室青山高田二百騎にて城代也眞田家よりは鈴木主水差置候然る處猪俣能登守名來美の城を乗取るに付關白公翌年七月北條氏直父子御誅罰被成候依之前代之通り沼田又眞田御領地と成り嫡子源三郎信幸御在城也号從五位下伊豆守

眞田信幸より吾妻神社へ寄進の事

和利宮爲社領七貫五百文寄附畢武運長久懸祈可抽誠之者依而如

件天正十八年八月 日

北 能 登

爲飛頭社領薄錢三貫五百文寄附の事

彌向後武運長久可懸祈者也依而如件

其 外

- 一、五 貫 頭 宮 一、貳貫五百文 七 沢 一、七貫貫文 一宮 中里
- 一、七貫五百文 大 宮 一、五貫文 上 妻 一、三貫文 三島の飛頭
- 一、五貫文 今 宮 一、六貫文 林の諏訪 一、一貫文是は鎌原殿より天王免

松井田合戦之事

關白秀吉公北條一家御討討の爲天正十八年三月十九日京都打立せ給ふ其節北條家より信州笛吹峠をおさへとして松井田の城には大道寺駿河守由良信濃守被差置中仙道口より攻め寄する大將には加賀宰相利家卿(前田)越後宰相景勝卿(上杉)依田、眞田、小笠原、都合五万余騎にて向はる

然處眞田房州君(安房守昌幸)御案内被仰付加賀宰相利家卿信州沓懸に陣す眞田へ案内被仰入候處明後日辰の一天に御案内致さんと被仰遣候夫より眞田父子鎌原表へ御越被遊吾妻郡岩櫃城様子被仰付候斯て吾妻の諸士へ觸れけれ

ば松井田へ趣く人々には鎌原宮内少輔同右見湯本三郎右衛門同左京同九右衛門西窪治部少輔横谷左近太夫富沢伊豫同又三郎植栗河内荒牧宮内左衛門富沢豊前同大學加茂大膳唐沢玄蕃池田佐渡蜂須賀伊賀佐藤半四郎田村雅樂之助鹽谷掃部之助蟻川源六同庄左衛門尻高とりしづめの爲に被差置候北能登守林彈左衛門割田下総同孫四郎同隼人佐神保佐左衛門狩野志摩同七右衛門富沢主水同主税上原淺右衛門一場左京進同太郎左衛門中沢越後田中四郎右衛門二宮勘解由佐藤三郎兵衛桑原大藏伊能采女茂テ木次郎左衛門富沢新左衛門同七郎兵衛福田久太夫是等は吾妻郡にて地方五貫文八貫文十貫文百貫文二百貫文にて與力同心にて御先手へ其時に随ひ走せ廻る衆也

扱亦岩櫃には御城代矢沢陸摩守此附勢には山田與惣兵衛池田甚次郎河合八左衛門山遠賀與五右衛門蟻川入道高山左近其外附勢あり山田文右衛門一場茂右衛門此兩人は信州より御供仕り候沼田先方金子美濃守塚本肥前中林何右衛門藤井甚左衛門高野彦三郎鈴木與八郎此人々も前度信州へ相詰候へば御供仕り候

扱又信州勢にて禰津一味斎入道利直の舍弟助右衛門幸直同主膳正満利子藤八郎望月主水矢沢三十郎頼棟大熊靱負木村渡右衛門尉丸山土佐守子息藤五郎春原惣左衛門同勘右衛門小山田壹岐守浦野七左衛門尉深井三彌桑野八之助糴山内藏助松沢又左衛門堀田久兵衛赤沢清太夫宮下藤右衛門出浦上總之介川原左京同惣兵衛門原監物日置五右衛門小野采女樋口和泉矢野清太夫其外筆紙に盡しがたし惣騎馬二百五十騎松井田の北細長原へ其日七ツ頃着陣扱惣追手の大將卿都合三万八千余騎の勢にて碓氷嶺押寄一日三度のせり合加賀宰相利家卿越後宰相景勝松井田不叶して引退く前方惣勢にて笛吹峠にて大合戦ありて禰津主膳嶺にて討死す中村何右衛門其頃は新助と申候敵を追ひかけ深入して手負ひ引退く又其の夜九ツ半頃松井田方より加藤源六と申者忍を申合せ火付けに來り陣屋二軒焼落富澤主水見付走り寄

り無圖と組み源六大力上になり下に成り組合ひしが源六終に富澤主水に生捕られける斯て大將の御前に引出し被仰けるはいかに放火人命惜しくは一命助けんと仰ける源六申様あのやうなる小忰に生捕れ運命つきはて何に口惜しからんとくとく首をはね給へと申ける大將聞し召きやつもごうなる者望に任せ計らへとて終に首を切られける其夜田村雅樂之介敵一人討取りければ富澤田村兩人に御感狀被下ける明日手分にて城攻すべしとて松井田の城取りかこむ眞田方ばかりめてより廻り難所より攻めければ攻めあぐむ処割田下總大剛者故竹束をかたげ難なく城近く竹束を付くれは夫よりして竹束を段々付ける下総しづくと引鎧をふるひければ鉄砲玉七ツ迄有りけるとぞ御大將御感不斜御感狀相添備前長則の御刀を下されけり

一、其翌日由良番勢を引出して懸立る然處佐藤半四郎武者一騎生捕來る彼半四郎十八歳なり勇力無双者故馬上より引落し大わらわに御大將の御前へ來る御大將御感悦まし／＼て則ち半四郎を改め軍兵衛へ被成御感狀被下置候

今度其方抽相働敵一騎生捕來の條無比類候依之折田の内二十貫文の所出し置候彌向後奉公可爲專一候以上

天正十八年五月二十八日

昌 幸 御朱印

佐藤 軍 兵 衛 殿

如此御感狀相添備前勝光御刀被下けり此半四郎父は佐藤豊後とて大剛者也此軍兵衛佐藤忠信にも勇はおとらざると人々申合けり

此事如何の儀なるや只今軍兵衛の子孫の申候には折田軍兵衛と名乗る事武田公より被下候様に申候且又八幡要害相詰候番帳にも天正十六年折田軍兵衛と御座候但し天正十六年の軍兵衛の子息半四郎と申候を親父の名前に御改候哉

一、其日晚景に由良信濃守士卒を下知し引取所に山かげより富沢主水大將由良信濃守を鉄砲にて討落す頭はとり得ず然れども御感狀被下ける

今度於松井田合戦敵の一將を打落事無比類働神妙に候依之吾妻の内五反田三十二貫の處出置候向後彌可爲忠節者也依而如件

天正十八年寅五月廿九日

昌 幸

富澤 和泉殿へ

一、其日富澤主水を富澤和泉に被成御感狀相添月山の御太刀金子一兩被下けり

一、扱明日城責有べしとて諸勢細長原にて人馬の息をやすめ評定有り松井田城と申は東西崖高く曲輪北は山に續くといへども堅固の山城にて東谷より本城に至るまで大竹小竹生ひしげり是を伐り立て火をかけ焼きければ剣を植ゑたる如くなり扱御大將の御前には禰津入道利直舎弟幸直矢澤三十郎頼棟鎌原宮内少輔湯本三郎右衛門大熊靱負丸山土佐守河原左京植栗河内日野五右衛門並唐澤玄蕃塚本肥前を召して此城責如何有るべきと被仰出銘々顔見合せ御答申上げ兼たる處に禰津入道先某御案内に責入可申哉と被申ける御大將仰けるは老体の身として山城けはしき難所輕入也我等思ひ候はあをりをはづし馬のはらかけにし人馬沓を二重にはき責入は何の仔細もあるまじとて其議一決し難なく城中に責入りけりされども其日も城を堅固に持ち堅め落城せず翌日は城せめなく然處眞田源三郎信幸手廻りの若侍二十騎許惣人數三百許にて妙義麓室田邊迄放火しなぐさまれけり其近所北條方多目周防守扣へたり城より此由見てあれに見ゆるは眞田なりあますな討取れと安中を大將として其勢二百余騎にて責ける房州此由御覽じあれを見よ

くとはばかりのたまひけり信幸二十五才軍法無双なれば少もさわざ給はず三百斗人數引まとい小塚の上に登りて鎧の上帯を結び直しければ安中が勢如何思ひけん一軍もせず城中へ引入る後に此儀を御親父君御尋被遊ければ存じ切り上帯をしめ直したるを見て敵おくれて引取哉と御答被遊ければ御感悦有て備前長光の御太刀被遣けり其後惣責にて松井田落城す

白井小田原落城の事

夫より安中襄輪責落し白井へ取り掛けるに白井城主長尾左衛門輝景越後へ落ち行きける家老矢野赤見師岡神庭降人に出る白井二十騎とて日比武道みがきしが小野子村上へ落行沼田城代猪俣能登此由聞人々より先へ落失せけり

富永(ママ)又七助重を沼田城代に差置ける此附勢青山高橋林戸澤置る上野下野城數三十八ヶ所三十日の内に落城す氏政は切腹氏直は降人となり文祿元年十一月四日三十一才大坂にて卒すとかや

法名松巖院殿左京兆大田徹公大居士又は高野へ入右月日卒すとも申候

佐藤軍兵衛大力の名を上る事

松井田陣歸りに佐藤軍兵衛襄輪在家の畑中を横に馬乗りにて通りける所の者は見てこゝなるうせき者夫引落してちやうちやくせよとのしりけり其中若者二人つと寄り引落さんしたりけり軍兵衛是を見て他所にて道不知御免あれと申ける皆々一同物ないはせそ引落せと兩足をむづととり軍兵衛云ひけるは吾妻侍に佐藤軍兵衛と云ふ者もおのれ等が如き愚人原五人十人物の數とは思はぬと二人のきうで取りひちをさしのべ宙にひつさげ一町斗りも行

き過る此者共はいきもきれ腕はぬける斗りにていかに殿様真平御免命を助け給はれとふるへく申しける軍兵衛申しけるはいかにがき共御免と云ふが我云ふ事はよくかねん仕れ何もゆるし給はれとて三丁斗り走りける彼者共泣く々々申ける様は重て御出の節は田畑も勝手次第にお通りあれ全く違背申間敷と詫ければ已來をたしなめとて一振りふつて二人の者は鬼に掴まれたる心地して泣くくはひまはりけるとぞ夫よりも佐藤軍兵衛は大力といふ事群馬碓氷にかくれなし

尻高境定の事 附吾妻諸士へ知行證文の事

天正十八年秋末より上尻高伊井侍從知行所に相成候所南北境定有其節役人廣瀬美濃守孕石源左衛門
天正十八年庚寅信州伊奈郡差上當所御引替に付吾妻其外諸士に知行被下置證文曰

年來奉公に付吾妻之内本領、十七貫三百六十文川北、二十八貫八百文猿渡之内、五貫二百文中之條之内、七貫四百文岩下之内、合五十八貫七百六十文出置候彌向後奉公可致者也

天正十八年寅十二月十日

信 幸

大 熊 鞆 負
木村渡 右衛門 尉 奉之

唐澤 玄 蕃 尉 殿 へ

追て佐久郡を本意相當之地重恩可相渡候其外諸士御引替の證文有之候へども只此唐沢氏の一本字之置者也

天正十九年朝鮮軍役割之事

一、四國九州高一万石に付六百人出也

一、中國紀州同高に付五百人也一、又五畿内同高に付四百人也一、尾張伊勢濃州同高に付三百五十人也一、若狹能州同高に付三百人一、遠州三河豆州同高に付三百人一、越後出羽同高に付二百人一、關東同高に付二百人也

田村雅樂之助、雅樂之丞に知行被下置事

右は眞田安房守同源三郎肥前國名護屋へ御出陣に付田村雅樂之介へ知行被下候 其文曰

今度唐入に付爲重恩猶吾妻の内九十貫百文之所出置候猶依奉公に可加新恩者也仍而如件

文祿元年壬辰正月廿八日

信 幸 御朱印

出 浦 上 總 之 助
木村渡 右衛門 奉之

田村雅樂之助 殿

同年壬辰卯月十二日名護屋を立朝鮮國へ渡る後又筑紫田村雅樂之尉へ右之内を内渡し被成候哉然と知れ不申候
合四貫百文高内分右者唐入就御供御重恩に被下者也 以上

文祿元年壬辰年八月十九日

北 能 登 印
大 熊 鞆 負 印

田村雅樂之尉 殿 へ

一、此田村雅樂之尉は雅樂之介父に御座候此人は知行書附等別に有之候文言別段の義も無之候間書写不申候

朝鮮軍にて名護屋へ出陣之事

大開記に曰く文祿元壬辰年三月一日より小西攝津守加藤主計先手として同二十六日關白秀吉公都を立て打せ給ふ行列法度正敷古今珍敷見物とて老若のゝしる聲岐に汪溢せりとぞ同二十七日より後備の勢日々打續き卯月五日頃行滿ぬよし肥前國名護屋は其かみ松浦さよ姫が唐土船をしたひし湊なり此所を旅館と被相定九州勢拵軍勢に扶持方馬の飼料其外水手かんとり等に至るまで四十八万人に兵糧無懈愈下行の陸に勢は小西攝津守加藤主計頭を魁として三十五万余騎船手勢は九鬼大隅守嶋津陸奥守加藤左馬之介藤堂佐渡守脇坂中務大輔來島兄弟其勢三万余騎船手の奉行は福原右馬之介熊谷内藏之丞毛利民部大輔寛和泉守其勢六万余惣大將には備前中納言秀家惣奉行には増田左衛門尉石田治部少輔大谷刑部少輔也洛中の仕置等は古(ママ)田兵部少輔也文祿元年卯月十日悉く彼浦へ着船と也

朝鮮爲御用意之大船被仰付事

- 一、東は常陸より南海を経て四國九州に至る海に附たる國々北は秋田坂田より中國に至て其國の高十万石に付大船二艘宛用意可致之事
- 一、水手之事 浦々家百軒に付十人宛出させ其手の大船に用意可申候若有余之水手は大阪に可差越之事
- 一、藏納は高十石に付大船三艘中船五艘宛作り可申事
- 一、舟の入用大形勘合候て半分の通り簞用奉行方より受取可申候相殘分は□出來次第受取可申事
- 一、船頭は見計ひ次第給米等相定可申之事

一、水手一人につき扶持方二人此外妻子扶持遣し可申事

一、陣中に小者中間被下女扶持方其者之宿へ遣し可申候是は今度名護屋へ立申候者不殘如此に可遣事

右之條々無相違用意天正廿年春攝州播州泉州之浦々に令着岸一左右可有之者也

天正十九年正月二十日

秀

吉

高麗陣掟之事

一、人數おしの事六里を一日の行程とす乍去在所之遠近六里内外奉行斗ひ次第たるべき也即宿奉行定之條前後爭論なく萬順路に可有之事

一、旅宿屋宿賃は出し申間敷候薪秣等の代は宿主と相談し出し可申候事

一、津々浦々番等に有之者屋賃の儀出し可申候鉄砲者杯の義其主人出し可申候事

一、泊り〱にて扶持方馬の飼令下行の事

一、押買狼藉追立其外萬非義有間敷事

一、泊り〱宿々に於て理不盡之儀仕出者有は當座に咎め懸り及口論に間敷候其主人の假名實名能々記し付其上を以て可相理之事

一、何方にてもいたづら者一揆徒党がましき事有は密に告げ知らすべし一廉御褒美可被行之事

一、一里〱に早道二人宛置候て名護屋と大坂との早速相叶ふやう可有之事

右の條々堅可相守此旨若違背の儀有らば奉行人まで告知らせ可申者也

- 一、甲午八月廿五日關白秀吉公御歸城戌秋悉歸國也
- 一、文祿四年巳未中之條河原宿を引下の町を割候事
- 一、慶長五年六月長尾景勝謀反に依て江戸中納言秀忠卿同七月二十二日宇津宮迄御出陣然る處眞田安房守石田治部少輔一味に依て御父子双方へ御引別安房守は宇津宮より信州へ御越被成候伊豆守此由沼田へ被申遣城堅固に可相守と被仰付夫より秀忠卿へ右之段言上相成候へば孝を捨て忠を存候思よりの段祝着致候我天下の主と成らば今の忠義には百万石つかはすべしと御約束被遊候

白井より安中作左衛門使者之事 附かゝり火大力の事

沼田にては用意嚴敷御城相守の所案の如く安房守白井より安中作左衛門を以て被仰遣けるは我等宇津宮より只今是迄罷り歸り候其方へ参り休息度致由被仰遣御留守の侍衆何れと御返事評議の上御前に申上る御前様も兼て御心得被遊かゝり火とて大力の女房あり常々御傍近く召仕ひけるが彼女房に長刀被爲持廣間に御出遊されける彼かゝり火作左衛門殿是へ御入候得と進め左の手にて作左衛門が右の腕をしつかと取りければ五つの指より油のしたゝる如く血の流れける作左衛門が曰くいたし放ち給へかゝり火殿と云へ共放さず御前様には長刀を杖につき被遊けるは大様殿には之へ御入との儀委細承る自らは木曾殿の巴程こそあらすとも女合戦致し御目に掛け可申と能々申せ作左衛門と御座を被立給ひける御前の捨置せ給ふ長刀とれる者なし板敷突き通し五六寸ねだへ入りけるとぞかゝり火が力には克もまさりておわしましけるとて人々恐れあへりき斯て作左衛門は鬼に合へる心地して早々に罷り歸り此由申上げ

れば安房守とかうの御返事御言葉なく吾妻の城をよそに見て夫より信濃へ御返りのよし

中納言秀忠卿信州伊勢山へ御發向の事

- 一、慶長五年八月下旬中納言秀忠卿諸軍勢を引卒し眞田伊豆守様御案内にて信州伊勢山へ御發向先勢を以一戰後陣にて二合戦兩度ながら打ち負け引退く秀忠卿無念に思召今度には是非攻め落し申せやとて伊勢山の城の外川に寄せ給ふ折節房州様基を打ち給ひけるが物見の武者はせ來り只今大手へ敵寄ると申上げれば安房守聞召し爰を切れかしことをおさへんと碁の御言葉つかひて少も驚き給はず最早敵は御門を破り塀を乗り候としきりに進めたてまつりければ其時に安房守殿時分ぞと御下知有ければ弓鉄炮射掛け打かけ鎗長刀にて突伏せ切り伏せ門より外へ押出す又此度も寄手の軍勢散々にかけ立られ大手をさして引たりける秀忠卿イヤ／＼此城に取結び人數を損じ徒に數日を送らんより上方の大敵退治せば眞田おのづから亡ぶべし此陣引ばやとて濃州へ趣きけり

家康公關ヶ原御合戦につき眞田安房守高野山へ入る事

將軍家康公濃州青野ヶ原にて御合戦勝利を得給ひて石田治部少輔小西攝津守安國寺等を生捕ぬ安房守此由聞き給ひ次男眞田左衛門佐を御引連れ高野山へ入らせ給ひぬ將軍家康卿より眞田伊豆守様へ被仰遣けるは安房守事当家へ弓を引殊に大敵たり父子共に頭を切て可出由被仰遣伊豆守御返事に父昌幸逆心企不忠の段今以て言に盡し難く併御訴訟を申上候御上意を背き奉れば八逆罪、父を殺せば五逆の罪なりと申上る無據以前百万石御知行可被下置との御約束申上候即ちそれを差上あはれ願くは御慈悲を被加高野山に引籠り法体に罷有候父の死命御助け被下置候はゞ生々

世々有がたく可存候哉向後悪心企候に於ては余人にかけ申間敷候某馳向つて首を取御目に掛け奉るべしと起證文を相添御訴訟被成候へば父弟の御命御赦免慶長十四年六十五歳御逝去也
同年真田安房守伊勢山御籠城の節は吾妻郡岩櫃の城には大胡城主牧野右馬之助爲相守と也

吾妻郡原町割の事

一、慶長十九年甲寅吾妻郡岩櫃の城内に市立申候由達上聞御不審有之由にて俄に平川戸の町を引原町を割申候

大坂陣に付伊豆守大熊勘右衛門に軍奉行被仰付事

一、元和元年卯大坂御陣真田河内守同内記正兄弟諸勢引連れ御発向被成候時御父伊豆守より軍奉行を宮下藤右衛門に被仰折節大熊勘右衛門障子をへだてて罷在此由聞申けるはアノ宮下杯に軍奉行被仰付は殿の目違ひなりあの者何の用に立つべき軍奉行杯と申は文武兼備しての事可成候とさんぐに悪口申ける伊豆守此由聞召勘右衛門何を申軍の門出にきつくわいの至りと御立腹の上御上使立大熊勘右衛門答申上る宮下杯が様なる者何の役にも立べき物に無御座候外に何も不申と御返事申ければ御挨拶に及ばず其翌朝大熊を呼出し軍奉行仰付られ勘右衛門いろくじたい致しけれ共重て被仰付候間御受けいたし大坂にて万端首尾よく相勤申候宮下は軍場にて殊の外おくれをとり候由伊豆守様聞召大熊が申言葉に無相違と被仰ける

大坂陣にて真田方危き事

兩殿様御着陣被成候得者去年佐竹木村長門守に追ひ散らされし後を被仰付候竹束の義は渡邊茂右衛門被仰付惣(マ

マ)陣の寄ける此茂右衛門足輕に竹を持たせ日中に三十間程一度に押寄申候天守より秀頼公此由を御覽被成惣軍は竹束を少つゝ附寄るにあれへ見えたるとう赤旗は昨日より諸軍に勝れて此方へ押出て相備ぶ傍若無人の有様誰かあるあれけちらせと仰付折節真田左衛門佐御前に相詰けるが進み出て被申けるはあのとうあかの六連銭は真田伊豆守子供にて候若き者にて無礼の至りすぬさんなり某が向ひ踏みつぶし御目に掛んと立上げるに秀頼君被聞召真田が子供にてあるならば若氣の至り指置き給へと仰ける其時若寄りたらしかば真田方にて一人も生きて帰者あるまじと申あへり

羽田筑後守若殿に御出馬を進むる事

附り兩殿御歸陣の事

五月七日早朝に羽田筑後守御城近く乗り出し諸方を見まはし早速はせ歸り只今よき時分にて御座候殿様の御馬を出しはたかぜに合せ申度と申上ければ湯本三郎右衛門鎌原石見左右に付若殿にけが杯あればいかゞ成とて御馬遣し不申又羽田は敵軋へ虚空に乗り出ししばらくあつて首一ツ取り帰り某能く見合せ候に御城只今落城かと相見え候斯様なる所にて敵味方旗を合せねば以來後悔あるもの哉御出馬と申ければ兩殿も御せき立相成りあをり立てく出んとし給へ共御馬口附おしとめければ太刀にてさんさんにむね打ちなしけれども湯本鎌原猶頻に押へ奉る夫より兩殿なから何れも御堅固にて御歸陣被遊ける御父伊豆守様御兄弟御覽被遊此度二人の内一人討死せよかしと願ひ候所に何れも左なく罷歸真田の家は末なりと被仰候然れ共禰津主膳原郷左衛門杯討死こそ悦の中のならなきなげきの中の悦び

と被仰御機嫌悪敷見えさせ給ふとなり其後羽田筑後守彌ひそら被成けるとなり

佐藤富澤喧嘩の事

佐藤豊後富沢和泉守喧嘩のよしを略承るに五反田村に與兵衛といふ有徳の者有けるが或時此者夜盜に合ける和泉近隣故彼が家に來り見けるにあみ笠落しありけるを見て是は正しく折田の豊後が笠なり夜盜に入りけるは豊後に疑なし日頃親しき友殊に侍たる身として盜すると云ふ事扱もきたなき心底哉と悪口せられる豊後此由聞き及び日頃にしたしき友なるを盜賊に入たる杯色々悪口を吐き散す段其分に捨て置がたし討果さんと恨みけり頃は七月十四日下沢渡村宗本寺へ參詣の折から佐藤豊後富沢和泉出合ける佐藤右の譯を申し最後の盃をさし申さんと云ひけるに富沢云ひけるは明日清見寺へ參らぬも残り多しあれへ御出あれとて志(ママ)きはいして早々馬に打乗りて歸りける佐藤は手に握りたる物を失ひたる心地してゐたりける

元和四年七月十五日富沢父子約束の事なれば清見寺へ參詣すかくて佐藤豊後來り云ひけるは富沢和泉馬は有りながらいづれへ行れたるぞと向ひければ皆々云ふ様は只今迄おはせしが何方へおはせしが存せぬよし申ける時に和泉守此聲聞くよりも和泉是にありとて刀をぬき合戦ける其場に有合ける者共戸障子にてさへける其ひまに倅勘九郎後より豊後が肩先きけさに掛けて切付るさすが勇力なりけれども深手によりひるむ處を和泉又踏み込で切りければ終に豊後討れける扱和泉腹を切らんとしたりしが狩野又兵衛來り斯は我々に任せよとて馬に乗せて落しけり植栗河内の方へ忍び夫より村上の湯原の岩穴に忍びけり一子勘九郎は急ぎ宿へ歸りて何か取りかたづけ父子一同村上の岩

穴にて年越をして越後國へぞ趣きける其後越前の少將様へ父子高合千三百石の知行を被下けるとかや

割田下總の事 附鹿野和泉塚墓の事 眞田伊豆守御加増の事

中之條町割の事

割田下總武道を専とし殊に忍びの名人信州川中島合戦の時越後長尾謙信ひざうの刀を盜取り其子下總に譲りける斯て其後何様してかありけん知行にわかれて昔の劍も今は鉄鎌となりかつゝに世を送りけるが元より忍びの術を上手にて有ければ遠近をばせ廻りて時々盜杯しけるが其頃善六と申下男一人下女一人召使ける彼善六折々の盜の次第を出浦對馬守へ訴人したりければ割田下總召捕るべきとて頃は元和九年九月下旬住所高津の入山畑へ野廻りに出ける其留守取り手の者大勢押寄せ彼家を二三重にとりまきそらうす下女逃げ走つて主人下總にかくと知らせたりければ下總は聞と等しく心得たりと刀をとりて腰にさし畑より少し上の石に腰打ちかけ待ち居たり案の如く大勢襲ひ來り下總あまさじものとのしりける割田是を聞いてすゐさんなりいでゝ最後の働きて見すべし然処狩野又兵衛走りかゝつて切りつくる大事の深手にありければ尻居にどふと伏けるが下總見かへりいひけるは又兵衛日頃のよしみに首を取れとぞ申ける鹿野和泉かけつけア、只今の働き弁慶もかくやなんと云ひつゝ首を取らんとしたりしを伏ながら片手打に拂ひけるが狩野和泉が足にあたりけるされ共首を打落即出浦殿へ差上しけつ所の諸道具御上へ御取り上げ其内青江の刀をば狩野又兵衛に被下置脇差は鹿野和泉に被下けるかの割田下總度々戰場にて忍の働にて高名ありけるがいつとなく其事面白くなりてかく盜賊にまで成り行きける故か殿様には割田が盗みは割田にあらず

我致せし所なりとて御落涙遊ばしける誠に御仁君と申合へり

一、鹿野和泉塚墓は中之條清見寺に有之候

一、元和九年眞田伊豆様信州上田より同國松代へ御移りあり御加増二万石合十万石沼田領共に十三万石なり上田には同國小諸の城主仙石越前守御移り候眞田河内守信吉様沼田に居城なり

一、寛永九年下の町を引中之條割申候

眞田河内守様御逝去之事 附嫡男眞田熊之助様御早生の事

元和十一年甲戌年十一月廿八日眞田河内守信吉君御抱瘡にて御逝去法名天桂院殿前河州大守月岬淨珊大居士同十二年御嫡男眞田熊之助様御相續同十五年御早生源光童子

眞田内記様沼田へ御居城之事 附り下尻高へ御檢地之事

附り信澄様江戸へ御越之事

寛永十五年眞田河内守様御舍弟眞田内記信政二万五千石にて沼田へ御居城被成候同兵吉様五千石にて小川に御部屋住也

同寅年十一月十八日下尻高村へ御檢地入申候奉行は清水與左衛門高橋藤兵衛池田甚右衛門並高橋忠助同太郎太八伊能佐郎星野善右衛門 一、八十二貫廿七文大塚村 一、八十貫文余平村 一、五十二貫文余赤坂村 一、六十一貫九百廿四文高辻 一、五反田村此村へ参り候奉行は清水與左衛門吉田傳右衛門此檢地芝まくりと申なり

正保二乙酉年三月二十三日眞田信澄様小川より江戸へ御越之時大塚村善之丞所にて御晝休新巻村太郎兵衛處に御泊り御供之人々春原一助齋藤左太夫堀田久兵衛以上十二人也

上尻高村へ檢地入事 同熊野山泉龍寺へ御朱印の事

伊勢町割之事 眞田伊賀守之事 伊豆守様御隱居之事

慶安二年前上尻高村へ檢地入御代官岡甚右衛門高九百十四石也

慶安二年前上尻高村熊野山泉龍寺へ二十石御朱印被下置候

承應二年金井彌平兵衛と云人伊勢町割申候

眞田兵吉様御實名信澄と申候明暦の頃は信俊と申候昔年利根の信俊と申守護有之候て子孫御滅亡依之寛文九年十月より信直様と申候則ち從五位眞田伊賀守御事也

明暦三酉年信州松代眞田伊豆守様河中島柴と申處へ御隱居に付御家を沼田内記様へ御譲り沼田は伊賀守様へ御渡し候酉六月四日沼田御引渡衆は金井彌平兵衛入江佐左衛門小田平左衛門小川に御受取の衆は眞田淡路守禰津主馬

伊豆守一當齋御逝去之事 眞田隼人正御逝去之事 沼田領檢

地入之事 うるし秣薪の年貢取の事 林檢地之事

万治二亥年十月十七日眞田伊豆守一當齋入道御壽九十歳にて御逝去法名大鋒院殿鉄岸大居士眞田隼人正信重様五十二歳御逝去也法名は正覺院殿教養崇三大居士道師は鴻之巢の正願寺源貞上人也

一、寛文三卯年秋沼田領檢地入石高に相成候奉行は小幡四郎兵衛舟田重右衛門尾見次太夫其外人々

拾四万四千二百二十六石四斗一升七合也 惣高辻

延寶四辰年尾見與一右衛門沼田領檢地入る御年貢林に罷成候又うるし年貢秣薪等迄新規に取申候

信直様御誕生之事 信就様御誕生之事 二男信秋様源三郎と改名之事

一、眞田伊賀守信直様寛永十二年武州桶川宿惣兵衛處にて誕生

一、長男信就様明曆元年江戸日比谷にて御誕生童名兵藏様と申

二男信秋様御童名峰千代様と申寛文七年武藤源三郎と御改名被成候

禰津宮内之事

茲に禰津式部と云ふ人あり後には宮内と改名す眞田代々の家老にて眞田兵吉様小川へ御住居の砌り横尾村八兵衛屋敷住居致し候八兵衛も難儀に思へども致し方なく暮しける其後伊賀守様小川より沼田へ御移りに付禰津宮内本知行沼田の内川田を給り下川田に屋敷をかまへ住居致され候然る所横尾村百姓高橋七郎兵衛と申者慈愛致し代官役に取立萬事地方の事此者次第に付年貢高役等非道に取立殊に樹木神木を伐彼是非道つよく候此事殿様へいつとなく聞えければ押籠められ二人侍晝夜番付候其後御家老斎藤源左衛門相勤申候其後子息禰津主馬此時番御赦免然れども他所へ不出沼田御家断絶の後又々横尾へ引移り死去致され候子息禰津氏江戸へ參られて是は幾程なく江戸にて死去とか

眞田伊賀守様逼塞領地召上城渡す事

附り 伊賀守様御逝去之事

天和元辛酉年眞田伊賀守様江戸兩國橋材木江戸着延引其上常々不行蹟故家中の諸士並領内百姓困窮に及ぶの旨上聞に達し同年十一月朔日より逼塞、同廿二日御評定所に嫡子彈正少弼信就様召され御兩所共に御預けに相成候御領地召上られ此旨沼田へ同月廿四日に飛脚到來家中騒動あげて數ふべからず沼田へ御目附櫻井庄之助伊藤刑部左衛門同十二月十六日着御代官竹村惣左衛門熊沢武兵衛御上使高崎城主安藤對馬守城受取内藤右近太夫堀周防守御在番細川豊前守新庄主殿御目附土屋市之丞

一、貞享四年正月十六日宇都宮にて伊賀守様五十三歳にて御逝去法名春林院殿前伊州太守碓山崇英大居士

丸山氏先祖の事

甲陽軍鑑九の十卷に曰天文十八巳酉年四月十二日卯の刻晴信公甲府御立同十三日上諏訪へ御着即ち彼處に馬を被立伊奈木曾松本三方へ働被仰付松本筋にては小笠原長時千五百余出て二日に三度迫り合次二十二日辰の刻迫合に小笠原方と見えて足輕五十人斗つれ小笠原衆三備の二町程左りの方へ差出備を立れば歩者六人連一騎一町程遠見出丸山筑前と名乗り「仁科の内(ママ)引の城主丸山肥後が伯父也」下馬し小高き所へ上り此方人数見て居たり右方には日向大和明(ママ)勢にて足輕大將小幡山城横田三頭なれども山城は合戦可有と存じ本備板垣彌次郎方へ參るに息孫次郎遠藤と云ふ同心一騎歩者六人連筑前の居る處へ馬を早めて七八間近所にて馬乗放し鎗を取つてかゝり迫合ふ敵は

鎧二丁次郎は一丁しかも十六才其上くたびれ左りの高みへ突つけらるゝと云へども後よりつゞく歩者は刀斗りなり遠藤を始め助くる事ならず既に討死すべき處に横田十郎兵衛多勢にて助□を見てさすがの丸山も鎧をば中間に渡し馬に乗らんとする處を孫次郎追ひ懸右の膝節を後へかけ半分伐つてころぶ處を押頭を取□□を添て初陣の高名仕也孫次郎腕の外れ太股身には二ヶ所鎧の胸板六ヶ所鎧突きたる跡有り大なる誉なり諸人の評判は悉皆横田が助たる故也此時十郎兵衛廿五才なれども度々誉有り扱又孫次郎手負故甲州へ歸りて諏訪にて晴信公金丸筑前御使にて御證文一文字の御長刀を被下

神保安藝守之事

神保安藝守は能州七尾城主畠山修理太夫義則八臣の内其一人なり植栗村に住居之由流人にて來られ候哉天文年中織田信長に亡さる

吾妻諸士覺

あらましなり但書落し事數多有べし

| | | | | |
|--------|---------|---------|--------|---------|
| 下河邊 庄司 | 吾妻 庄司 | 吾妻 太郎 | 下河邊 朝村 | 下河邊 長廣 |
| 下河邊 季長 | 秋間 備前 | 秋間 刑部 | 斎藤 太郎 | 齋藤 越前守 |
| 蜂須賀 伊賀 | 割田 下總 | 浦野 平兵衛 | 富沢 豊前 | 富沢 伊豫 |
| 唐沢 玄蕃 | 小淵 勘助 | 大河内 下總 | 黒崎 常陸 | 狩野 右馬之助 |
| 狩野 又兵衛 | 唐沢 平左衛門 | 田村 雅樂之尉 | 上原 彌次郎 | 關 勘解由 |

| | | | | |
|---------|----------|----------|---------|---------|
| 富沢 源右衛門 | 小菅 六三郎 | 島村 市之助 | 田村 助五郎 | 田村 彦右衛門 |
| 田村 兼小 | 狩野 志摩守 | 片貝 茂右衛門 | 折田 内藏之助 | 角屋七郎右衛門 |
| 割田 與兵衛 | 割田九郎右衛門 | 割田 太郎左衛門 | 關 又右衛門 | 桑原 大藏 |
| 小野田 市助 | 塩澤 專之丞 | 金井 左近 | 細野三郎右衛門 | 角田 新次郎 |
| 角田市助 | 唐沢 仁兵衛 | 山口 織部 | 富沢 與四郎 | 柳田 孫左衛門 |
| 蟻川 源四郎 | 折田 雅樂之助 | 富沢 善内 | 富沢 勘左衛門 | 番才 新左衛門 |
| 安原市左衛門 | 壘 善代 | 荒井 藤右衛門 | 戸塚 源右衛門 | 戸塚七郎右衛門 |
| 戸塚 助五郎 | 戸塚 專助 | 劍持 喜左衛門 | 森田 半右衛門 | 森田九郎右衛門 |
| 大畑 與右衛門 | 青木 孫右衛門 | 長井 彦右衛門 | 神田 左門太 | 丸山 新左衛門 |
| 關口 助三郎 | 伊與久 左京 | 角谷 孫兵衛 | 小林九郎右衛門 | 河原 新六 |
| 勅使河原清十郎 | 勅使河原十左衛門 | 青木 太郎左衛門 | 青木 新四郎 | 青木 藤右衛門 |
| 大塚 孫右衛門 | 渡辺 又右衛門 | 折田 軍兵衛 | 富沢 又三郎 | 植栗 河内 |
| 荒牧宮内左衛門 | 富沢 大學 | 加茂 大膳 | 池田 佐渡守 | 佐藤 半四郎 |
| 塩谷 掃部助 | 蟻川 源六 | 蟻川 庄左衛門 | 割田 孫四郎 | 割田 隼人佐 |
| 神保安藝 | 神保 佐衛門 | 狩野七郎右衛門 | 富沢 主水 | 上原 淺右衛門 |
| 一場 左京進 | 一場 太郎左衛門 | 一場 茂右衛門 | 中沢 越後 | 田中四郎右衛門 |

二宮 勘解由 佐藤三郎兵衛 伊能采女 茂手木次郎左衛門 富澤新左衛門
 富澤七郎兵衛 福田久太夫 山田與三兵衛 池田甚次郎 河合八左衛門
 山岡與五右衛門 蟻川入道 高山左近 山田文右衛門 ○三原方
 鎌原宮内少輔 鎌原石見 鎌原越前 湯本三郎右衛門 湯本左京
 湯本九右衛門 西窪治部少輔 横谷左近 高野半六 羽尾入道 中之條 鹿野和泉

吾妻古城

原町 吾妻太郎 柳沢直安 西中之條 永田伊賀守
 岩櫃城主 齋藤越前守後に 中之條城主 後に鹽谷日向守 新 條
 眞田家海野長門守城代 眞田家海野長門守 根 兒 屋は後に浦野 猿ヶ京 左馬介
 尻 高 齋藤子息 根 兒 屋は後に浦野 猿ヶ京 左馬介
 大 戸 眞樂斎 横壁 丸屋 羽尾治部 菅 尾 羽尾某
 後に大戸豊後 湯本三郎右衛門 岩井 堂 後に武藤刑部左衛門
 羽尾には羽尾入道 横尾 八幡 塩原源太右衛門 後に北能登 市城 下河辺季長
 川戸内出 秋間備前守 稻町 荷 城 齋藤子 大野新三郎 家老は蜂須賀伊賀 嶽 山 齋藤子息 白虎丸

柳澤落城之事 柳澤は中之條之事

城主柳沢治部少輔直安と申ける頃は應仁二年十二月晦日の夜柳沢直安風呂に入りける折節岩櫃より三百余騎にて夜討に寄する大將には平沢大膳宗時白岩入道法雲然るに城内には思ひよらぬ事なる故可三防戦一段なく大將柳沢直安馬に乗り東の原へかゝり落ち行く處に永井七郎が射る矢馬の腹に當りければ馬は屏風をたふすが如く倒れける柳沢歩立にて植栗神保安藝伯母智なりければ此方へ落ち行くとかや植栗神保安藝とあるは植栗河内と取違成るか安藝守は能州七尾家の家老にて永祿頃は能州居住の由但し別人成か

根兒屋落城之事 附り西中之條長田伊賀守討取の事

三島根兒屋要害は弘治より取合始天正中被三攻落二要害の持は江見下野守と申ける岩櫃より寄手は田村主計安部大藏山口内匠安藤荒川其外二百人押寄る根兒屋方には浦野大膳浦野主水西山兵庫西山兵衛尉其外丸橋小林高橋打負け大將江見下野守信州へ落行となり浦野居住は其後の事なるべし

一、西中之條長田伊賀守は高野半六田村甚右衛門兩人にてたばかりとがりやの森と云ふ處にて討ち取る由有之然は其後蟻川入道居住成るか

信玄公の時西上州衆の事

一、小幡上總守五百騎和田三十騎平四十騎高山五十騎白倉五十騎あきを五十騎吉部五十騎倉賀野五十騎依田六郎八十騎後閑長根合て六十騎安中百五十騎松平兵部十五騎 蓑輪長野信濃守代例稀なる覺物後甲州へ参る

道寺久助 花形民部左衛門 木辺駿河守 町田兵庫 神奈圖書 上泉伊勢(是は信玄公へ申上諸國へ法修行) 寺尾美濃 長沼 八木原 久保島 矢嶋

甲州 信玄時

上州岩倉の取出は曾根七郎兵衛 上州和田は和田 同安中は安中左近 同鷹巢は依田六郎 松井田は小宮山丹後 同養輪は内藤修理

吾妻士 未書落之事數多有るべし

柳沢治部少輔 平沢大膳 白石入道 永井七郎 江見下野守

浦野大膳 浦野主水 西山兵庫 西山兵衛尉 長田伊賀守

大野新三郎 此外數多有之

吾妻古城記終

救荒二物考

高野長英著

救荒二物考解題

救荒二物考は、高野長英が、早熟蕎麥とぢやがたらいもとの作り方や食べ方を説いて其の栽培を勧めた天保七年に出版した著書である。廣く天下に頒布したもので單に吾妻郡民の爲めのみ書いたものではない。

天保七年は春から夏に亘つて雨天曇天の日が多く且つ氣温も低かつたので作物の實りがわるく非常な困窮年であつた。其の年の八月、高野長英は自著「醫原樞要」の出版費調達等の用件を帯びて來郡し、沢渡の福田宗禎を訪れた。長英の滞在は八月七日から同月十一日迄の數日であつたが、一夕談會凶年不作の事に及んだ時宗禎は蕎麥を馳走しながら、その早熟にして低温多濕の年にも実るべきことを話した。之を聞いた長英は大に感ずる所が有つたが、後伊勢町の柳田鼎藏からぢやがたらいもを贈られ初めて食べて見たりその成熟期の割合に早いことを聞いたりして、蕎麥といひぢやがたらいもといひ天保七年の様な不作の年にも耕作收穫可能な好箇の食用植物であると、早速門人内田彌太郎を指導して和蘭書物を參考して其の栽培方食用方等を書かせ、友人渡邊翠山に挿繪を描いて貰ひ自ら長い序文(九月九日附)を書き、「救荒二物考」と題して同年中に出版頒布した。右様な次第で、福田宗禎、柳田鼎藏の二人の名は、校閲者として同書本文第一頁に出されて居る。「其の種と共に之を世に公にし」と序文に書いてあるが、種子頒布のことは詳かでない。福田家は同年十二月其の冊子を贈つて來たことが宗禎の日記に見えて居る。

明治の初年、群馬縣令楫取素彦が、本書を、縣民に縁故有る有益なる著書と認めて之を翻刻出版して頒布し、其の版木及繪圖の銅版を、原著の動機を作つた沢渡の福田宗禎方に寄贈された。福田家では大正十一年に高野長英と同族である後藤新平に贈呈した。

本書は、郡史料として他の古記録と並べて集録するのは如何かと思つたが同人中に本郡が全國的に有名な種馬鈴薯産地となつた事でもあるからとて採録を希望されたのでこゝに入れた次第である。

新井信示記

題 言

○凡そ生民の災は年の凶荒より大なるはなし而て其荒災の起る所以の者は水旱の二を出る事なし本邦田土肥瘦し川澤四通す故に民旱を患る事少し只水患尤も甚しとす近歲此の患滯りに臻る誠とに恐る可し蓋し我邦人専ら食を稻麥に資る而て稻麥の成熟に至るや其期甚た久し且正帯地方晝夜平分の頃狂風暴雨頗る多し其甚しきに至ては樹を抜き屋を倒す其害啻に田土のみに非ず直ちに生靈を戕ふに至る若し夫れ雨濕月に彌り時氣寒冷にして稻麥熟せざるの時の方て不幸にして此暴風雨あるに逢ば歲饑えずして如何せん嗚呼農民の力を稼穡に用ゆるや雨に浴し風に梳り汗焦れ膏枯れ汝々汝々として其成熟を望む然るに忽ち此災に逢ひて一旦にして其功を空ふす豈悼まざらんや而て其災啻に農民のみに非ず誠に天下の大災なり方今昇平の時に逢ひて人民の餓に死する者少しと雖も米價踊起して一日の勞其食に充るに足らず是に於て荒村寒郷に及んては或は樹皮を削り或は泥土を淘め食と爲すに至る其れ此を以て一旦の飢を濟ふと雖も其常食に非ざるが故に爾後一二月若くは三四月にして病んで斃るゝ者亦少しとせず凶荒の後疫疾多きは此に因るなり余常に之を以て患となす

按ずるに北極地方の國寒威凜冽にて地の融すること一歳にて纔に一二月のみ然りと雖も其民の飢えざるは何ぞや是其風寒暑濕に畏憚せざる物を植て以て食とすればなり余常に其種子を得ざるを以て憾となす今茲に丙申雨濕連綿三月より八月に達す其間の霽日僅かに數ふ可し時氣の寒冷癸巳の歲に過く各州水災多く米價漸く貴く人心洶々として安からず今歲八月中澆余上毛澤渡なる福田禎宗に逢ふ宗禎世々瘍科を業とす其術甚だ精し又和蘭書を読み益其術を

研究す余固より交り厚し一々閑談して更將に酣ならんとす時に一擲の蕎麥を出して余に示して曰く凡人の凶歲に斃るゝ所以は糧食足らざればなり而て糧食の足らざる所以は一歳數熟の物なればなり此蕎麥一歳三熟すべし是れ救民の鴻寶に非ずや余且つ驚き且つ謝て曰北極地方の國穀類を揀むに早熟の物を以てす此を暖地に移さば其成熟すること一歳に再三なるべし余之を欲する所以は之を此に移し以て糧を増し飢を防んとするに在り余嘗て之を遠きに求め今や之を近きに得たり是れ子か貽なりと雖も實は天の賜なりと悦んで之を受く爾後又同國伊勢街なる柳田鼎藏と云ふ者一種の芋を贈れり之を見るに其形トコロの如く又土ホト兒の如し土俗之をじやがたらいもと稱す是れ即ち和蘭に所謂「アルド・アップル」なり炮炙して之を食ふに其淡泊なる事薯蕷の如く其甘きこと甘藷の如く更に滋味粘氣あり其性毒なし以て日用の食に充つ可し和蘭地方單に之を以て食とする處あり而て甘藷の寒を恐るゝが如くならず寒地熱國に關せず荒野瘦地を厭はずして一根數十塊を得べし余此の兩種を得て更に恰びに堪へず以て荒歲に民の飢を濟ひ他日疫疾の患を除く物此に過るはなしとす是に於て之を諸方に頒與せんと欲し竊かに之を社友に謀る社友善みて曰く夫れ倉廩を發ひて人を賑濟するは其及ぶ所僅かに一村一鎮に過ぎず而て此舉や將に普く天下萬世に及ばんとす其功德甚だ偉なり緩ふす可からずと因て嘗て傳聞する所の其培養食用等の法を記せしめ又蘭書中載する所の諸説を抄し參互錯綜して一小冊子となし題して二物考と名け其種子と俱に之を世に公にし以て無能余が如き者國家無疆の德澤に浴し荒年の間に遊食して尙幸ひに飢を免かるゝの萬一に報せんとするなり

丙申重陽之夜高野讓識於東都麴街甲斐坂之大觀堂

勸農 一 物 考

瑞 阜 高 野 先 生 著

| | | |
|-------------|-----------|-------------|
| 内 田 恭 思 敬 記 | 福 田 宣 宗 禎 | 柳 田 眞 鼎 藏 校 |
|-------------|-----------|-------------|

○ 早 熟 蕎 麥

和 名 ハ ヤ ツ バ
ソ ウ テ イ ツ バ
サ ン ド ツ バ

○此の蕎麥の種子は其始め何れの地に産出すると云ことを詳にせず近歲民間之を傳えて處々に之を播殖す莖葉俱に常の蕎麥に異なることなし唯其實稍大にして且つ早く熟するの性あり故に一歳の中に三次成熟するなり漢名未だ詳かならず假りに之を名けて早熟蕎麥又三熟蕎麥と謂ふ

培 養

○此蕎麥を種る地は常の蕎麥の如く荒土瘦地にして佳なり春寒全く退き田土融和し其地既に霜を見ざるの時に至り

て其地を耕し常のソバの如くに播種するなり通常八十八夜頃を以て其播種の時期とす但し東國北地は春寒退くこと遅くして霜繁きを以て此より稍遅く種ゑて佳なり又ソバは其性極めて寒を忌む故に一夜霜に浴すれば次日忽ち枯るゝなり此ソバは他に比すれば稍寒に堪ゆると雖も霜を凌ぐこと能はざるを以て勉めて氣候を熟察し種を下すべし若し夫れ霜に逢ふて其苗枯るときは速かに其地を耕し枯れたる苗を土中に埋め其糞となし新たに種を下すべし大低播種より五十日許にして成熟するなり(寒地は成熟の期稍遅しと雖も大なる違ひなし)

而て其實を收採して此を種子となし又其地を耕し種を下す可し此も又五十日許にして成熟す但此實は其質脆脆にして種子とは爲し難し故に其始めに成熟する者を貯藏して種子となし其成熟を俟て刈穫するの後更に其地を耕し之を播すべし此は第一二の種に比すれば其成熟の期稍持久遅緩なりと雖も又六十日に過ぎずして熟するなり

凡此の如くにして通計百五六十日を経れば三次蕎麥を得るなり本邦東國北地と雖も一歳の中五ヶ月地の融せざる處なし故に此蕎麥は必ず三熟するなり然れ共歳の運氣順ならずして春寒遅く去り秋冷早く來ることあり故に全く三熟の功を得んと欲せば第二次の苗長育蕃茂する頃に其畦の間を軽く耕し種を下す可し然るときは其刈穫の時は第三次の苗二三寸も長育して期に先立て早く其実を得べきなり夫れ此の如くにして之を播殖し農民日常之を雜え食せは一歳之を種ゑて二歳の餘糧を生じ二歳にして四歳三歳にして六歳の儲蓄となるなり亦大なる救荒の備に非ずや矧んや又歳に水旱の災厄ありて稻麥全く熟せず各國大饑なりと雖も一歳の内二月の順候なきことなし然らば即ち大饑と雖も之を種ゑて以て一歳の糧に充つべし余此を以て天下の鴻寶となす所以は必竟此に因るなり

貯藏

○ソバ全く成熟するに至り收穫して太陽に曝干し濕氣全く去るに至りて稻麥の藁包又は桶に納れ貯藏するなり

食用

○挽臼を以て皮殻を去り蒸して飯となし或は研磨して細粉となし此を以てソバキリを製し又は餅を作り食とするなり其他用法尙多し又此を以て酒を醸す可し其方左の如し

醸酒

○蘭人此を以てビール(酒名なり少しく苦味ある者なり)を製す然れども單味之を以て製すること稀なり常に他の麴を加ふ其法ソバ殻を去る者を取り蒸して熟するに至り取り出し器に納れ熱湯を注ぎ麥麴及び原醗を加えて攪動し密封して温處に安し沸醸せしめ酒成るに至り上清を汲み取用ゆ

性質

○ソバは其性質稻麥に比すれば水氣多し故に其性固より温なるに非ざるなり然れども滋養の功少きに非ず又之を食して消化し易し此を以て諸人之を食して妨害なし但し胃虚弱なる者は常に他の微温滋味ある物を加え用ゆるを良とす然れども他の穀物なきときは之を以て糧となし害なきなり和蘭地内「フリースランド」(州名)の一邑に「セーヘンオウウエン」と云ふ處あり萬山重層し寒威甚だ雄にして山路險難なれば外運便ならず石地砂土にして諸穀熟せ

す唯ソバを産す土人常に之を以て糧とすと云是れ其證なり

異種

○蝦夷より北に当る陸地を概て失白利亞と云ふ此國極寒の地にして稻麥は固より論なし大小二麥に至るまで熟することなし只一ソバを産す此種莖葉俱に常の種と異なることなし但し其実に鋸齒あり土人専ら此を以て糧となすと云ふ按ずるに此ソバは必然霜を凌ぐの性あるなり之を本邦に遷して播種せば一歳四熟すべし其種子を得ざるを以て遺憾とす然とも我東國北地に此種自ら生産するも亦測る可らず故に茲に之を附して以て考索の便りと爲すなり

又

○ソバに類する物あり和蘭に之を「スワルテ・ウインド」と云ふ林那斯（西洋本艸家の巨擘なり）の書に之を「ボレイゴニウム。ホリス。カルダチコム」と名く路傍籬落に自ら生育し其莖は硬固にして能く寒に堪ゆ其形ソバの如く又三稜の実を結ぶ但た稍小なりと云ふ按ずるに本邦在る処の苦ソバの類なり蘭人も未だ其性を詳にせず故に未だ食用に充てずと云ふ余之を考求せんと欲し未だ果さず若し夫れ其性毒なくして而てソバの用をなせば國家の大利なるべし今之を茲に附して以て識者の辨を俟つのみ

○馬鈴薯

和 じやがたらいも 甲州いも ちいぶいも あつぶら
名 清太夫いも 八升いも かつねいも じゆみょういも
蘭名 アイールド アツブラ

○此薯も又其傳る所を詳にせず甲 信等には古く傳はりて播種すと云ふ蓋しじやがたら芋又アツブラ（奥地の方言なり按ずるに此はアイールドアツブルの略言なり）の稱名に因て之を考るに此は蘭人の齋來して種を傳ふるなり蘭書に質するに此薯は元來西印度に産せり而て拂郎察人及び漢厄利亞人之を得て播種し其後之を和蘭地方に傳たりと云ふ又此薯亞墨利加洲に甚だ多し西洋より此に遷る者常に之を以て糧と爲すと云ふ然らば則此は其始は西印度及亞墨利加に産するなり而て西洋紀元千六百年の後（今丙申の歲に先だつこと二百有餘年なり）和蘭始めて之を播種し今に及んでは専ら其糧食となすと云ふ林那斯（上に詳かにす）の書に此薯の三益を擧ぐ其一は砂土石田穀類熟せざる地に好んで蕃茂するなり其二は烈風暴雨久霖に逢ふて害を受けざるなり其三蕃殖容易にして人力を勞することなしと云ふ其他寸地に耕し尺 地の獲あり故に又八升芋の名あり誠に以て荒年の善糧と云ふ可し

培 養

○八十八夜頃に此を種ゆべき地を耕し其土塊を細碎し其後馬鈴薯を取り每 處二三塊づゝ種ゑて其上に軽く土を覆ひ逐 次に此の如くにて種るなり其法常に甘藷を種る法と同じ又此薯は地を揀るに及ばず 田 畔路傍砂石交錯する地其外他の穀類播種に妨害とならざる處に培養す可し又其性寒に堪ゆるを以て山野に種るも佳なり大抵播種より三十日計を経れば嫩芽を萌出し莖を生じ蔓生するなり蔓二尺余に至れば其端末は殘して其中央の処二輕く土を覆ふ可し此より新根を出し蔓を生するなり凡そ此の如くにして莖葉次第に蕃茂するに至れば一根を以て數十塊の薯を得るなり但新根の薯は其數少く其形小にして又水氣多し旧根の纖根附く者は連珠の如く數十塊攢簇して其形も太く且

つ滋味多し故に之を上とす又之を以て明年の種子となす可し和蘭地方に於ては一根を以て百塊若くは百四五十塊の薯を得ると云ふ然れども本邦に於ては大率一根を以て四五十塊より六七十塊に至るを極とす

而て莖葉次第に蕃息肥大して秋に至り花を開き其後莖葉枯るゝを俟て寒地は之を掘り出して之を貯藏し暖地は其地に放置して用に臨みて此を掘り出すなり和蘭の地方此を播種するの法數種あり其中に就て左に出す二法を良とす故に此を抄記して以て其參考に便にす其法春に至り餘寒全く去り土地融するを俟て其地を耕し細かに土塊を碎き此を平になし畝を以て一行に深さ四寸計の溝を掘り馬鈴薯を取り其間一尺余を隔て、每處二三塊づゝ投入するなり但其大塊は切斷して二三塊となし種るも佳なり而て後軽く土を覆ひ其地を平かになし幾行も此の如くにして播種し嫩芽出で莖葉蕃茂し季秋に至り花を開くに及んで其根を去る事四五寸計にして其莖を切斷し精氣外洩の路を絶ちて其根をして益々肥大長育せしめ其莖葉は牛馬の糞に供し爾後其根を掘り出し貯藏するなり又一法は上の如くにて播種し每塊芽を抜き出す事五六條にして其長け三寸計に至るを俟て手を以て軽々と其芽根を掘り其根と薯魁の織根を連ねて折ち取り每芽皆此の如くにて各々之を他處に移し種る其後薯魁を取り出し反轉て更に之を播種し再び新芽出るを俟つなり而て新芽又三寸計に至る時は始めの如くにして之を折ち取り唯一條を留殘して以て薯魁の芽となし其他は各處に移し種るなり此は甚だ煩冗なる法と雖も一薯を以て數百塊の薯を得んと欲せば此法に勝るものなし其他は上の法と異なることなし若し此を種るし地に一齊に他の菜蔬又は豆麥等を挿み種んと欲せば預め其畦の間相隔たること三尺計にして此間の地を耕し之を種るなり糞養の法は甘藷の如くなる可し又播種の時に臨みて之を施すも佳なり又全く此を用ひる גם 害なしと云ふ

貯藏

○地を掘ること二三尺にして稻麥等の藁を布き馬鈴薯を納れ更に藁を以て其上に布き又土を以て其上に覆ひ寒氣をして侵入せざらしめ口を一方に開き藁を以て其椗となし用に臨みて此口より之を取り出すなり此は極寒の地多月之を貯蓄するの法なり暖地に於ては庭側廐隅等に放置し蓋ふに稻麥の藁苞を以てして佳なり又數歳の儲蓄となさんと欲せば先づ皮殻を除き去り切りて薄片となし太陽に曝干し濕氣全く去るに至り苞に納れ貯るなり

食用

新生の者は直ちに煮熟し又は蒸熟し用ゆ若しえご味あるときは先づ灰汁に投入して其氣を去り又乾固する者は温湯に浸し軟和するに至り其後煮蒸して或は單味之を食とし或は飯に和して之を用ひ或は羹に調し菜蔬に代て之を用ゆ其他人の好む所に從て用法頗る多し又此を以て粉末及び火酒を製するの法あり其法左の如し(一説には又此薯を以てこんにやくを製す可し其法藟薯を以て之を製するが如しと云)

製粉

○薯粉は葛粉蕨粉と同じ此を製するの法此薯を取り水に浸すこと凡そ六時にして取り出し其皮を去り又水に浸すこと一二にして後切りて薄片となし白に入れ搗爛して餅の如くならしめ水を加えて稀解し緻布を以て濾過し白汁を取り又其滓を白に入れ更に搗爛し又水を加て攪動し濾過して白汁を絞り取り幾次も此の如くにして白汁出でざる

(救荒二物考)

を度とし其汁を沈定し薯粉悉く器底に沈着するを俟て除々に其上清を傾け出し又水を加て攪動し又沈定するを俟て其上清を傾け去り幾次も此の如くになして其上清無色無味に至るを度とし水氣去り太陽に曝し或は微火上にせ乾かすなり用法葛粉蕨粉の如くにして此に勝ること萬々なりと云ふ

釀酒

○馬鈴薯も亦甘諸の如く製して酒となす可し但し澀醜となしては用ひ難し蒸露して火酒となす可し然るときは其性猛烈其味芳辛にして上好の琉球酒に減ぜざるなり西洋書に其製法數種あり一方之を煮て半熟するに至り取り出し搗爛して稠餅となし爾後熱湯を注ぎ之を稀解し稀粥の如くに至るを度とし桶に入れ密封し沸釀既に止み精液は上に浮びかすは下に沈むに至り蒸露罐に入れ蒸して火酒を製するなり又一法馬鈴薯の皮を去る者を取り蒸して熟するに至り取り出し搗磨して全く糜爛せしめ熱湯を注ぎて稀解しひえ粟等の麴及び原語を加えて攪動し諸物悉く混淆するに至り温に乘して桶に入れ固封し温処に安んじ沸釀せしめ毎日に封を開き攪動すること一次にして又密封し其後其味苦辛なるに至るを度とし蒸露して火酒と爲すと云ふ但し事務繁冗なるを以て二方共に未だ親しく試みず故に何れか佳なるを知らず他日手製を経るの後其詳を悉くす可し蓋し此を此書に示す所以の者は必竟火酒を製するも尙穀類の費少なからんとするの微意のみ

種類

○馬鈴薯に三種あり一は白く一は赤く一は黄色なり赤き者は大塊となる然れども水氣多し故に滋味薄し黄色の者は

稍えご味あり故に白き者を上とす和蘭地方殊に白色の者を培養して食用に供すと云ふ然れども土地の性に從て赤色の者肥大せずして白色の者却て大塊をなし黄色の者にえご味なきことあり故に一定して之を言ひ難し宜しく先づ其地に播殖するの後其地の性を詳にし此に適合する品を撰みて培養すべきなり

性質

○三種俱に滋養の性ありて毒ある事なし以て日常の食とすべし又甘諸の如く甘に過ぎ酸敗するの患ひなく而して大に胃を養ひ久しく飢を忘るゝの益あり故に西洋の民甘諸を貴びずして只此を貴ぶ俗間に其性墨を忌む故に筆硯に従事する者之を食すること勿れと云ふは惑るなり昔し南瓜甘諸の始めて播殖する時俗間に或は魚肉を忌み或は墨を禁ず故に各州恐れて之を食する者少し今や盛行れ或は魚肉に調して食するに至る而して後始めて其言の惑るを知る馬鈴薯も又此類なり昔し西洋之を播殖するの初「ポウルゴニイ」(拂郎察國に屬す)に於て濕瘡を發するの毒ありとなし一時是を養ふことを禁ぜり而して後來盛に之を食するに至て未だ其害あるを記せず是れ其證あり噫萬國天度風俗を異にすと雖ども俗情の同き豈唯此のみならんや

勸農二物考終

附言

「客あり馬鈴薯の條を讀て晒て曰く昔し縣令某なる者遠謀深慮の士なり此薯の利益有ることを知て令を各處に下し之(救荒二物考)」

を培養せしむ而して其舉終に行はれず今や其遺種殆んど絶んとす然るに今又漫りに其能を説くも恐くは亦終に行はれざらんことをと恭應て曰く凡そ我邦土壤肥瘦にして百穀繁富す故に民人他の菜蔬を待たずして糧食自ら足りぬ且民の常情年苟くも豊穰なれば凶荒を忘れ良穀も尙且つ儲蓄せず況んや其他の菜蔬を顧んや蓋し当時其行はれざるは何の故なることを詳にせずと雖ども其れ或は茲に根ざすか且つ人其食用の法を詳にせず之に加ふるに往々毒あるの説を唱ふ嗚呼惜ひかな然るに近歳水旱の災ひ尋りに臻り今や各州凶歉尤も甚しく民に菜色の者多く食の美惡を擇むに追あらず且つ儲蓄の足らざるを悔ゆ是れ民に食を足し耕を勸むるの術誠に入り易きの秋なり而して此書や其培養貯藏の法より其性能食用に至るまで細かに説き精く論し又製粉釀酒等の法を審にす故に平年と雖ども之を殖する者其利を獲ること多し若し其れ之を荒田瘦地に放置するも其性自ら繁茂しやすし凶歉には採て以て之を食せば國應に餓フの患ひなかるべし而して其滋養の功は固よりところ藪蕨の比に非ず民一たひ其利を知らば駭々として之に趣く者將江河の如きこと有らん子深く之を病むことなかれと客唯々として去る刻成るに及て記して以て跋とす

内 田 彌 太 郎 識

古 文 書

八 幡 山 番 帳

横尾八幡山城は今「とちで」といふ。とちではとりでの訛つたものだらうといふ。この砦はもと尻高領であつたが眞田昌幸が之を占領するや老臣北能登守に命じて其の勤番衆を定めしめた。此の文書は即ちそれで、川戸村金藏院に有つたのを原町富沢久兵衛が写し取つて置いたものであつて當時活躍した人々を知ると同時に當時の兵器を知ることの出来る重要な文書である。

因に本文書に見ゆる桑原大藏は本文書にある富澤豊前の長男で川戸村金藏院を嗣いだものである。

八 幡 山 番 帳

一 番

鉄 鎧 鉄 弓

(古 文 書)

炮 炮

狩 野 右馬助
同 又左衛門
唐 沢 平左衛門
田 村 雅 樂 丞

同 同 同 同 同 同 同 同

上 原 彌次郎
關 勘解由
富 沢 源右衛門
小 菅 六郎三郎
島 村 市之助
田 村 助五郎
ひ こ ゑ も ん
か ね こ
狩 野 志摩守

註 湯本善太夫は天正三年五月長篠の役に奮戦して重傷を負った之を慰問した武田勝頼は彼の起つべからざるを見て大に憐れみ故郷に在る彼れの老母の生活を保護する爲めに特に草津に於て湯屋敷並田地を與へたのであつた。之は即ち其の文書で跡部大炊助勝資が旨を承けて之を認められたものである。浦野義見齋は湯本家に程近い日影村の者で陣中使者を勤めた法印である。

此比使者之奉公誠以神妙之至候因茲於羽尾之内爲屋敷分五貫文出置候彌々向後当地之儀三郎右衛門方令馳走候様に肝煎尤候仍如件

天正十年午十月四日

儀見齋

昌幸 華押

切紙にて申遣候先度は御出候処に早々□□候然者先日申通(?)り與力に御すみとの望に候はゞ御出可有候知行は百石宛之定りに候間如此しらせ申候以上

二月十五日

一場權左衛門

ひかけ村 豐五郎殿

註 一場權左衛門は原町住、眞田氏の臣、伊賀守時代には原町邊の代官を勤務して居た。此の文書は日影村の豐五郎といふ人を沼田城中へ與力奉公に周旋するもの。豐五郎は或は儀見齋の子孫ではなからうか。

以上

今度知行御改候之處五貫文相拘之由候近年於長野原無他事奉公之間如前々出置候彌々向後無疎略可走廻者也仍如件

天正十八庚寅十二月廿一日

北能登守奉之

儀見齋

註 眞田昌幸が北能登守をして發せしめた浦野儀見齋に知行を宛行ふ文書である。儀見齋は前出の浦野儀見齋である。

吾妻史料集録 下巻 終

昭和二十四年十二月一日印刷
昭和二十四年十二月十日發行

吾妻史料集録 下卷
非 賣 品

群馬縣吾妻郡中之條町大字伊勢町

發行人 富澤碧山

群馬縣吾妻郡原町大字原町

編輯人 新井信示

群馬縣吾妻郡中之條町大字中之條町九三九

印刷人 山口武夫

群馬縣吾妻郡中之條町大字中之條町九三九

印刷所 山口印刷所

群馬縣吾妻郡中之條町大字伊勢町八三九

發行所 吾妻文化俱樂部

電話中之條一四三番

振替口座宇都宮三八八番

(富澤碧山)

980425

群馬県立図書館
品番

昭和二十四年十一月十日

53761

御 注 意

- 本は大切に扱きましょう。
- 本は転貸借はお断りします。
- 10日間の期限に必ず返して下さい。
- 本を汚損または紛失した時は同一の本又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館

前橋市城東町二丁目3番3号

電話 ④ 3 0 0 8 番

3

吾

群馬県立図書館



0042868-0